

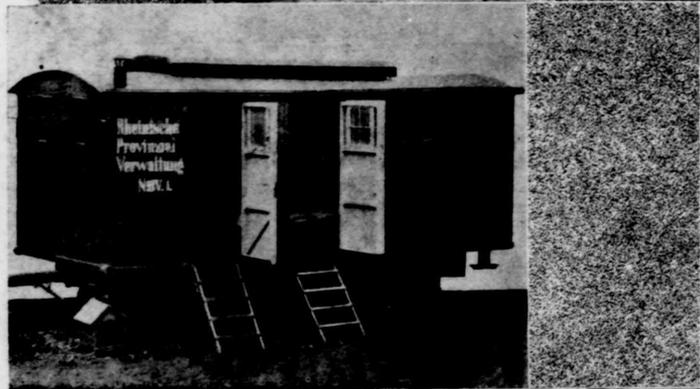
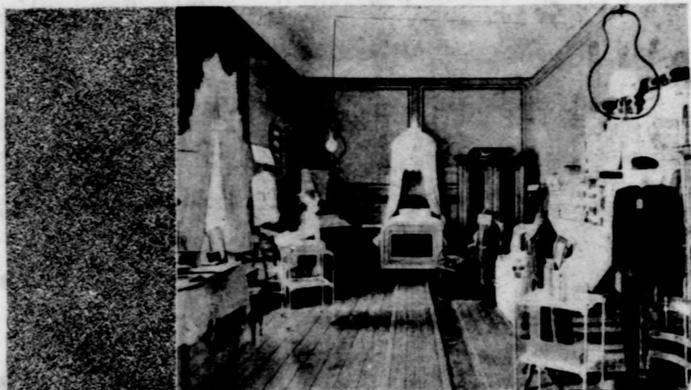
No. 3676

刑 政



刑務協會發行

第 壹 號 第 八 拾 卷



(裏面の説明参照)

刑政 第三十八卷第一號 目次
 卷頭言
 大正十四年を迎へて

論説

刑務所作業官用主義に付て……………行刑局長 泉 二新熊 (四)
 フアルケーンの「現今の勞役場は勞働教育場なりや」を讀みて……………司法書記官 正 木 亮 (一〇)
 心理的に考へた獨居拘禁……………大會主席 江村 繁太郎 (二)
 行刑教育の有効條件と家庭主義……………本會囑託 井上 忻 治 (五)

資料

豊多摩刑務所の階級(累進)處遇……………看守長 中 島 利 吉 (四)
 刑務所作業と琉球漆器……………作業技手 國 吉 真 儀 (四九)

雜錄

山岡局長の二年有半——少年者の刑務教育——觀かれた我——刑務所に於ける音楽——思想の悪化根治法——ベンシルパニヤ州東部州立懲治監——吾等の英語——常識の修養——
 行刑と常識

統計

叙任

法令

東西南北

會報

家庭欄

ブラウウワイラー勞役場

(上圖)

ブラウウワイラー勞役場では收容者に仕事を覚えさせることが唯一の目的である、仕事を覚えさせて生計を確立せしめ之によつて犯罪傾向をなくすることが目的である。従つて收容者には有利な仕事を教える、又出来るだけ種々な仕事を教えることが出来る様に組織されてある。收容者が作った製品は見本室 *Modelkammer* にかきつけて置くことになつて居る。此の圖は見本室に製品が陳列されてあるところである。

(中圖)

此の勞役場には田舎の方に外役に出る遣外隊 *Aussenkommandos* なるものがあるこの遣外隊は看守一人に十六人の收容者を付けることになつて居るが何時も場所を代へる爲換言すれば水草を追ふて歩く爲にそれ等の人の爲めに住居車 *Wohnwagen* なるものがある此の圖がその車である。向つて右側は此等の人々の寢所になつて居て向つて左側は炊場と食堂となつて居る。

(下圖)

内役には種々あるが先ず指物工から説明しよう。指物工場では平均五十人の收容者が働くことになつて居る。そしてその工場内には製材機が二臺、仕事臺が三十八臺、旋盤二臺、と一個宛の糊釜と乾燥ストープとがある此の工場の仕上げを見ると一九〇七年の會計年度中に左の製品が出来た。指物特に机三四個、戸棚一〇二個、他の營造物のベンチ二四個、小屋五〇〇個、ベルゲハイム冬季學校の完全な建築一棟、幼稚園の家付一式アイヘンの邸宅一棟、教會のベンチ四四脚である。圖は指物工場。



第參拾八卷第一號

行刑改良に資すべき材料を求む

一九〇〇年のことであるが、アメリカは自己特製の感化制 *System of Penitentiary* を世界に廣めようとしてブラッセルの國際會議に望んだ。此の新式な制度がきつと世界的になるだろうとはアメリカの自認し又學者達も認めるところであつた。

俄然、此の新式な制度は世界的に擧り去られようとした。アメリカ代表のバローは眞赤になつて此の不安なる形勢に策應した。そこで僅かに擧り去られることだけはすんだもの、歐洲列國のアメリカに對する言分が面白い。『あなたの國の御申出は結構かも知れんが私達の研究の材料になるものが何もない、此の次までに材料を集めて下さい』。恐らくアメリカが如斯侮辱を受けたことは空前絶後かも知れぬ。その侮辱原因は？

アメリカの實務家が行刑改良を筆の先きに委ねて自ら生きた材料を筆を持つ人々に與へなかつたに他ならなかつた。

私は學者と實務家との此の無關係は獨りアメリカのみならず世界總ての國の行刑改良の途をとさし時に國辱を蒙らしむることあるを思ふ。

日本に於て衷心から此の途に盡さんとする實務家諸君希くば生きた材料を提供して理論を追ふ人々を助けられよ。

大正十四年を迎へて

「刑政」生れて歳を経ること茲に三十八年、新に大正十四年を迎へ、門松のうちには會員諸氏と相見ることを得るは、深く光榮とする所である。人は四十にして不惑といふ、刑政既に不惑の齡に近く感理性共に調和され、正に活動の旺盛なる時期に屬す。縦に見て約四十年の歴史を有し、横に見て一萬數千の會員を持つ、敢て自得する譯にあらざるも、刑務界に於ける權威者たるを失はず。

刑政に關する思想は最も眞面目にして、世間に流るゝが如き、ジャーナリスティックなものにあらず。釣玄なる學理の根柢があり、早急に轉換する性質のものでない。然るに往時に於ける刑罰の應報的觀念は、次第に薄くなり、目的のために！、改善のために！、進みたいといふ思想は上下共確に看取し得るのである。一面世界戦争後個人意識の發揚著しく擡頭し、從來の消極的道德觀よりも、一歩進んで積極的道德觀に基調するを以て、根本原理に添ふ所以であるとの信念を生ずるに至れり。

近來釋放者の差別撤廢の聲高く、帝國議會へ建議せむといつてゐる、改心してゐる者を排斥するは餘りに苛酷な仕方である。同類意識の上よりいふも、過を改めたる者は排斥すべき筋合のものでないと信ずる。吾人はこの點に付釋放者の味方となりあくまでも、過を改めた同類の爲に、粉骨碎身の勇を有するものである。

「刑政」の發行については、内容を益充實し、「人」は獨特の新味を加ふべく、フィルム並に看讀書籍の撰擇は機微を察し自ら考案の任に當り、尙共済組合の助成等、その完成については時代の思潮と要求に應ぜむことを期す。

こゝに附言すべきは近來創始された、レコード音楽、活動映畫は之を以て直に對象を改善し得るとするが如きは、早計も亦甚しといはねばならぬ。音楽、映畫、書籍、等は人類生活の必須要件なるものにして、敢て行刑に特有なるものにあらず。吾人は「生存」のみを目的とせず「生活」を要求す、その生活の要素を整え以て誤りなき、社會順應を得せしめむとするのみ。

行政整理の爲め行刑機關の縮少をみたるは、甚だ遺憾とする所である。しかし國家の大局より觀察して、敢て自己のみを意識するは賢明なる主張にあらず。拮据勉勵高きを考慮し以て過誤なきを期すべしである。

齡三十八年の新春を迎へ、「刑政」の益隆盛を悦ぶと共に、會員諸氏の健康を祈り、將來倍舊の御指導御援助あらむことを切望の至にたえず。以て新年の辭となす。

刑務所作業官用主義に付て

泉 二 新 熊

刑務所作業官用主義に付て

從來刑務所收容者の勞力は、次の三種の作業に供用せられたり。即ち(一)官司業(原料器具機械の一切を官に於て設備し官の技術員の指導の下に物品を製作し之を販賣するを云ふ)。(二)委託作業(主要なる原料を委託者に於て提供し官に設備せる其の他の材料及器具機械を使用し官の技術員の指導の下に委託者の爲に物品の製作修繕を爲すを云ふ)及び(三)受負作業(原料器具機械の一切を受負人に於て提供するの外技術員を派遣し其の指導の下に就業するものにして刑務所は單に收容者の勞力を供給し之に對する賃金を徴收するを云ふ)是れなり。

現在に在りては受負作業最も盛んにして官司作業其だ振はず蓋受負作業は其の經營容易なるに反し官司作業は其の經營頗る困難なるに基因するものなり。然れども受負作業には種々の弊害あり就中其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

一、受負人(依頼者)及其の従業者が收容者と接觸する爲刑務所の紀律に悪影響を及ぼすこと多し。

二、一私人たる受負人をして收容者の低廉なる賃金作業に依り莫大なる利益を獲得せしむるは不公平にして又間接に民間同業者を壓迫するものなり。

三、受負作業は財界の景況如何に依り著しき影響を被り經營上甚大なる困難に遭遇することあり例へば全國各刑務所に於ける機械受負作業は大震災及其後財界の不景氣に因り受負人の被むれる影響の餘波を受け或は之を中止し或は賃金の値下を爲すの已むを得ざるに至れり。

是を以て歐米諸國に於ては近來受負契約主義 (Contract system) を拋棄し之に代ふるに官用主義 (State-aid system) を以てするを適當なりと認めつゝあり。例へば普國に於ては各官廳用品監獄建築及官營農作開墾事業は出來得る限り受刑者の勞力に待つべく已むを得ざる場合に限り受刑者を受負作業に従事せしむるを得るものとし(普國內務省所管監獄則第四百三十三條同司法監獄則第八十五條)パーデン、オルデンブルグ、ブレイメン諸邦に於ては受負作業を禁止したり而して普國の實況に徴するに一八六八年に於ては受刑者の七十三プロチエントをして受負作業に就かしめたるに一九〇九年に於ては其の數僅に十七プロチエント半に減じたり又紐育州に於ては法律を以て此主義を強行し其の他の北米諸國に於ても之が實行を激勵し大に其の効果を收めつゝあり試みにバージニア州知事トリントル氏の報告に基き同州に於ける官用主義施行の狀況を略叙すべし。

一、同州に於ては從來の受負契約者が Contract system の終了を要求する大勢に徇じて刑務所と手

を絶たんとするの聲明を爲したる爲の *Guarantee system* の確立を促すに至れり勞働團體、大事業者の或もの商業會議所婦人クラブ慈善及宗教團等皆之を援助す。

二、一九一八年 Virginia 州立法者は機械購入及工場設備の爲に支出を爲し今や同州に於ては國用印刷場備品工場及裁縫場を經營しつつあり。而して同州に於ては知事が需用品購買の刑務所作業の管理及州豫算を併せて管轄する爲の *Catch-use system* の實行に便利なり。

三、此主義の實行に付ては左の條件を必要とす。(一) 官公署の既定日常需用品を製作する作業の確定(にして而かも其原料の容易に獲得せらるる)。(二) 收容者が最も有効に使用され得る作業の選擇。(三) 收容者の職業訓練に最も有利なる作業の選擇。

四、Virginia の經驗に徴すれば國用印刷の需用は刑務所の作業能力より過多なるも他の國用品の需用は其の能力を充すに足らず従て同州は附近隣州と協力して互に過不足を補ふの途を講ぜり而して營利を目的とせざる團體 *The Associates for Government Service (of N. Y.)* は之が實行に大なる援助を爲しつつあり又之が爲に *National committee on Prison Labour* なるもの組織を見るに至れり。

五、四十八州及三十二大市府の日用需用品は其の額七億弗に達し合衆國政府及小市府の需用も亦五億弗に達するが如し而して此等の需用に應ずる方法は *Committee on Standard Specification* の任命に依て完成するを得たり此委員會は官廳用日用品 *Standard Specification* を商務大臣に講求し同大臣は

千九百二十三年五月各州購買官會同を開催して之に附議したるに同會議は全員一致之に賛成したり。

六、刑務所は毎年其購買したる各日常品の品目價格數量等並に其の製作品の品目價格數量等を明細に *Alphabetic* に記載したる表を作成して實行委員會に送付し同會は此報告に基き需用供給の關係を知り原料の價格及販賣價格等を研究し本主義の實行を援助す。

抑々官用主義は官公署の用品は刑務所に於て之を製作するを以て原則とするものなり其の最主要的な利益二種あり曰く

一、官用主義に依るときは官公署は其の需用品を廉價にて購買するを得べく刑務所は收容者の勞力を善用すべき作業の圓滿なる組織を爲すことを得べく國家は一舉兩得の利益を享く。

二、此主義に對しては民業壓迫の非難を容るゝの餘地なし。

然るに此主義の實行に付て頗る危険なる難關二個あり、其の一は刑務所製作品が幾分か粗製の嫌あることあり又或は然らずとするも各官廳用度吏員が從來の購買關係に膠着し刑務所製品の粗雑にして用途に適應ざるを名として此の主義を排斥することは是れなり紐育州に於て特に法律を制定するの必要に迫りたるは之が爲めなりしなり然れども各官廳が一致協力して一面に於て製品の改良を促し一面に於て此主義の實行に努むるときは此難關を打破するに難からず。其の二は従前の刑務所受負者並に一般官用品受負業者が民業壓迫の聲を大にして反對の運動を爲すこと是れなり、然れども此の反對は先づ

理論上に於て理由なきものなり。何となれば官廳用品を官廳(刑務所)自ら製作するは自給自足の途を採るものにして他より容喙すべき事項に非ざればなり。次に實際上に於て刑務所の製品を市場價格より著しく低廉にせざる限り民業壓迫の結果を生ずるものに非ず、加之受刑者が將來に於て社會的に復活する職業を訓練するの必要上此主義の最有利なる以上は假に本主義實行の爲社會が多少の犠牲を拂はざるに至ることありとするも之を忍容せざるべからざるは當然にして彼のバージニア州受負業者の採りたる態度の如きは社會公德上賞賛の價值あるものなり。今や本邦に在りては關東大地震の影響を被り經濟界の不振其の極度に達し將に財政の危機に頻す是を以て政府が財政の緊縮を計り行政の整理を行ふは固より其の所にして此時に方り各官廳が協力一致して所謂官用主義の實行に付て互に努力を爲すべきは勿論國民亦大に之を援助するの覺悟なかるべからず。

官用主義を實行するには左の條件の具備することを要す。

- 一、官公署の需用數量稍一定せる物品なるを要す。
- 二、需用品は可及的に標準化すること (Standard specification) を要す。
- 三、需用品の製作は釋放後に於ける職業の訓練に適するものなることを要す。
- 四、各官衙は刑務所に於て供給し得る既定物品に對する次年度の需用概數を豫定し主務官廳を経て豫め之を當局者に通知するを要す。

此外各省會計課長を以て官用主義實行委員會を組織し各官公署の需用狀態を調査し本主義の實行に對する諸種の障礙の除去に力め積極的に之が實行を奨勵する方法を講究するは最も望まじきことなり。

官用主義を實施するには以上各種要件の外尙刑務所工場に於ける作業に付て科學的工場經營方法を用ふるの必要あり。即ち機械的設備を完成し、就業者の能力を鑑別して適材を適途に使用し、主用作業を統合して些末の業種を廢し、材料の大量購買を行ひ官吏及就業者に對する待遇を改善するに非ざれば此主義の効果を收むること不可能なり。

然れども此主義を目して作業のみに着眼して刑務所を工場化するものと誤解する勿れ、抑々行刑の本領は單純に應報制裁を科するに在らず犯罪人を根本的に改善するに由り將來の犯罪を豫防し以て社會の安寧を保持するに在り。而して此の立脚地より觀察すれば獨り刑務所に於ける作業收入の増加を計るに汲々として他を顧みざるが如きは其の措置宜しきを得たるものに非ざること明白なり。此主義を採用するに當りても教化及保健の適正を期するは勿論にして、職業訓練勤勉生活馴致に依り受刑者を改善し其の社會的復活を計るの最適切なる手段として此主義を採用するに外ならず、而も由て以て収入の増加を來すことを得ば是れ即ち一舉兩得の策として推奨するの價值ありと爲すべきなり。(完)

ファルケーンの『現今の勞役場は勞働 教育場なりや』を讀みて (一)

正 木 亮

刑罰が社會を防衛することを目的とし又犯罪人の危険性を改善することを最大の目的とするならば現今の刑罰制度は頗る其目的を離れることが多い、何となれば現行刑法の規定だけでは責任能力者のみが對象となり又その裁判上言渡さるべき特定の刑期のみにては改善期間として不十分なる場合が多いと同時に責任能力のない者の中に危険性のあるものが多いし一定の期間では改善の出來ぬ程執拗なるものが多いからである。而して若しも現在行はるる刑期の量定が實に犯行に對する對價としてなされるならば犯罪の習癖を有する者に對しては刑罰の効力は竟に薄弱とならねばならぬ、そうして如斯きまづた期間内に於て量定をなさねばならぬときは毎に累犯者の改善といふことは度外視されねばならぬこととなる。故に、如斯量定の根據を有害なりと認め進んで現行刑法の如く一定の刑罰期間を定むることの無意味なるを知る者は竟に不定期刑を主張するに至るのである。而して北米合衆國の數州が不定期刑を採用する所以のもの及一九一三年の獨逸刑法委員會草案一九一九年の獨逸新草案及一九

二二年の埃太利刑法草案が共に豫後拘禁 (Zuchthaus) を規定したる所以のものは何れも現今の如き刑罰特定の下に於ては改善すべき犯罪の危険性をも改善し能はざるを認めたる結果であつて反面より見れば累犯者の改善不能説を否定したるものと見ることが出来る。フランツ、エクセネルは一九一三年の委員會草案が豫後拘禁を認めたる理由として右と同様なる見解を下して居る。(一)

(1) Franz Exner, Theorie der Sicherungsmittel S. 73.

Soll ein heilbarer Trunksüchtiger deshalb ungebüht bleiben, weil das Gefängnis seinem Zustand nichts nützt, oder etwa seine Besserung wegen Unzureichungsfähigkeit nicht möglich ist? Es gilt Absolut man zu finden, die zu helfen vermögen, wo die Strafe nicht hilft. Unsere Entwürfe haben solche unregelmäßig aufgenommen. Sie unverbesserlich ist, weil er nicht durch die Strafe gebessert werden kann.

現在の科學の範圍に於いては執拗なる兇悪性が果して改善不能なりや又之をも改善し得るものなりやは直ちに斷定することの出來ないことは勿論である。さう乍らフレデリック大王の治下に犯罪の一般豫防に特別豫防の觀念を加ふるに至りてより今日に至る二百年の経路は(一)、犯罪人の個性に基づく改善努力を深からしめ、竟に刑罰は應報であるといふ唯一の論據に動搖を來して、或は目的刑説が生れ或は保護刑 (Schutzhafttheorie) が生れ、極端な主張をするものに至つては刑罰は教育そのものだといふ説を爲すものさへも出て來た。

(1) Eberhard Schmalz, Die Kriminalpolitik Preussens unter Friedrich Wilhelm I. und Friedrich II. S. 33-59, Günther,

如斯犯罪の特別豫防が刑罰の重要點となつて來た以上吾々は如何にして特別豫防の効果を大ならしむべきであるか、を思はねばならぬ。そうしてその結果として現行刑罰の下に於て刑罰と保安處分とが異つたものだとする觀念に従ふにしても少くも刑罰の目的を助ける保安處分の必要なることは是非とも認めてかゝらねばならぬ。そして主従の關係はあるとしても二つのもの、何れかに屬せしむべき人でも同じ目的の下に置かれるから今日行はれつゝある犯罪人の性向罪質による分類を完成することは此の二つのものにとつて極めて重要なものになつて來る。フォン、リスト教授は犯罪人の個性に従つて之を八分類しその精神上の根本の特徴に従ひ射利心あるもの、名譽心あるもの、自己を貫く者等に分ち之に基いて處遇しなければならぬとして居る。(三)、上述の理由からわたし達は決して刑罰の根本觀念とのみ見ないで保安處分にもなくてはならぬと見なければならぬ。さり乍ら此の他に吾々の周圍には種々なる現象が起つて犯罪を誘發することを忘れてはならぬ。例へば失業、物價騰貴等の如きである。(四)、之等に對しても亦わたし達は犯罪に至る前と刑罰終了後に處するために其犯罪の動機を探究して處遇するの必要が起つて來る。そうしてわたし達が刑罰を超越してかくの如く犯罪者の内的原因による犯罪性や外的原因による犯罪性を探求するとき茲に或量定期間のみにては改善をなすに不充分であるいふ種の人々を發見することが出来る。その場合刑罰の目的を補助する手段として吾

々は茲に保安設備を必要とするのである。(五)

(四) V. Lenz, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, Aufsätze II, 182 ff.

(五) Adolf Löwe, Arbeitslosigkeit und Kriminalität.

(六) Hermann Jürg, Gefährliche und Kriminalität in Deutschland seit 1852.

此の様な考へ方から出來て來る保安設備は之を幾つに分類したらよいかに就ては犯罪原因の分類數に従ふことを理想とすべきことは勿論である。茲にはフランツ、エキセネルの分類に従つて之を五種に分つて見よう。而して獨逸刑法の前述の兩草案も此れに基いて居る。(六)、即

一 少年者の無監護 (Verwahrung eines Jugendlichen)

二 精神耗弱 (Geistige Minderwertigkeit)

三 酒癖 (Trunksucht)

四 嫌勞 (Arbeitsleiden)

五 意思薄弱 (Willensschwäche)

右第一點を前提とする保安處分は即ち矯正院又は感化院 (Besserungs- oder Erziehungsanstalt) である。第二點を前提とするものは瘋癲院、第三點を前提とするものは酒癖者治療所 (Trinkerheilanstalt)、第四點第五點を前提とするものは勞役場 (Arbeitshaus) である。

右の中吾々が常に犯罪の原因として重きをなすものは第三乃至五點でなければならぬ。殊に嫌勞が今日の窃盜詐欺犯罪の最大原因たることに於て吾々は常に肯定出来る。そうして如斯習癖あるものに對しても尙一年又は二年の短期自由刑を科することは上述した様な社會防衛を目的とする刑罰觀念と一致せざること勿論であると謂はねばならぬ。故に吾々は現今の刑事運動として第一に起さねばならぬ主張は現在の刑罰執行に於て足らない點を補足して行かねばならぬことである。具体的にいへば勞役場であるとか、洒癪者治療所であるとか又は種々なる豫後拘禁を爲し得る設備を作つて貰ひ度いことである。

(17) ERWIN KERTZ, A. D. S. 37-38.

我現刑法第十八條は既に勞役場の規定を設けて居る。しかし、此勞役場は上述の目的に添ふ設備でないことは本條の規定する「罰金を完納すること能はざる者」に科するところによりても之を認めることが出来る。即ち我が現行の勞役場は常に罰金に對する換役たるに過ぎないのであつて保安處分としての價値は全然之を認むることが出来ないものである。殊に刑務所に於ける(監獄法第八條により監獄に付設す)取扱を見るに勞役者により得らるゝ利益は罰金額を補ふことが出来ぬのみならず、反面自由刑としても亦充分なる處遇をなし得ざる状態(監獄法第九條)にあるから其效力は全然無意味に了つて居る。されば罰金完納の目的を達しようとするならば一九一九年獨逸刑法草案第五十八條

の如く自由勞働による償却の制度を容れ、又刑罰として認めようとするならば同草案第五十九條の如く之を補償刑として拘留刑に換ふるか又は罰金と他の自由刑とを併科するときはその自由刑に換へるべきものであつて、勞役場そのものは其本來の性質に基き外國の勞働場の様に乞巧嫌勞又は放逸の如き行爲を犯罪の原因として取扱ひ、そうして一定刑期間の内に改善の出来ぬものを改善して刑務所に這入るものを少くする様な設備としなければならぬ。

かくすればその時から刑罰の執行は其の有終の美を爲し吾々の社會は犯罪行爲から防衛されるに至るのである。

獨逸に於ける現今の勞役場も既に此の觀念に基いて行はれつゝあるのである。

私がシュワイドニッツ勞役場長ファルケーン氏の論文を讀んで之を紹介しようと思つたのは此の様な意味からである。私はその效果の問題に付ては少時考へたくない。少くとも刑罰の效果をもつて多からしむる爲めに此の様な補助設備が必要であるといふわたしの意見のさへへとしたい。同時に兎角誤られ易い刑罰執行の設備と保安設備とがどの點に於て區切りせらるべきものかを知る材料として度

50。

△

△

△

△

西曆一九一九年の獨逸刑法草案理由書第八六頁には次の如き説明がある。

「現行刑法々典（一八七一年五月十五日）は勞役場を賣淫幫助（第一八一條ハ）及第三六一條第三號乃至第八號の違警罪（乞丐、放浪者、營業淫行等）の場合に限り認めて居る。現今の勞役場の實際狀態から觀れば或る社會に有害なる分子は一般に現行の期間よりも永く隔離する方法以外に適當なるものはないのである。

本草案は勞役場を勞働教育場に造り上げやうとして居る。故に本草案は犯行が放逸又は嫌勞に基き且つ處分を受ける者を合法的勞働生活に馴染する爲めの收容を必要として居り且つ勞働能力ある者に限り勞役場を言渡すことを要す（第九六條第一項）と規定して居る。輕微なる法律違反に責任を負はされる人々に對しては原則として特別な勞働教育を必要としないのである。若しも行爲者が長期自由刑に處せられたる時にも又勞役場の處分をなす必要はない、何となれば此場合は勞役場に於て行届く丈けのことは刑罰執行に依ても同様に行届て居るからである。それ故に勞役場は中位もの犯罪に屬するものに（第九五條第二項）制限すべきものである。是等の場合に於ては責任の程度に依て定めることの出来る刑期は受刑者に對して有効なる執行をなすには足らない、他而是等の人々に對しては屢々特別な強制處分をなす必要がある。何となれば彼等は屢々常習犯罪者となる下り坂の下口に居るからである。此處分の目的は實に合法的勞働生活に至らしむる教育である。さり乍ら是に依て勞役場には此目的を達し得らるゝものゝみを收容するを要するとは謂はれない、此點を判斷することは時に依

り説明が六ヶ敷なるが故に結局改善不能者と謂はれなく收容することは之を禁ずるのである。

一九二一年十一月七日及八日の伯林に於けるブランデンブルギツシエ、ランデスハウスの獨逸保護場總務協會（der Gesamtverband deutscher Verpflegungsstationen）放浪者保護場（Wandearbeitsstätten）獨逸勞働殖民地中央協會（der Zentralverband deutscher Arbeitskolonien）及獨逸宿泊所組合（der deutsche Herbergverein）よりなる三放浪者保護協會の會議に於てゲツチンゲン大學教授フォン、ヒツベル博士の提案に依り乞丐、放浪者及嫌勞者殊に新刑法々典草案中の勞役場の利用に關し次の決議をなしたのである。

「乞丐、放浪及嫌勞の刑事上の抑壓は有責なる怠慢の場合には明かに行はるべき問題であるが是に反し他面には必要に應じて秩序ある保護を必要とするのである。此點より本會は新刑法々典草案の規定は現行法に比し一段の進歩であることを敬服する。さり乍ら新刑法々典草案は或る本質の點に於てもつと廣汎なる改良を加へる必要がある。即ち第二問第一點の勞役場は最早改善の出来ないものと思はるゝ者に對しては常に改善所（Besserungsanstalt）に非るのみならず保安設備（Sicherungsanstalt）でもなり。一九一三年の委員會草案第一〇二條第二項の制定は一九一九年の草案に比較してもつと此點に着眼して居る。若しも一九一九年の理由書第八六、八七頁が將來の勞役場を今日の勞役場に對して勞働教育場として掲ぐるならば正しくない説明である」。

一九一三年の委員會草案第一〇二條第二項は次の規定をなして居る。

「受刑者の勞役場留置の命令は右受刑者の行爲が「放逸又は嫌勞に歸すべく且つ自由刑が其受刑者を合法的勞働生活に馴染するに足りない場合に限り之を許す。裁判所は右留置の期間を最短六ヶ月最長三ヶ年量定すべきものとする、若し受刑者が勞働能力なき時は其命令は之を止める。」

一九一九年の草案第九五條第二項は之れに對して次の如き規定をなして居る。

「勞役場留置は一月以上一年以下の禁錮に附加してのみ之れを言渡すことが出来る、第二八一條の規定は此限りに非ず。」

一九一九年の草案第二八一條は次の規定をして居る。

「第二七四條乃至第二八〇條の場合には（無意識の泥酔、扶養義務の違反、犯行の不防止、放浪、勞働拒絶、乞丐、營業淫行）二週間以上の禁錮に附加して勞役場留置を宣告することが出来る。但し第二七六條の場合（犯行の防止）に於ては幼年者及び少年者に依て犯されたる行爲を勞役場留置に處する場合に限る。第二八〇條（營業淫行）の場合には聯邦警察官廳は受刑者を勞役場の代りに庇護所に收容することが出来る。」

右の如き見解の相違の中に刑罰執行官は勞役場は改善所並に保安設備であると謂ふフォン、ヒツペルの意見に同意することが出来る。今日の勞役場の實際状態に於ては理由書の示すが如き設備は刑罰

執行の目的及び義務に關する現代の觀念と一致しないのである。高尚なる目的即ち道德的改善及び感化を勞働と結び付けなければ社會的に有害なる分子を一般に長期間隔離することも亦實際上全く實行せられないかも知れない。草案は今日の勞役場に他の中位者の犯罪の違法者を加へて其範圍を廣くしようとして居る。然し今日の勞役場を勞働教育場に造り上げることは全く不可能である。何となれば今日の勞役場は既に勞働教育場でなければならぬとの現代の要求に副つて居るからである。是に就ては既に一八八〇年四月二十二日の吾が勞役場規則が規定して居る、其規定は次の通りである。

「勞役場とは改善所として之れに收容せられたる人を道德及び宗教的關係に於て訓戒勞働及び懲罰に依り向上進歩せしむるところとす」立法者は新しい勞働教育場に對しても亦それ以上の問題を與へることは出来ないであらう。

草案第十二章が「改善及保安處分」の擴張をなしたか又草案第三三六條の賣淫幫助者、第三六三條の窃盜第三七六條の詐欺、第三八五條の贓匪を一般教育の爲めに勞役場の現今の收容者に加へるか否かに就ては此場合研究すべきでない。此點に關しては（刑事法學雜誌一九二二年第四三卷第三六乃至三六五頁（Berlin W. 10, Genhinerstrasse 58, 發行—參照）又フォン、ヒツペルは伯林に於ける一九二一年十一月八日の決議にて第三問第三點即ち勞役場の利用を道德犯と財產犯とに分けることを極力排斥したのである。此場合又立法者が草案第九五條第一項に於て“Arbeitsfähige”即ち勞働能力者な

る文字を示さうとして居るか、又一九八九年六月二十六日の聯邦議会の決議を何の程度まで變更しやうとして居るか、是に依て輕易なる屋内労働、野外労働又は庭園労働に就けるだけの能力より外にない者をも従来通りに勞役場に收容しなければならぬかは問題にすべき所ではない。一九一三の委員會草案第一〇二條第二項は左の規定を掲げて居る。

「處分を受くる者労働力なき時は勞役場留置の命令は之を止める」労働能力性と労働不能性との間の限界を定めることは常に非常な難事である。こゝには只次の問題を研究すべきである。

「現行勞役場を労働教育場と名付くことは正しきや」

此目的の爲めには現在の勞役場が之に收容したる人々を道德的労働生活をする様に教養するために實際如何なる取扱ひをなして居るかと謂ふことを知らなければならぬ。而して吾がシュレジン勞役場は此研究の爲めに實例として役に立つものである。

心理的に考へた獨居拘禁

(行刑の累進制度に於ける第一期としての)

江村 繁 太郎

- (一) 本制度の權威者正木亮氏—本間は全體の一部—教育と獨居拘禁—人格の意義、(二) 行刑の客體は人—生れ變つた人間になり得るや—人格の轉換意識の分裂—人格の縦と横—その配彩人格の變化性—自我意識—破壊された自我の感情—自家探求改善の發明、(三) 獨居拘禁の目的—客我的破壊—教育と獨居拘禁—増嶋時代—正木氏の自己脅威—刺戟と感覺—ウエーベルの法則、(四) 非社會的の固執性—根強い縱の人格—獨居拘禁の基調—獨居拘禁と自殺—注意の法則、(五) 獨居拘禁の印象—拘禁の期間—觀の焦點—感覺の高潮の時—他の目的の獨居(終)

我國に於ける行刑の累進制度の權威者は法學士正木亮氏である。従前と雖本制度を紹介せられた人はあつた、しかしそれは沿革であるとかほんの断片的のもので組織だて、根本觀念を與へるまでに行かない。私が考へた本題も同氏の教への記憶を根據としてゐることは勿論である、教へを受けた精神を基調とすれば甚だよいが、そは非常に困難のことであるから單に記憶を根據とする、精神に於て誤る所

があれば私の罪で幾重にも御寛恕をこふ。本制度の全體としては行刑の内容に自由享樂の程度を異にする、數個の階級を設けその階級を組織的に相聯絡統一し受刑者を、漸を逐ひ矯正、誘獎、威化せんことを目的とするものである。受刑者の行動により漸次自由の制限を緩和し、遂に假釋放を得せしむる行動の不良に對しては階級の進行を遅延せしむ、恰も個體發達の順序に於ける如く漸進的に社會順應の質を與へ以て社會に復歸せしめんとするに外ならぬ。本問の獨居拘禁はこの全體の一部分であつて、果進制度の第一着手である、換言すれば、矯正、誘獎、威化といふ目的を實現する手段として考へられたものである。全組織を構成する一要素、一關係として極めて重要な意義を有するものと信ずる全組織からいへば僅な一少部分にすぎない、主として人格といふ視點に基調して本問を進めてみたい

人格——といふと何だかえらい人の様に感ずるが、心理學ではえらい人でも何でもない。人格とは一切の行動が自我を中心として統一せられたことをいふ。即ち思想、感情、意思、の統一に外ならぬ、各個人の人格には特種の固有性を有し、同一なる事情の下に於ても個人の活動には大なる差別を生ずる、かゝる差別を生ずる原因は個性である。

(一) 人格は有機的經驗にして、生命若しくは人格の同一と稱せらるゝ慣習的固執性を基礎とし、外圍に順應しつつ若くは外圍を同化しつつ活動變化するものなり。

(二) 人格の意識的方面は力の感なり、即ち感覺感情なり、これを明瞭確實の度合によりて、明覺的、意識的、半意識的、の四部に別つ、第一は人格の横断面を見、第二はその縦断面を見たるものなり。

(三) 人格は認識上管に主觀と客觀とを綜合統一せる形式を有する、直觀的、現實的、經驗にして、換言すれば表象の客觀的存在

なり、所謂純粹經驗なり。

(四) 人格は活動、情調、表象、時間、空間、數の六要素によりて決定せらるゝ經驗なり。換言すれば心理的有機體なり。

教育の相手も人であり、行刑の相手も人であるから、同じ目的を有する行刑に於ては人といふことを念頭からはなしては行刑の中心點を去ることになる。教育を語るには先づ兒童の性質を知る必要ある如く、行刑に於ては幼年者もあるが先づ成人した人といふものゝ領解を最も必要とする。教育の相手である兒童は自我意識が未だ發達してゐない、發達し得べく性質を有する可能體であるから此の點は割合に容易である。心理學の上から見た教育は畢竟習慣を作るに過ぎないから、兒童をして物質界及人事界に慣れしめ、よし生活の狀況が變じても適當なる反應をなし得る様に、訓練してやればよい。行刑は既成の習慣による反應が非社會的のもので、その人格は既に社會順應性を欠いてゐる。ある人は教育についてこんな考へを有つてゐる、教育には二つの方面がある、一つは外圍に關する知識を得ること、一つは此知識に照して誤りなき反應を行ふことである。而して知識を取入れるのは畢竟正しき反應を行はん爲に外ならない、外圍に對して正しき反應を行ふとは、即ち順應の作用を行ふのである。こうした意味の教育を司どる教師は順應作用に付幾何の助力をなし得るかといふに、たゞ僅に兒童の外圍を整理するだけのことしか出來ないといつて居る。それはどう云ふ譯かと云ふに生物學や心理學の示す處によると、兒童の持つて生れた身體並に精神は祖先から遺傳されたものであつて、

既に完成した反應作用を幾つか具へてゐる。してみると教育の仕事は第一に遺傳によつて制限されてゐる。教育はたゞこの制限内に在つて、兒童の外圍を幾分か變更し得る位のことしか出来ないといふのである。行刑の相手は遺傳觀念を先づ別とし既成の慣習によつて立派な自我が成立してゐる、かゝる人に對し教育と同じ目的を有する順應作用の助力は幾何の効果をもたらし得るや。

二一

行刑の相手は人である、その人は社會順應の質に乏しい之を非社會性といふ。行刑は社會に對する順應性を求むるにある、故に今迄の非社會性のものでして社會順應のものたらしめねばならぬ任務を有する。こんな視點から人格の變化性を認むるや、否そんな考へをあやふやしてゐると行刑といふ根本があやふやする様な感じがしてならぬ。故に先づこんな考へを述べ筋道をたて、みたい、人或は教ゆるに『生れ變つた人間になれ』其他こんな言葉は刑務所の職員間でもよく使つてゐる。教ゆる人使ふ人はその可能なるを信じ又は意識していはるゝことと思ふ、その生れ變るとは昨の我と今の我と全く變つた人格者になれ、との意味であるなれば大なる間違ひであると思ふ。かゝる轉換は正常の人に於ては不可能であると信ずるからである。現在の我は過去より來りたる我である、箴から棒を突き出した様な我でない。換言すれば現在の我は過去の經驗にして人格の同一と稱せらるゝ慣習的固執性を基礎とする我で、意識狀態の連續があり行動の一貫性がある。それを現在の主觀を以て客觀の全部を

直に變更し得べく、又變更せよといふが如きは、何等の價值を有せざる非科學的のものである。のみならず個人意識に覺めた現代に於て、かく教へを受くる者聞く者は、人を馬鹿にするも程があると笑ふばかりでなく、却つて反感を生ずる場合ありと信する。然るに人格の轉換及分裂といふことがある。その例を擧げて參考に供したい。人格が統一を失ひ、意識の分裂を生じたのを轉換及分裂といつてゐる。人格の統一を失ふとは、慣習的固執性を基礎とした意識狀態の連續、行動の一貫性を失ふをいひ意識の分裂とは意識の力即ち感覺感情注意等の統一を缺ぐをいふ。前者は人格の縦斷面後者は人格の横斷面の統一聯絡を失ふものである。例せば甲なる人が突然乙なる人に變じ、全く從來の經驗を失ふを人格の轉換といひ、同一の意識が何の聯絡もなき二個の作用を營ひに至ることを人格の分裂といふ。如斯は所謂生れ變つた人間である、或人の教への目的又はかゝる言葉を使ふ人の意味は果して茲にあるか。科學的に碎いてみるとこうなるのである、理想としても甚だ言葉がわるいと思ふ。何となれば生れ變つた人間になる、即ち人格の轉換及分裂は正常人の精神活動にあらざして、全く「病的」のものであるからである。故に人格の轉換及分裂に原因する行動は、犯罪行為としての責任も時に有せざることあり、又道德的對象としての價值もない。

水に漂ふ葦葉の一葉も、之を引けば千根万根錯綜して至るに似たる我的長き連鎖の、水際の（現在）我（人格の縦斷面）思想感情などに依つて一個の全體に結びつけられてゐる即ち統一されてゐる（人

格の横断面)我、であるから無秩序に變轉するものでない。故に兩面の統一を全然破壊し盡すことは不可能である。然らば人格なるものは全く變化性がないかといふに、變化性はある、即ち人格の縦に對し横を適當に配彩すれば、外圍に對し順應する活動の變化が生じて來ると思ふ故に可能のものであると信ずる。こゝにはじめて變化性がある、大にある。私は生れ變つた人間になる、を否定したが此點に於ける變化性をより以上主張する。

自我——自我は私の意識である、現在の精神作用及行動に對しては常に「これ我精神作用なり」「これ我が行動なり」との意識即ち自覺を伴ふ。自我とはこの意識をいふ。

自我の内容——は私の意識中に含まれる、觀念にして、吾人が「我」と思ふときに意識の中に生ずる觀念である。自我には客我と主我とある。苟も吾人が何事かを思想しつゝある時には、必ず常に吾人の自我即ち人格的存在につき、多少意識しつゝあるものである。然るに此の自我を意識する所のものは何かといふにこれ又自我である。故に自我には二方面がある、即ち知る所の方面、知らるゝ所の方面、換言すれば主觀としての自我、客觀としての自我、更に別言すれば純粹性自我と、經驗性自我との別がある。この二つは別個のものではなく同一物の異方面である。

客我——吾人が自分と稱する所のものと、自分の物と稱する所のものとの間に明確なる區別線をひくことは困難である。然るに吾人は自分の所有又は占有若しくは意識する物に對して、恰も吾人自身に對して感じ、又は行ふが如くに感じ、それ等の物を全然自分として感ずる、即ち吾人の身體、財産、名譽、戀愛、子供、兄弟、親族、何々とはては空間、時間までも外圍の自己に親密なるものは、凡て自分として感じる。若しそれ等の自己が攻撃せられ、毀損せられ、破壞せられたときは、恰も吾人自分の身體が攻撃せられ、毀損せられ、破壞せられると同じく、敵愾心と反應行爲を現すものである。

なぜ如斯感ぜられ、思想せられ、意識せらるゝかといふにそれは自我の内容をなすものであるから、即ち客我を形成するものであるからである。

この自分のものであるといふ感じは、一面自我であるかういふ考察から客我には内容即ち成分なるものがある。その成分によつて喚起せられた感情——情緒——即ち自家評價なるものがある。この感情によりて醒起されたる行動——自家探求及自己保存がある。

客我の成分には、(一)物質的客我——身體か病氣にはなりはすまいか、死にはすまいか、等深刻なものがある。衣類——美しき衣服、流行の衣服、赤い衣服これみなかゝ深刻である。最近の家族赤いおべまを着れば自然と離散する。家屋、居は氣を移す、僅かの空間、狭い室、しかも獨居拘禁、體驗してみると豫想以上である。財産、身につくものは赤い着物のみだ、残るものはさむしい主觀。身體は壯健にして、美服をつけ、家族は繁榮して、高層の家屋に棲み、財産は倉に滿つ。いつれの「我」即ち自我意識は吾人の生存に適するか——(二)社會的客我——吾人は他の同類より注意されんことを望む、存在を認められんことを欲求す、人はこの自我認知を得ざることによりて、生き甲斐なきが如くに意氣鎮沈し、その認知を得るに於て無限に自得自覺を高めるに至る。名譽、好評判、惡評判、等は社會的主我の中心をなす。(三)精神的自我——意識の諸狀態、心的性態、心的傾向、等の全體をいふ。外國新聞が讀める建築學に關する、などいふ意識集合されたる思想の對象は、活動の感を具ふる所の意識狀態、如何なる事體に遭遇してもひけをとらぬといふ感じである。

主我——即ち純粹自我、客我は意識せらるゝ事物の一である、主我は常に意識する所のものである。換言すれば思想主である客我即ち物質的のもの社會的のもの精神的のものを取除けた自我は所謂主我のみである、人は主我のみで生くべきものでない、客我がありてこそ生活に意義を生ずる。

自我は自我の成分によつて生ずるものであるが、客我の全部を毀損せられ破壊された自我即ち主

我より喚起せられた感情——情緒——自我評價は、全然人格を變ずるものである。貧すれば鈍するとは此の意味だ、私の説明する獨居拘禁は、こゝに胚胎する。この感情によりて醒起されたる、意志行動、自家探求及自我保存は、自覺となり、こゝに「精神の黎明」を認むるに至ると私は確信する。これより漸を逐ふ累進制度は出發する。

二二

今日の行刑に於ける獨居拘禁は、單なる刑罰の應報的意識にとゞまらず、人格を變化せしむる目的の伴ふものである。その目的の爲に進む方法又は階級にこれを採用する、行刑の累進制度に於ける第一期として最も主要なる地位を占むるものである。獨居拘禁はその目的を達する方法なるが故に、目的的可能又は不能に付考へて置かないと方法の意義も活きてこないと思ひ、前提の様な意味で人格の變化性に付説明したのである。前述の如く人格の變化は人格を縦に見たものに對し、人格の横の部分をなすものを適當に配彩すれば、そこに變化を認むることを得べく説明した。故に本制度は人格の縦に對し横を如何に配彩するかの問題となると思ふ。獨居拘禁は客我を毀損し破壊するのである。教育の目的は教育の客體を發達させ進歩させて行く、即ち被教育者を進歩發達させるといふことが教育の目的になつてゐる。俗な言葉でいふと被教育者を引きのばすにある、前述の文字からいふと人格の内容を充實してやる主我に對し客我を與へてやる。故に境遇に於ても可成その意味を以て取掛らねば

ならぬ、つとめて自我の意識を擴張する様に、我の主觀に對し客觀を與へてやらねばならぬ。こうした意味から教育學では被教育者を教授の方法として、獨居拘禁に付するといふが如きは氷炭相容れざることである。これは誰れがみても最も看易い事理であらう。獨居拘禁——狭い室にたゞ獨り、凡ての點に於て自然性に反するやり方である、考へてみるとこれ程苦痛なことはあるまい、殆んど我の客觀の凡ては離れてゐる。さうした主觀は僅に「生存」を認むるのみである、教育學では被教育者をあらゆる方面に解放して客觀の充實を期せんとするに反し、獨居拘禁はあらゆる客觀の毀損又は破壊を期する。二者の目的は同じく外界に順應し活動變化をなさしめんとするにかゝはらず、其の方法は全然異にするのである。即ち行刑の累進制度に於ける第一着手の方法としては之を獨居拘禁に付し、教育の第一着手の方法としては家庭より可成之を解放せんとするのである。こんな考へから徒に教育主義とか教化主義とかいつて、抽象的に獨居拘禁の觀念と教育方法とを混合せない様にしたい。何故に二者その方法を全然異にするかといふに、對象が違ふからである、行刑の方でいふと相手は非社會的の質を有するから、その儘之を引きのばす譯に行かぬ。更に獨居拘禁といふ自我を破壊して埒場に入れて容解し不良の分子を除却し、然る後徐々に之を訓練し引きのばす、により獨居拘禁は恰もその埒○時代に相當する普通教育といはるゝ對象は恰も砂金の様なもので微粒を聚集して、大きな金塊となせばよい。

正木亮氏は累進制度の第一期たる獨居拘禁に就ていはれてゐる、累進制度の獨居拘禁を以て單に應

報的威嚇を目的とするものなりと解くものあるを見ると雖、そは獨居拘禁制度が精神的改善のみによらんとしたることを應報的威嚇の爲なりと誤解せるものであつて、ペンシルバニア制度の根本觀念は自己脅威即ち自己の犯罪に對する悔悟反省を強からしむる目的を有するものである云々」これによると獨居拘禁は被拘禁者を内省的に刺戟して、因果の理法により自覺に基く責任觀念を要求するものである。更に云ふと自己脅威(受動)に依つて反省悔悟(主動)せしむる様に仕向けるのである。その自己脅威即ち受動の對象は何であるか、何に依つて自己脅威を感せしむるか、それは私の客觀を毀損し又は破壊し依つて、過去より來りたる縦の自我に最も強い刺戟を與ふる様に、かくすると私の主觀は極度に縮少せられいやでも緊張する、そうして起る不快の感情が即ち脅威といふことになる。

刺戟と感覺——刺戟の餘り微弱なものは感覺を起さない。例せば光線の極めて弱きものは、未だ視覺を生ぜしめず、音響の極めて低きものは吾々の耳に入らざるものである、苟も感覺を想起せしめんとするには、必ず刺戟を一定の強度に達せしむることを要す今ある感覺機關に對し最初極めて弱き刺戟を與へ、漸次にその刺戟を増加すれば、一定の點に達したるとき、始めて感覺の出現を見る。この刺戟の強さを、上覺閾といふ。又最初相當に強き刺戟を與へ、次第にその刺戟を減ずれば、一定の點に達したる時感覺は遂に消滅す。

ウェーベルは原則と刺戟の増加を識別し得るに至る、増加刺戟の比の常に同一なるを唱へ出せり。所謂ウェーベルの法則といふ。曰く「刺戟が幾何數的に増加する時は、感覺は數學級數的に増加す」例せば一の刺戟を與へたときは感覺は生ずるが二つの感覺を生ぜしめんとするときは四の刺戟を必要とする、即ち幾何數數 $1, 2, 4, 8, 16, 32$ 數學級數 $1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10$ の如し。此の法則は

數語をしても、訓語をしても、常に考へなければならぬと思ふ、私の知つてゐる人にこんな理屈も何もそつちのけにして喋べる人がある、所謂上覺閾にも達せざることがあると思ふ。

四

犯罪者の意思活動は非社會性のものであるから、人格の内容は社會生活と相容れざる分子を包含してゐる。何となれば犯罪即行爲、行爲即人格、の表示であるから必ずその内容に非社會的存在を認める縦にみた人格は遺傳的にはてのなない幾百万年の先祖を考へ得る、長い——連鎖である。自他の區別を知つたときよりの我でも思想感情意思といつたものから、慣習的固執性を以てゐる、その固執性の一部である單なる記憶すら離れたいと思つても正常に於ては人格の轉換は出來ない。私はいろはの「い」の字を忘れたいと大に努力するも、僅かな「い」の字すらでも離るゝ譯に行かぬ。これは意識的のものであるが無意識的に働く力をも之に加ふるときは、人格の縦的勢力といふものは實に絶大なものであると考へらる。乞食を三日すれば忘れられんといふのも體にこの意味に基くものである。それ程根強い勢力のものが非社會的につくられたとする、之を破壊するのは容易のものでないのは言を俟たない。即ち人格の變化を促すことは掌を返す如きものでない。抑も人格は前説の如く認識上常に主觀と客觀とを綜合統一せる形式を有する經驗であるから、最も根強い勢力を有する縦的の人格をこゝに主觀と假定し横的の人格を客觀とみなし、獨居拘禁では、その廣さ即ち客觀の他我又は客我と稱す

るものを毀損し若しくは破壊するを以て、行刑の目的に添ふ所謂獨居拘禁の意義をなすものであると信ずる。故に獨居拘禁中に於ける凡ての施設はこの根本觀念に基調すべく出發すべきものであると思ふ。

果して然らば獨居拘禁の初期に於て個性にもよるが、慰安的の訪問を繁くしたり徒に作業を奨励するが如きは、この根本觀念に反する結果となる。斯る境遇に置かれた者は脅威即ち緊張性の不快感程が一定時間次ぎへ次ぎへと起つて来る。昨の我の意識と今の我の意識とは全然違ふ、客觀方面は極度に毀損せられ又は破壊せられ、残るものは縦的に存在する記憶と有機感覺のみである、主觀に對するかゝる影響は實に絶大なものでしばしば獨居拘禁中に縊死を見るはこれが爲である。そうした心的過程を一定時間持續するときは、個性にも相違はあるが普通の状態に於ては到底堪へ得るものでない、寸時も之を避けたいのが自然の性情である。何とかして現在の境遇を離脱し我の客觀を増大し精神の淨化を行ひたいと熱望する、此の意識状態の経過が所謂反省悔悟の行はるゝ道行で、人格の縦に對し横を配彩するとはこの意味である。反省とは過去の精神活動に對し價値を付し、更に進んで惡を捨て善に進まんとする心の働。悔悟とはその反省をなしたる後道德軌範を對象としてそれに結びつけた情操である。

注意——注意とは意識の集注をいふ、吾人の意識の中には多くの精神現象が形づくられてゐる、その精神現象はそれごとく明瞭

- の境を異にするものである。境界は恰も視野の如く、その中の中心となるものが最も明瞭で周邊に於ては從ひ次第に不明瞭となるものである。この中心を意識の視點又は焦點と名づけ、中以外に於て漠然と意識せらるゝ部分を意識の背景と稱するのである。注意とは此の意識の焦點の別名である。將來注意を要す、なんかいふのも此の實味である。實驗心理學上より用いた注意の法則がある。
- (一) 注意状態は他の意識状態よりも、その内容を明瞭に正確に獲得す。
 - (二) 注意状態に於ける内容は、明確に記憶せられ、再生せられ、然らざる内容の記憶は不正確なり。
 - (三) 注意状態に於ける内容は、他の状態に於ける内容よりも強く獲得せらるべし。
 - (四) 注意を集中して獲得しなせる内容は他の内容よりも、多少長く維持せらるべし。
 - (五) 注意を一樣に持續せんと努力するも、その集中は瞬時的にして常に注意は動搖す。
 - (六) 注意及識は、一定の範圍を有す。
 - (七) 注意せられたる内容は、同時に入り来る他のものよりも早く獲得せらる。
 - (八) 一度得たる注意の順序は容易に變化し、難さも意志によりこれを變化し得べし。

五

客觀を極度に毀損せられ又は破壊せられた獨居拘禁者は遂に自殺を企てる、即ち残された主觀は生といふ觀念より寧ろ死といふ觀念に移るのを快とする。之より大なる刺激はあるまい死地に陥つたと同しだ。如斯強い刺激は精神に影響して最も深い(注意)印象を與へるものである。一生を通して忘れられぬ記憶である、將來起るべき惡心を制御するに最も力ある、主觀を形成するこうした意識状態はいつ迄繼續するか、獨居拘禁の期間は如何。これは最も重要な問題で期間の如何により、この制度が活殺

せらるゝと思ふ。心理の原則として同一なる刺戟は、何時までも同一の感じを興へるものでない、刺戟と感覺は一定の法則で進む。又注意の法則からいふてもさうである、意識の集注が無制限に繼續するものでない。前説明の如く内省的に刺戟して責任感を要求しても、何時迄も意識は焦點をなさず、一定時間の経過により包暈状態に移るものである。刺戟と感覺にはウェーベルの法則がある、即ち刺戟が幾何級数に進むときは、感覺は算術級数に増加するといふ。如斯心理關係からその程度を過ぐるときは、非常に弊害の伴ふものである。身體的に精神的に、一種の拘禁精神病の如きは經驗によると、適度を越へた獨居拘禁から生じたものが多い。故に獨居拘禁の時間は被拘禁者の感覺が、最も高潮した時即ち内省的に要求せられた責任觀念が極度に達した時を以て終りとしたい。注意の方面からいつても感覺と略同一歩調で進むからそれ以上の獨居拘禁は無益なるのみならず、弊害の伴ふことに注意せねばならぬ。

獨居拘禁は以上の意味を除けば改善といふ目的は失はれ他の目的に使はるゝことになる。例せば精神病者、兇惡不良の者、他を悪化せしむる慮ある者、等の獨居拘禁である。かゝる者は前示の意味とは全く違つた別箇の目的の爲になさるゝもので、之を混同せざるを要す。(終)

行刑教育の有効條件と家庭主義 (續)

非 上 忻 治

□

これと關聯して注意すべき第二の點は、現今の集團的感化制度に於ける職員の教化的努力には極めて僅少な効果しか伴はないといふことである。彼等の注意は勢ひ多數の少年の上に散逸して了つて、その一人一人に集中する譯けに行かない、従つて、結局は規律の維持が主となつて、肝甚な個性的教育に意を須ゐるの暇がなく、單に大多數のものに對して、充分なる外部的矯正の目的さへ達せられれば、それで満足することゝなるのである。家庭に於て道德的教育の恩恵に浴しつゝある少年達に適用される場合に於てさへ既に疑問とされて居るこの制度は、單なる知識的教育を授けるばかりではなく更らに彼等の道德的回復を主して必要とするこれ等の不良なる少年に對しては、殊に呪はしきものとされねばならぬ。學校教育は集團的たり得るか、併し教化は常に個別的でなければならぬ。加之、感化院若しくは矯正院の在院者は、心理的見地に於て既に、あらゆる不同の要素を代表するものである。その所謂保安處分の原因には無限の異相が認められる。そこには被遺棄少年を初めとして、異常

なる境遇の犠牲者があり、偶発性犯人があり、慣行性犯人があり、改善不能の犯人があり、また所謂内旋的非正則者 (Les anormaux involutifs) があり、所謂進化的非正則者 (Les anormaux évolutifs) があつて、その心理的、生理的、社会的、原因は無限に錯綜して居るのである。これに對して到底同一の方法を用ゆる譯けには行かない。それ故に特殊教育中の特殊教育ともいふべき感化教育にありては本来被收容者一人毎にそれ／＼一人の担任教師を必要とすべきではあるが、固よりそんなことは到底實現不能なことであるとしても、尠くも犯罪少年各自の個性を實質的に研究するに必要なだけの時間と方法とが教師に與へられて居なかつたならば、到底行刑教育の目的が達せられようはずがない。従つて集團的行刑教育に於ては常に充分なる教師の員數を必要とすることになるのである。感化教育の眼目とする少年の道德的再生といふ最も困難な教化目的を有効に實現せむがためには、どう考へても一人の教師に十人以上の少年を托することは無理である。恐らくこの數は有効性の最大限度であらうと考へる。

しかし有効性の關はるところは單に教師の數の問題だけではない、更らに肝要なのはその選擇である。職員が多數なるに従つて、益々その選擇が大切なのである。蓋し教師の各自に托される少年の數が少くなればなるほど、これに及ぼす教師の感化は善惡共に益々著しくなつ来る道理だからである。それ故にこの場合教師によりて期待される感化は是非とも優れたものでなければならぬ。これがた

めには、彼等は單に眞面目な立派な人間でさへあれば良いといふ譯には行かない、更らに聰明であり充分の教養があり、そして就中優れた教育上の手腕を有つて居るものであることが必要なのである。而かもこの場合彼等をして眞の教育者たらしむるに大切な要素は、この特殊教育に對する特別の趣味である。

要するに收容人員の減少といつても、教師の増加のといつても、結局は互に關聯した同一問題の兩面であつて、現今の集團的行刑教育の改善は、何れにしてもこの問題の解決以外には出でないのである。

五

感化教育は寧ろ單一人の手によりて行はれることを理想とする。同一少年の教育が同時に多數の手に委せられ、その結果、異質の感化が相交錯して、互にその効果を中和することは、この特殊教育に於ては、極めて好ましくないからぬことである。それ故に教師一人の分担任員を假りに十人とするならば、彼れは自己の受持に屬するその十人の少年に對しては、同時に學科の教師であり、工場の監督であり遊戯伴侶であり、自由時間中の話し相手であり、相談相手であらねばならない。しかのみならず、たゞ一人の悪性少年の道德的回復の目的を十分に達成するだけでも、蓋し容易なことではない。況して

それが八人、十人といふに至つては、余程の大任とされねばならぬ。實際の経験家に取つては、この數ですら恐らくは尙ほ過大に失すると思はれるに違ひない。それ故に、担任教師は、どうしてもその委托された少年達と諍くとも朝夕起居を共にする必要がある。少年に對する教育的効果は、單に日々教室に於て與へられる何時間かの授業によりてのみ、決して達せられるものではない。彼等の眞の道徳的回復は、寧ろ散歩なり、食事なり、娛樂なり、その他、あらゆる機會ある度毎に彼等に與へられる教師の善良なる助言や、忠言や、乃至教室外に於ける善良なる範例等に主として待たねばならぬのである。偶然が絶へず齎しつゝある少年の道徳的危機は、教師との不斷的接觸によりてのみ救はれる。それ故に、教化刑の執行としての感化教育の目的は教師と受託少年とが一家族を構成し、常に一家庭内に共に生活する場合に於てのみ、初めて達成せらるべき理想なのである。こゝに行刑教育に於ける家庭主義の要求が必然的に發生する。そしてこゝに謂ふところの家庭主義とは、結局、行刑教育乃至感情教育の施設を全然家庭化しようとする思想である。

家庭主義の實現は最近行刑教育上の大きな問題の一つであつて、今日では最早殆ど何人もその有効性を疑ふものはない。また何れの國に於ても、今日何等かの形に於て、多少ともその實現が考慮されて、居ないところはない。そしてその先驅として、就中、世人の注意を惹いたものは、スウィツツル及びバーデンの所謂強制教育所 (Fokkungs- und Zwangs erziehungs anstalten) である。この設備は

元々個人的創意になつたものであり、主として私設慈善團體によりて經營されたものではあつたが、要するにこの場合この制度の最も特色ある長所は、收容人員の限定である。この種の教育場は今日では可成りの多數に達して居る。その平均收容人員は四十名乃至六十名であるが、しかも、この六十名も尙多きに失するとして、一般の意見は五十名を限度とすべきだとして居る。そしてその結果は固より良好である。これに倣つた佛蘭西の同一制度の矯正院——少數ではあるが——もまた同様良好な結果を收めて居る。理論上から考へても、また今日までの經驗上から判斷しても、家庭主義を實行する上に於て固より我々はこの制度の長所を疑ふものではないが、たゞこゝに考慮すべき唯一の難點は、その實現に伴ふ財政上の困難である。この制度は大體小國に於て比較的實行し易く、大國に於て、より多く實現の困難を伴ふものであることは否定しがたい。

リビエール氏が嘗て佛蘭西の感化院を視察しての評に「諸君は余りに贅澤すぎる、諸君は貧乏人の子供を宮殿の中で育て、居る。我々は彼等に百姓の生活を授けるために村舎に彼等を收容する。この外圍の壁を造るだけの金があつたら、私はスウィツツルに克く定員六十人の一コロニーを作る」と言つた言葉に、固より我々は一つの有益なる暗示を見出さないではないが、しかし、今日の行刑教育は、理論的にも實際的にも、完全なる職業教育と離して考へることは出来ない。感化院にしても矯正院にしても、全く眞の職業學校でなければならぬ。職業的知識の修得は犯罪少年の道徳的回復に欠くべからざる最も大切な條件であつて、少年の社會的再生は勿論のこと、その道徳的再生でさへも、また彼等が或る職業の完全なる知識によりて充分恵まれて居る場合に於てのみ初めて可能なのである。

固より宗教的乃至道德的教育は少年の社会的及び道德的回復の基礎を形造るものには違ひないが、しかし今日の社会では、これのみではまだ少年を救ふことは出来ない。假りに少年が一度再生の歡心を得て新たな人生の行路を辿ることになつたとしても、彼等にしてその品位と、その自尊心と、その生活とを維持するに足るだけの一つの職業的地位を獲得するに充分なる武器を有つて居なかつたとしたらば、彼等が新たに陥るべき運命の飯趨は蓋し想像するに難くないであらう。それ故に今日の行刑教育場には、是非とも完全なる職業教育の設備を必要とするのである。」

加之、スウィツルやバーデンや乃至は白耳義など、違つて、今日我が國の感化施設に收容される犯罪少年の大體七十パーセント内外は悉く都會の出身者であつて見れば、我國の職業教育の施設がその大部分を工業設備に待たねばならないのは言ふまでもない。小感化施設の分散主義は、第一この點に於て大きな財政上の困難を見出すばかりではなしに、またこの職業教育に必要な多數の技術者を得ることに於ても、同様困難が伴つて居るのである。それ故に、小施設の分散主義は尠くも我國の現狀に於ては到底實行しがたいように考へられる。

そこで第二の方法として考へらるべきことは、例へばメトレイ、サン・イレールその他の感化院に於て現に佛蘭西が試みて居るような大施設内の分立主義である。即ちこの方法によれば、同一施設内に全く離隔された多數の小コロニーが並存して、各別の指導者の下に上記の家庭主義による行刑教育が行はれることとなるのである。従つてこの方法による家庭主義には比較的實行の困難が尠いように思はれる。(未完)

資料

豊多摩刑務所の階級(累進)處遇(一)

中島利吉

自由刑執行の弾力性を有効ならしむる最善の方策は今日にありては獨り累進制度を採用するにあることは既に識者の認むるところなるに拘はらず、我國に於て未だ徹底的統一して之が實施を見ること能はざる所以のものは何ぞや、亦は實行に困難なる幾多事情の存するの故に非ざるなき乎、其の困難なる事情を考察するに、(イ)健康上の考慮、(ロ)獨居房の不足、(ハ)工場設備の不完全、(ニ)作業賦課の困難、(ホ)處遇の複雑等に在るものゝ如し、果して

然らば如何にして之を調和し得べきか、換言すれば方法の如何によりては其の困難なる事情の全部若くは幾分を排除し得るや、若し之を排除し或は之を緩和し得るものありとせば之が制度を採用するに左まで躊躇するの必要なきや明けし、會て新聞紙は來るべき通常議會に改正行

刑法規の提案を傳ふ案中累進制度に關するものあるや否、余輩の知るところに非ざるも其の實現を見るは蓋し遠きに非ざるべきを信ず、然り而して以上の如く現行法規の下に於ては制度の統一を見ること能はざるも今や部分的階級制を實施するもの尠からず、就中豊多摩刑務所は大正四年六月初めて階級制を實施し、大正六年十月一大改正を加へ爾來今日に及べり、余はこの機會に於て以下豊多摩刑務所に於ける階級處遇の實狀を披瀝し以て大方諸賢の批判を乞はんとす。而して處遇の實況を述ぶるに方り便宜上一、分類。二、階級。三、進級降級減點及進級停止。四、收容區分。五、其他。の順序に據らむ。

一、分類

分類の標準。第一類 初めて刑務所に入り犯罪の慣習

又は墮落の習癖なきもの、但行狀不良にして他を悪化する虞あるものは第二類に編入す。第二類 初めて刑務所に入りたるも初犯罪の慣習又は墮落の習癖ある者。起訴猶豫若しくは前科各一回あるも犯罪の慣習又は墮落の習癖著しからざる者。假釋放取締規則に違背し假釋放を取消されたる者。第一類より轉入したる者。以上の一に該當するも行狀不良にして他を悪化する虞ある者は第三類に編入す。第三類 犯罪の慣習又は墮落の習癖ある者。起訴猶豫又は刑執行猶豫の處分を受けたる者。更に罪を犯し或は餘罪の發覺により假釋放又は刑の執行猶豫を取消されたる者。刑の執行停止中更に罪を犯したる者。前科ある者。第二類より轉入したる者。

分類の決定 新入者に對する執行指揮書、判決書、又は公判調書、檢事の行刑參考資料、身上調査書(他の刑務所より移送を受けたる者に付ては既製身分帳簿)等に依り何れの類に屬すべきやを定むる爲め之を刑務官會議の議に付し以て類別の所屬を決定す。この決定は新入當

日より三日以内に定むるを普通とするも調査書類の不備等に依り個性の判明せざる場合に於ては相當の調査期間を定め其の後審査の上之を定む。但一旦類別を定めたる後更に之を變更すべき事情を生じ又は其の事情の生じ居ることを發見したるときは更に刑務官會議に付して之が變更又は更正を爲し一面身分帳簿觀察録を以て其の事由を明確にす。

類別に就ては我國に於ける現行法令 學說 刑務所の實例諸國に於ける學說及實例を擧げて参照せむ

(1) 成年少年の區別 男女兩性の區別、罪質、性格、犯數、等の區別(監獄法第二條三條第十六條) 兇惡不良因收刑務所指定(大正十年十二月刑罰監甲第一〇九八號少年刑務所特設(大正十一年十月勅令第四三四號官制改正、同年四月勅令四〇號) 甲乙丙丁各種刑務所及同各種區男女各刑務所及同各種區等の名稱用指指定(大正十三年三月行刑局行甲第三四九號勅令) 及大正十一年一月現在特別刑務所(監獄法規則第二六三頁以下に依る基本各訓令等)

(2) 個々類別の標準 罪質犯數又は年齢の如きは因とより各個人の人格の異同を識別すべき標準を例示したるに過ぎずして此他に尙ほ風俗慣習宗教教育等の關係をも斟酌するところなかるべからず(中略) 要は各個人の總ての人格關係を觀察して其の比較的最も難居に適當ならずと認むるものを選擇せしむるの趣旨なりと云ふべく當局者は其の自由裁量の權權により必ずしも罪質犯數性格等に拘泥して個性又は一時性犯罪者と習慣性又は職業性犯罪者との區別を限らざる注意を要す(小河博士監獄法論義一五八頁)

分類制度とは囚人男女の性質罪質性格犯數年齢技能職業將來の生計刑期の長短等を斟酌して之を區別し各其の拘禁の所屬を定むる制度を云ふものにして其の趣旨とするところは囚人の人格上成るべく多く相類せる點を求め其の等しきこと最も多き者を集めて一團とするに在り(正木學士自由刑執行の原理制度法學志林第二五卷六號二七頁)

(3) 三池刑務所の犯數、犯罪の情狀、性格行狀の良否に依る區別、千葉刑務所の兇惡不良のもの、犯罪及墮落の習慣あるもの、之れなきものとの區別

(4) 囚人は社會的價值に重きを置き犯罪的諸要素、生來犯罪習慣犯人、機會犯人、及激憤犯人に五分屬し。○は意志の強弱即ち普通の程度度の者、特別強き者及頑固なる者に三分屬し。Anstaltsburgen は機會犯人、機會犯人、機會犯人、機會犯人、機會犯人に七分屬す(正木學士前掲八號三九頁以下)

(5) 赤吉利は各刑名に従ひ重懲役に對しては刑期の長短に依り普通監と特別監とに分ち、又年齢に付ては二十一才を標準とし其の以下の者に付ては更に成長せる少年輕懲役の爲めに發したる特別通過に依り扱はるべき十八才以下の囚人、非難なく而かも慣習又は墮落したる性質に非ざる囚人、及其他の囚人に分類し其の他輕懲役囚に對しては獄内の處遇を標準としたる分類。又埃太利は男女の性、年齢(成年と未成年)政治犯と然らざる者、初犯及累犯に分類し婦女は之を道徳的觀察累犯と前科なきものとに分ち、デンマークは改善能力の有無及男女の性を分ち其の各成年者及未成年者に區分す(正木學士前掲八號第三三頁以下)

二、階級

階級の種類 宣告刑一年以上(二)刑以上ある者は通算す(一)の者に適用す、第一期より第五期に分つ、其の各期間は第一期少くとも三ヶ月、第二期少くとも三ヶ月、第三期刑期六年未満の者は一年以上、六年以上の者は一年六月以上、第四期刑期六年未満の者は一年六月以上、六年以上の者は二年以上、故に宣告刑一年の者は三期に止まり二年の者は四期に止まるものとす。以下各期處遇の概要を述べん。

第一期(晝夜獨居)「二」三類共通「イ」獨居房に拘禁す。(ロ)入浴運動其他居房外に出づるときは覆面(地質金巾類項部より顔面を覆ひ兩眼相當部に穴を穿つ)せしむ。(ハ)臥具夏季は三布蒲團一枚、其の他は二布敷蒲團一枚、四布掛蒲團一枚とす。(ニ)枕は箱枕とす。(ホ)書籍刑務所備付の修身、宗教に關するもの一冊に限り看讀を許す。(ヘ)接見は十分以内とす。(ト)趣味少なき作業を課す。(チ)二週に一回魚肉又は獸肉菜を給す。

この期間中は擔當看守長は少くとも四日毎に一回、數閱するものに限り看讀を許す。(ロ)接見十五分以内。

(ハ)趣味少なき作業を課す。(ニ)一週に一回魚肉又は獸肉菜を給す。(ホ)其他一類に同じ。

第四期(雜居)「二」三類共通「イ」私本の看讀を許す。

趣味少なき作業を課す。(ロ)一週に三回魚肉又は獸肉菜を給す。(ハ)本期に在つて刑期三分の二を経過し又は得點四百八十點に達せば賞表一個を與ふることあり。(ニ)其他一類三期に同じ。四期三類「イ」書籍の看讀刑務所備付のものに限る。(ロ)接見二十分以内。(ハ)普通の作業を課す。(ニ)一週に二回魚肉又は獸肉菜を給す。(ホ)其他二類四期に同じ。

第五期(雜居)「二」三類共通「イ」圖書室に於て圖書の

看讀を許す(教誨堂の一部に別室を設け看讀せしめたることあるも場所の都合に依り現今之を實行すること能はず)(ロ)毎日一回茶を給す。(ハ)本期に在つて得點七百二十點に達せば賞表一個を與ふることあり。(ニ)既に賞表一個を有するもの得點二千九百二十點、二個を有する

誨師は七日毎に一回、保健技師は三十日毎に一回精神に收容者の性行及健康狀態等を視察し、總集教誨は特別設備(隣席者間分畫の裝置をなす)ある教誨堂に於て之を爲す。

第二期(夜間獨居)「二」三類共通「イ」晝間雜居拘禁に付す。(ロ)書籍刑務所備付の修身、宗教、職業に關するもの二冊に限り看讀を許す。(ヘ)接見十五分以内とす。(ニ)其他第一期に同じ。

第三期(雜居)「一」類「イ」晝夜雜居房に拘禁す。(ロ)箱枕を用ひしむ。(ハ)書籍刑務所備付のものに限り看讀を許す。(ニ)接見は三十分以内とす。(ホ)普通の作業を課す。(ヘ)一週二回魚肉又は獸肉菜を給す。(ト)本期に在つて刑期三分の二を経過し又は得點二百四十點以上に達せば賞表一個を與ふることあり。(チ)夕食後及午後の休憩時に自由交談を許す。(リ)其他第二期に同じ。

同期「二」類「イ」接見二十分以内、其他一類に同じ。同期「三」類「イ」書籍刑務所備付の修身、宗教、職業に

もの四千三百六十點に達すれば更に賞表一個を増與することあり。(ホ)本期に在つて賞表を得たるものは更に五千八百四十點に達すれば更に賞表一個を與ふることあり(ハ)賞表三個を得殘刑期一年以内の者には特別講話の聽聞を許す。(ト)其他一類四期に同じ。五期「三」類「私本の看讀を許す。(ロ)其他一類五期に同じ。

看讀書籍に付ては以上の制限ありと雖も特に必要ありと認むるときは期別に拘らず之を許すことあり。この場合に於ては視察録を以て其の事由を明かにす。

三、進級、減點、降級及進級停止

進級 作業の成績を標準とし點數制度に依り進級せしむ、但第一期又は第二期に在るものにして行狀善良、改

換の情狀ある者に付ては何時にても第二期又は第三期に進級せしむることを得、何れの場合に於ても刑務官會議の議に付し決定す一日の標準點數及毎期の所得點數は或る如し。

標準點數(イ)科程の定めある者にして一、科程了以上

の者八點。二、科程七分以上の者七點。三、科程七分未
 滿の者六點。(ロ)科程の定めなき者(時間科程)にして一
 等八點。二等七點。三等六點。(等級の定めなき業程に付
 ては作業の勉否成績を参照し右に準ず)

二十點。第三期、刑期六年未滿の者は二千九百二十點。
 六年以上の者は四千三百六十點。第四期、刑期六年未滿
 の者は四千三百六十點。六年以上の者は五千八百四十點
 にして第五期に至る。以上採點の認證は次の方法に依

採點票 (様式一部分)

月日	昼間		夜間		得點合計減點
	業日	科程得點	業日	科程得點	
一	鼻緒置	七分以上	五、五紙袋貼	七分以上	一、五
二	了以上	0	了以上	0	二
三	了以上	0	了以上	0	0
四	七分未滿	五	七分未滿	五	六
五	七分未滿	五	七分未滿	五	六
六	七分未滿	五	七分未滿	五	六
七	七分未滿	五	七分未滿	五	六
合計	了以上 七分未滿	二二 四	了以上 七分未滿	二二 四	三三八 二八

(以下三十日迄の時)

免業ニ付前日ノ得點ニ依ル
 作業怠慢罰
 作業用品濫用減食罰三日

病舎人
 病舎人一日

以上の採點票は擔當看守之を作成す、この得點成績に
 依り擔當看守長は得點條を整理し毎週一回採點票に依り
 進級者及賞擧者の有無を調査したる上戒護主任に提出し
 其の審議を要する者は同主任より關係各掛に通知の上刑
 務官會議の議に付す。尙採點に付特に付記すべきものあ
 り即ち、(イ)免業日は最近就業日の得點に依り計上す。
 (ロ)疾病其の他の事故に依り就業せざるときは採點を停
 止す。(ハ)採點は毎朝之を更新す、但繰越點は次期に繰
 算す。(ニ)分類變更の場合には前分類の階級に在て得たる
 點數を繰算す。(ホ)得點は一日毎に本人に告知す、他刑

務所より移送を受けたるものに付ては必要と認むる場合
 に限り既に執行せし日數、作業の成績及行狀等を参照し
 て既得點を算定し相當期に編入することを得、この場合
 に於ては觀察録により算定の基礎を明示し刑務官會議の
 議に付す。

減點 (イ) 戒罰に因るもの、A 重屏禁一日毎に十
 六點乃至四十點。B 減食一日毎に八點乃至二十點。C 運
 動停止一日六點乃至八點。D 輕屏禁十日毎(十日に滿た
 ざるも亦同じ)に十六點乃至十八點。E 文書圖畫閱讀禁
 止十日毎(同上)十二點乃至十六點。F 賞遇停止十日毎

得點條 (様式一部分)

年月	得點	殘點	摘	要
大正十三年十月	二〇〇	五二〇	了二二日、七分以上四日、七	
同 十一月	二四〇	二八〇	了四日、病舎一日、減點二八點	
同 十二月	二三八	四二	了二八日、七分以上二日、病介	
大正十四年一月	四八	了六日		

大正十四年一月六日第二期ニ編入
 繰越六點

(同上)に十二點乃至十六點。G賞遇廢止三十六點乃至三百六十點。且作業賞與金計算高の減削十二點乃至百二十點。I叱責六點乃至八點。(ロ)懲罰以外の原因に因るもの、懲罰に至らず訓戒に止めたるときは四點乃至六點以上減點すべき場合に於て既得點なき者に付ては將來の點數に於て之を減す。又懲罰併科の場合に於ては首位の懲罰に依り之を減す。

降級、事犯情狀重きもの、又は其情狀重からざるも同一階級に在りて三十日以内に二回若くは六十日以内に三

回の懲罰を科せられたる者は一級又は二級を降下するとを得。

進級停止、第一期又は第二期に在る者懲罰に處せられ尙降級相當の情狀ある者は更に次の點數に達する迄進級を停止す。(イ)第一期に在りて二級を降すべき情狀ある者千四百四十點。(ロ)第一期に在りて一級、第二期に在りて二級を降すべき情狀ある者七百二十點。

右降級及進級停止の場合に於て之れが原因を視察録に明示し刑務官會議に付するは進級の場合に等し

刑務所作業と琉球漆器

國 吉 眞 儀

一、緒 言

琉球漆器が古來世間に其の名の知られたる所以は堅牢にして永久使用に耐え堆錦、螺鈿の如き殊に朱の色合鮮明美麗——製作の實際を見られない方は朱に豚血を混するため色が良い様に誤解せられるも、豚血は只下地に使用するのみで朱塗には何の影響も及さぬものである。なる特色を有することにして、北に能登輪島漆器あり、南に琉球漆器ありと稱えられ居るにあり。唯注意すべきは近來廉價多賣を主とし徒らに材料及手数を省き、所謂粗製の爲め品質の眞價を損するものあるは頗る遺憾とする所なり。然ども今尙形狀及圖案の拙劣にして一体に武骨なりとは能く識者の批評せられる處にして、當業者は勿論、縣、市當局者もこれを遺憾とし、彼の天惠的たる地方色を益々發揮せしむると共に、是等の欠陥を補はん

と近年種々方法を講じ研究練磨なしつゝあれば、必や面

目を一新して世人の賞讃を受くるも遠きにあらざるべしと思ふ。曩に琉球漆器の特長を研究せんものと二三刑務所より其の製造法を予に照會せられたる事ある故、尙他にも御参考になれば幸甚だと思ひ、貴重なる紙面を割讓して載き、茲に製作法と漆器保存上の注意とを御紹介致し、併而行刑作業としての所感を聊か披瀝して大方諸賢の御叱正を乞ふ。

二、塗方施工法

凡そ工藝品は圖案の原則として、形狀、繪模様、色彩の調和を圖るは勿論、實用的器物と裝飾的器物との區別もよく考慮して實用的のものは使用上便利なる様製作を容易ならしめ、形良好にして美觀を保たしめ而も丈夫にして安價に仕上る様にせねばならぬが、形狀即様製作に就ては之を他にゆすり、予は先塗一方塗方には地塗、研方、磨方、擦漆、中塗、上塗に類別す一の施工順序にこれを記さん。

一 割字彫 漆のハキ目及敷の割目を小刀にて、V形は磨方よ

り斜面に淺く彫る、若しかゝる所を其儘塗ると
地塗終りて乾燥した時そこに龜裂を生ずるので
ある。

二 節 鏡

板の節にある樹脂即油分を抜き去る爲めにして
直其儘塗る時は後日そこだけ油の浮く力にて塗
が剥るのである。

三 割字銅

割字彫及節焼せし跡の凹みへ割字地を削ひ、接
合ヶ所を丈夫ならしむ。

四 漆込地

様全面に下地を薄く擦込み木固となし、本地と
下地との融和を計り、附着を能くせしむ。

五 布、紙、着

割字削をなしたる上面に布又は紙を貼り接目の
塗の龜裂を防ぎ器物を丈夫にす。

六 砂、地

細き砂を下地に混じり肉付を能く凹凸をならす爲
木理の早く現れざる様之を防ぐのである。

七 一邊地

本地着の初である。

八 二邊地

一邊地より油の分量を弱め厚も心持ち薄める。

九 三邊地

地の割合は右に準じ地着の終である。

一〇 引地

角物の隅を堅地にて細丸めに付けて隅に漆の縮

を掛けるため漆にて薄く擦込乾燥したる後輕石粉にて光
澤を消し又磨きて梨子地漆にて色止を三度なす其の間に
矢張り磨きをなすものである。

以上述べたる工程は塗立物の場合にして、螺鈿仕上の
如き蠟色漆を使用する所謂仕立物の光澤出し方は、他産
地のものと同一法なる故之を略す。

三、下地の調査

下地の方法は幾種もあれども主に桐油地と堅地を使用
す、桐油地とは琉球獨特の下地法で其の原料と分量は

一、地粉一〇〇匁 灰色の粘土を水漉したるもの

一、豚血一〇〇匁 純粹の血にして固りは揉みて漉す

一、桐油 五〇匁 光明丹を混じり適度に煮たもの

右の割合にて所要の地粉を厚板の上にて粉末となし、
豚血を徐々に練り合せつゝ加えて粘着力を出し、桐油を
能くませ最後に亦豚血を加えて油通しをなす。

桐油を煮るには一メ匁約二升に對し光明丹五十匁の割合
とす、其の鑑別法は鍋の周囲の泡が焼けて赤味を帯びた

を生ぜしめぬ様にするのである。

一 地 研

下地終りて乾燥したる後塗面を平滑にするため
砥石にて水研をなす。

二 塗 漆

地肌を種子油を適量に混じたる生漆にて塗込地
因とし地塗と中塗との融和をなすものである。

三 中 塗

赤或は黒の中塗漆にて好む色に塗る。

四 中 塗 研

中塗の乾燥を待ち朴炭にて埃の爲め塗面に生じ
たる節即ぶつゝを切り輕石粉にて光澤を消し

上塗漆の附着を能からしむ。

一五 上 塗

朱漆或は花漆にて仕上げ塗をなす。

一六、上 繪

塗終りたる器物面に圖案通り繪を施す。

右の内一より十までを地塗と稱し十一、十四を研方と
云ふ、上繪工には螺鈿(青貝細工)堆錦、蒔繪、鍍金等
の技術に別れてゐる。尙この外變り塗も種々あれど、様
の木目を現す手法は初め木理に油煙、紅柄、石黄粉等を
混じたる地を擦込乾きたる後砥石にて木肌を荒さぬ様注
意して研き、水氣の無くなりし後薬、身を去るゝにて磨き

る時と今一法は五寸位の高より水面に滴下して、若し薄
く四方に散る時は未成にて、丸く玉をなし一寸程も沈ん
でから浮き上る時が適度である。乾性を有する光明丹を
加えて桐油の乾燥を一層強くするものである。

四、琉球漆器の堅牢なる原因と其實例

琉球漆器の堅牢なる原因は、全く前項に述べたる下地の
原料の效に依るもので堅地以外の他府縣に於て使用する
下地より遙に勝るもので、其の實例を次に擧げん。

去年の春艦隊寄港の砌一將校が當地圓山商店より重箱外
數點を購ひ歸りたるに、彼の九月一日の大震災に横須賀
の家は崖崩れの爲め泥土に埋れたるを一月餘に至りて堀
り出し見れば、他縣産の漆器は皆剝脱してゐるのに獨り
琉球産のみ何の破損もせず其の儘の姿を現したるには主
人もその丈夫さに今更の如く驚き、早速手紙して賞讃の
辭を送り、尙澤山の注文をなしたと云ふことである。民
間製品にして斯の如し、況や正直に眞面目に製作したる
刑務所製品に於てをやである。宜哉泥中に玉は朽ざるべ

く實質を貴ぶとは正にこの事である。斯る例は他に何程でもあるが嘗て予が試験せし結果を述ん。

近年他産地に於て盛に使用せられる尤も丈夫なる酪素下地——これは農商務省工業試験所技師創始——と我が桐油地との耐久試験をなし、桐油地の方が數倍の強さを

を確め得たのである。其の方法は同質の様に同様の塗方をなしたる別個の椀に沸騰せる湯を注ぎ二時間おきに拾はは注ぎ／＼して繰返す内に素酪地の方は六回目より塗て面に二三ヶ所の龜裂を生じ、十二三回目よりは全身に龜裂して見るに堪えない程であるが、桐油地はびくともせず三十回も續け得たのである、これは我田引水でも自家廣告でも何でも無く實際である。しかし此の桐油地の生命も三十年内外であるから、永久保存を必要とする高價な品は矢張輪島式の堅地（當地は漆地と云ふ）を用してゐる。

五、朱漆の調合

百華朱粉 八〇匁

る。常に新しき圖案を應用して時勢に順應すべきは勿論なれど、賣行を良くし作業収益を増さんとせば、是非十人向に趣考せねばならないと言ふのは、地方人は凡都人士の様之高雅でなく、流行も後れ自然趣味の相異があるから、所詮各階級の需要者の趣向的に派手に、地味に、或は、簡に室に器に應じて適宜に案出せねばならない。

殊に漆の取扱は中々困難なもので、未熟の爲めに或は罷業後の天候の急變に依り、塗に縮みを生じなどして、不成功に終ることが度々あるから、他の作業の様に尺度的には行かぬので、そこにも監督者の苦心が生ずるのである。

八、漆器保存上の注意

取扱の注意如何によつて保存と美觀との上に非常なる差異を生ずるもので、其入手の方法を知らない爲に物を損ずる場合はよくある事である。

「漆器は漆中に含有する油分を乾燥するに従ひ絶えず吹出すもので、それへ塵埃がたまると油と共に固りて固

朱合漆 五〇匁

桐油 三〇匁 氣候の異變により多少加減す
初め油と朱粉とを十分練合したる後漆を混じ吉野紙にて四度濾して使用す。

六、堆錦とは

塗乾燥したる漆面に種々の色餅にて堆く肉付したる繪模様である。これに使用する材料は石黄粉、紅柄、藍粉等をくるめ漆にて固く練合しうどんの様に一種の餅となし、適宜の厚さに押し、片面に薄く漆を付けて板に假張して圖案に依り置目をなし、切取りて器物に張付のであるが、高岡の錆繪の肉以上に思ふ儘に盛上げられるので成工した物は全く薄肉彫刻である。斯して仕上りたる製品は一句或は二三句の乾燥期を経て、多少のの裝飾を施され評價せられて一般顧客に調えるのである。

七、執務上の苦心

斯く仕上をなすまでに尤も苦心を要する處は圖案である。その優劣適否は賣行に大なる影響をなすからであ

たる如く光澤と色を失ふもの故——既にかくなりたるものは氣發油にて拭ひ落す——時々柔かき布巾或は揉みたる日本紙（可成吉野紙）にて全面を丁寧に拭かねばならぬ。尚拭く前に羽帚にてよく塵埃を除き然る後行ふべきで、さもないと摩擦をするため漆面に疵を付ける虞れがある。

二、外箱又箆筒、押入等の中に新聞紙等にて包み大切に仕舞込んで永く放て置くと空氣の流通を欠き蒸され氣味で、下地の耐久力を弱くする虞があるから、少とも月一回は出して空氣に觸れしめつゝ入手をなすをよしとす。

三、日光の直射する處に朱塗物を置く時は指跡の如く又は全面に黒すみたる變色を現し易きものである。

四、新しき漆器のいやな臭氣を早く除かんとせば酢にて幾度も拭ふと宜しい、茶粕、糠等を入れ置いても幾分かよろしくなる。

五、又熱いものを直に入れると色はかはり光澤は減ずる様になる、これを防ぐには吸物椀等ならばまず水を盛り

ほど濯いで後サウとあげ水氣を十分に去らぬやうにして其の上に汁を注ぐと宜しいのである。
六、借て使用後は少しの水氣をも残さぬ様に注意せねばならぬ、もし水氣が残ると必そこに拭ふても簡単に取れぬ斑點が残る、これを防ぐには先よく水氣を去り布巾にて拭ひ更に乾いた布巾で繰り返し最後に吉野紙にて拭ひ當時空氣中にさらし置き、そして紙を丁寧に一枚づゝ敷いて重ね外箱に收むべきである。特に堆錦、時繪の如きは例へば菊の花なら花辨の一つ一つをよく拭はぬと水氣がその周圍に残りそれに埃がたまり見悪い斑點を残すものである。



九、行刑作業としての愚感

悉ふに漆器業は他の機械工業と異り手工業中でも最も難しとする所謂美術工器の域に入るべきものなれば、行刑作業中該業を課すべき受刑者の選定亦容易でないが、先比較的教養能力ある者の内性器用にして而も長刑期の青年者を直しいと思ふのである。何んとなれば作業復雜

にして研方、地塗、中塗、上塗、上繪と順序的に習熟するには少とも五六年を要するからである、斯の如く全部を修得せしむるにあらざれば釋放後自營をなすことは容易に出来ないものである、で自營をなさず他人に雇はれ一分業的に或一部の習業した者は雇はれるより外仕方がない——などしては永續は中々なし得ない様である。かゝるが故に行刑の目的に叶ふ職業訓練をなすには是非其右の條件者が適するのである。

借作業能率を増進せしめ優良品を多く出し、作業収入の増加を計るには直接教導者即ち實業教育者格たる技手の努力如何は其の結果に大なる影響を及ぼすことは當然にして技手の責任重且つ大なりと雖所長の指導宜しきと作業主任、工場担当者、其他の關係者との協力的奮勵は俟たねばならない。然らば如何にすれば其の實を挙げ得るかは一朝夕に出来得る容易の業ではないが、監督者は常に温情的に誠意を以て臨み、丁寧に親切に指導してその徳性を傷けざる様言動を慎み品性は模範的となり作

業の麴否、製品の良否と能率如何と行状禮典とを斟酌したる公平なる認定によつて處遇の向上をなさしめ、彼等の得て望む處の食事と入浴等を督勵規定の範圍に於てよりよくなさしめ、幾分の満足を與へ心愉快に就業せしめなば高尚優美にして而も變化多き仕事故興味は自ら湧き趣味はいよく深くなり、精神的修養の一助ともなり樂

しく其の業に勵みつひ正業として社會に復活する覺悟も坐する様になるのである。
斯の如く眞摯な態度で就業をなせば優良品と能率とを挙げ得るは必然的のことである、要するに予は受刑者の一部をして行刑の目的たる模範精神に叶ふ一の好作業あることを確信する者である。

山岡洋行株式會社の二洋行中

山岡行刑局長の二年有半

甲 突 生

時代の進運とは云ひながら我が行刑事務の今日を知る者は先づ其急劇なる進歩に驚くであらう。縦し設備や取扱方等未だ理想的ならずとも、其主義方針の進化せる一事に至つては、蓋し何人も隔世の感なきを得ないで、なからうか、今にして之を顧みれば能くも斯く舊來の陋域を蟬脱し得たものと、殆んど奇蹟の如く思わしむるものすらある。即ち知るものぞ知る、苟も其身を我國行刑界に置き最近迄之が如何なる有様にありしかと心得居る者より見れば、今日の進歩の程度は夢にも想ひ及ばなかつた所と云つてよい。

由來刑務所の事業は、國家興亡の因つて岐かるゝ所の

家の被むる損害果して幾何であるか、恐らく之に想到して尙ほ平然たり得る者は無いであらう。若しそれ行刑事務の擧らざる爲めに受くる直接間接の悪影響は、又た實に想像の外なるべく、其結局の所はと云へば、刑政は國家社會の紐帯である。其ものが力を失ひ威を墜し恰も千切れたボロ帯同様、何等緊括の用を爲さないものであつたら、其結果は想像し得べきであるまいか、殊に險惡なる外來思想襲來の今日、此の如き有様であつては、邦家の前途を如何せんであつて、風雨の前の窓闌今當さに引締めるべきの秋、強ちに識者を俟つて後知るべきでない、之を思ひ彼れを想へば立ちても居てもたまらぬ心地こそするが、是れ直個國を思ふ經世家の本領ではあるまいか。

究すれば自ら通ずとかや、然り物極まれば必ず開くの道理で、我刑務界も殆んど行詰りに達し人をして望みを絶たしめんとせし時に當り、天は其人を起し之をして

要事務たるに拘はらず、短見淺識の世俗には容易に認められず、何時も投げ遣り勝ちにせられ當路者亦た之れに氣乗りせない爲めに、出費を惜み常に後廻しと云ふのが其例であつて、そして偶々達識の士が其局に當り、刑務の刷新改良を企圖せしことあつても、何時も塞爾として四邊を圍繞せる守舊論に破られては、怨みを呑んでサジを^レげると云ふ段取になつて居た、是に於て乎累代の不成功が其風を爲すの結果、必然に統氣は挫け責任の位地に有つても碌々爲すなきの有様に甘んぜざるを得ず、左なきだに行刑の衝に直面せる苦戰苦闘の士は戦ひ疲れて、ともすれば意氣消沈悲觀に陥らんとするが其實況である。事茲に至りてはたゞ倍々不振を加ふるのみ所謂勇將の下弱卒なしとの格言をも裏切らざるを得ないのであつた。

斯くて我刑務界は必ずしも權子扱せられたりと云われぬにしても、陰氣なる日蔭仕事として歡迎せられぬ丈は事實明白從て不振の狀や此の如し、然れば之が爲めに國

打開の大錠を揮わしめた、之が爲に實に空前の大改革を見るに至つた。定に是れ至妙なる天の攝理とこそ云ふべけれ、博愛なる人道主義の處遇、並に教化修養上の改善又は、作業上の訓練等種々の項目に亘り、思ひ切つたる時代順應の改革を斷行して、茲に旭日登天の觀あらしめ、さしにも枯死に瀕せる行刑事務も、頓に生氣を盛り返し職に従ふ者の志氣亦大に振ふに至つたのは、正さに是れ時の行刑局長山岡萬之助博士其人の力ではないか。彼れは此點より歸納して實に經國濟世の至誠を以て總ての難問に對したことが判かる此至誠なくんば如此不撓不屈の精神と勇斷果決の猛氣は到底生し來るものでない而して至誠天地を動かすとある通り、このものあつたればこそ幾多難問も之を阻止し得ずして遂に彼れをして大なる仕事を爲し遂げしめた。而かも短なる日月僅々二年有半の其間に、そして其れは累代の局長が爲さんと欲して、皆爲し能わなんだ所の改革であつた。其の功績より云へば彼れは我刑務界に於ける、大なる

恩人の一人たるを否むことは出来ぬ、彼れに由りて殆も危険なる睡眠病の状態にありたる我刑務界が、覺起同生の春を迎へて潑刺として進歩發達の道程に急ぎつゝある今日の事跡は、刑政史上特筆大書されべきは素よりであつて、而して將來成果を收めるに従ひ尙ほ永久に感謝を以て記念せらるべきも亦た勿論のこと、云わねばならぬ然らば今試みに其事項を擧げて之を概観的に考察の資に供せんことは、決して無益の業ではあるまい。

1 大正十年九月、作業の刷新發展を企畫し、作業時間間の延長、之に伴ふ受刑者の優遇、工場設備の改善職員賞與の事を定めらる。

勞働時間延長に就ては時代錯誤なりとの異論もあり可なりの大問題なるに拘わらず、之れにも頓着なく、斷々乎として所信を敢行した結果は、案に違わず悉く良好の成績を彰はし、論者に非難の餘地を與へざるのみならず、却て就業者の身體精神

をむる爲めであつて、事は小なるも其効果は甚大である。且つ其趣旨の人道的なるに依て精神上の感化も亦た頗る良好である。

5 同十一年五月、行刑制度調査委員會設置せらる。單に時代の流行に習ひたるやうに見る者もあらんかたれど、事實は全く之に反し其處に設置せられねばならぬ必然的理由の存せし爲めであつたことを認めぬ譯に行かぬ、正確に云へば此委員會こそは、彼れが素志とせる根本改革を遂行する基礎的手段の一であつた、即ち根本的行刑法の改正を爲すには、時代の進歩に伴ひ法理に合し人道に適ひ、而して文化の本義に背かぬ法案を得ねばならぬ、それに就ては是非共廣く衆智を集め精しく審議討究を重ね、到底期し難きことである。然るに現行法の如き頗る時代に後れて今日の事情に適せざるもの實に多々、是の意味よりして之が設置は急務中の急務であり、機宜の處置として今日

により以上進善の傾向を現はし、頗る収入は増加し、之が爲め國費を減ずることの尠少なならぬ事實を明示した。

2 同年十月、教誨事項の申報方を定めらる、受刑者教化の事は、行刑主要務の一に屬し忽せにすべからざるものあるを以て、實際の状況を深察し以て刷新の資に供せんとの趣意に外ならず、其やり方從來のそれに比して總て徹底的であつた。

3 同年十二月、看守長増俸標準並同廳に勤続年限定めらる進級は公平適實なるを要す、若し此一事にして標準なくんば、幸不幸區々の情弊を起し易し、此に見る所ありしは慧眼と云ふべし、又た勤続年限の事は一得一失あれど、刑務所刷新上井本人訓練上の必要に出でたる點は、時弊を救ふに十分であつた。

4 同十一年一月、監獄法施行規則中改正、齒磨給、齒揚子給與、淺葱色衣服貸與の事を定めらる。

一つは保健上の必要、他は自尊自重の心を保たしめる場合必然的のものであつたと云ふことが出来よう。

且つ之れに就き一言し置きたきは、査し山岡局長の意中は此機會を利用して委員たる要路の人々に討議の一面には會て有せざりし行刑上の智識を與へ而して後將來彼我管掌務の間に互に便宜を保護しめんことに存せしや、之を疑ふの餘地がない。兎にも角にも本會の設置に彼の司法省は司法官の司法たる觀あるに對し、一面亦た刑務官の司法省でもあるとの觀念を造つた丈でも意義あつたと云ひ得る。

6 同十一年七月、現業員としての勤勉手当支給方法定めらる。

此一事は薄給なる看守一般に取りて大なる福音であり有休にいへば實際的お金の正味であらしめた、現業員とは或は其名の下品なるを思ふ者あらんも、此の如きは皮想の見、未だ勞働の價値と其

神聖を知らざるの致す所、局長は既に此に見る所あると同時に、深く其勤務の過勞なるに同情し、且つ其不權衡に失するを慨し、猛烈力説遂に其主張を貫きたる結果たらずんばならず。

7 同十一年五月、高級看守長の練習所開設せらる。

其趣旨は言を俟たずして明かである、要するに此開設によりて、幹部に立つ上級者は更に矯正せられんと云つては語弊あるも、事實はそれに違ひなく又た斯くあつて然るべき筈、毫も恥づべき理山はない、兎も角其結果として劇務執筆戦ひ疲れて、頭腦亦た將た硬化若しくは消磨せんとする者が、再び頭腦に研ぎをかけて新銳の氣を養ひ、以て戦線に復歸する爲めに、如何に斯界の空氣を清新にし、勢力を事務改善の上に加ふるかは云ふ迄もない、斯くて又た人物試験の爲めにも極めて便宜多きを認めざるを得ぬ。

8 同十一年十月、教化に活動寫真利用の事定めらる。

ぬ。是は看過すべからざる問題なるを氣付き乍ら敢て何人も容易に之が改正に手を着け様ともせなんだのは、即ち事頗る面倒にして一通りの努力では出来ないことを知つてゐたからである。然るに山岡局長は敢然として之を斷行した。

11 同年同月、監獄官制改正せらる。(監獄を刑務所と改稱し、少年刑務所を新に設置し、監獄醫を保健技師、保健技手、授業手を作業技手と改稱し、教誨師と共に俸給令を改正し優遇の途を開く。)

監獄なる名稱が今日の時代に適さないことは、何人の考にも既に一致してゐる。文化の進歩と共に斯かる名稱の尙ほ我社會に存在するのは、不釣合千萬の事は即ち社會其もの、恥辱であるを自覺するに至つた。而して國家の体面上からも不都合たるは論を俟たぬ。斯かる名稱の存在するが故に、風紀を害すること幾何然のみならず彼等受刑者に於ても熱類を以て遇せらるゝの感を脱する能わず

文明諸國に於ては既に其例に乏しからざる所、我國に之を採用せるは、聊か後れ馳せの方とは申しながら山岡局長の勇斷に依て決せられしは亦實すべしである。

9 同年同月、三大節に音楽使用の事定めらる。

音楽が教化上重要な位置を占むるは、近來著しく世に認識せらるゝに至つた、苟くも行刑が教化を主とする以上、宜しく先づ此に見る所なければならぬ、山岡局長の敏慧亦た以て見るべしである。

10 同年同月、作業章程を改正せらる。

從來刑務所作業が萎微して振わなんだのは、其原因種々あれど其主なるものは即ち事務上の手續の面倒にして、徒らに形式に流れ手数のみ繁くして功なきこと多く何事も簡便ならざるに基因することは、常に従事者が異口同音に叫んでゐた所、之が爲に行刑の目的を達し難いのは勿論として第一經濟的に國家は莫大な損害を加重せられねばなら

刑務官亦た之れが爲めに自然に彼等を差別視する

の弊なきを得ず、現に此名を用ゆるが故に官意は當然彼等を人間扱ひをせないと云ふの證據也と、一般に視らるゝ看板となつてゐた。然るを山岡局長に鑑みる所あり傳統的舊思想を打破する爲めに斷然之を變改して斯くはなつたのである。區々たる政略に過ぬやうでも、其影響は有形無形に決して尠少でない、名實共に有效なる改革であつた。又た少年刑務所を新設したる如きは、異常なる進歩であつて、教育上は勿論人道上加しても是非共斯くあるべきである。が併し山岡局長の斷を待つに非らずんば、是又た容易の業ではないのである。

若しそれ保健又は作業の技師技手の名稱變改、俸給令の改正、同時に教誨師の優遇の加わる如き名實共に時代に適へる改革と云ふべく、其實際的效果の甚大なる恐らく一般想像の及ばぬ所でない

12 同年同月、刑務賞與規則制定せらる。

賞罰は人を治め之を率ゆるに嚴明を要する。刑務職員に對する如き特にそうである。大に綱紀を張り事務を振作せんとする者、先づ此に留意せぬ譯は無い山岡局長が思切つたる多くの賞與額を以て之が制定に盡力したるは、斯界に永久に残るべき功績である。

13 同年同月、功勞記章制定せらる。

軍人に於ける金鷄勳章の如く、刑務職員に對する同様のもの其功勞の拔群を表彰するに尤も適當のものである。之に由りて其志氣の作興せられるは勿論である。一休斯様な規定は多く空文に了り、唯だ飾物となつて仕舞勝ちのものである。然るに何ぞや、大震災勃發して、恰かも約束でもあつたかの如く、直ちに適用されて大なる效用を現わした事は、偶然とはいへ本願至極の都合であつた。

之れ亦た何人の先見盡力であつたかを知らねばならぬ。

14 同年同月、就業者の作業に因る死傷に對する手當金給與規程制定せらる。

人權を尊重する相當の待遇としては先づ彼等の身體生命に對し相當の保障を加ふべき事であらう。人道の上から見ても早く茲に規程を設くるは當然であつたと云へる。

15 同年八月、雜誌「人」を刑務協會より發行せしめ之を教化用に供せらる。

16 同年十一月、教化用看讀書籍選定の爲め、協會内に審査部を設けらる。

行刑と看讀書籍殊に「人」なる教化新聞の利用は相離るべからざる關係がある。行刑の効果を收めんとすればする程、此種の善良なる讀物を多く供給せねばならず、是に於て平銳意畫策の結果の一端が此に現われたものと見て差支はない、讀物の

局長時代に及びて遂に成立を見るに至つたことは亦た多謝すべきことである。

20 同年五月、小銃の携帶保存操用法制定せらる。

戒護の確實を期し行刑力の強固を要するは、世狀の錯綜人情の變轉と共に益々其度を加へるのみ、油断ならぬ兆候は何時も減ずることはない、油断大敵無事の日には有事の日を忘れず、相當の武備あるべきは當然の事である。茲に注意の届きたるは時務に明なる處置として、特筆すべきものであらう。

21 同年六月、保健助手並備藥設置せらる。

受刑者の診療を適實ならしむる趣旨に出でたる便宜法であつて、從來の通弊を匡救するに於ても頗る其效あるもの、刑務刷新の一端たるざるはない

22 同十一年十月、刑務所長官等俸給令改正せらる。

多年の宿題たりし問題、非常な難問なりし此問題山岡局長畢生の盡力により漸くにして、解決する

感化力の偉大なる常人の多く知る所でないが、斯く迄に進み来りしは刑政上の大事績と云はねばならぬ。

17 同年十二月、刑務所内に文官普通懲戒委員會を設置せらる。

懲戒を鄭重にし不理不盡の取計ひなからしむるの意、査し其趣旨に於て間然する所はあるまい。

18 同年同月、刑務官練習所卒業生は、看守長任用上學術試験に合格したる者とせらる。

是れにて練習所の權威加はると同時に、生徒の修學心に一層の緊張味を加へ来るは喜ぶべし。

19 同十二年二月、刑務所職員共濟組合設置せらる。

從來既に設置すべかりしものを時機未到來の爲めとも云ふべきか、僅かに隨所各所に多少の類似のものにあつたとしても、全國同業者間に涉りて相協力共助のそれが無いのは、大なる恨事として僚友間に嘆かれてゐたこと茲に年あり、然るに山岡

に至つた。之が爲めに初めて刑務界に蓋が明いて
 高き青空の仰がるゝ気分がする。是れから麒麟も
 來りて住み息ふべく、大鷲も亦た翼を張りて此處
 より飛び立つ時もあるであらう、兎も角も刑務事
 業は之に由りて一層の重要味を裏書せられた譯、
 必ずや其効果は今後實務の上に表現する日のある
 を疑はぬ。

23 同年同月、奏任及判任待遇、監獄職員給與令改正
 せらる。

是亦た多年の問題であり切なる要求であつたのだ
 が、山岡局長の非常なる配慮と多大なる努力によ
 りて、遂に解決を見るに至つた。斯くして從來の
 大なる欠陥は補はれ、刑務改善上幾多困難は除去
 せられた爲めに茲に一段の進歩の加はるべきは明
 かである。

以上は唯だ其重なるものゝ概要を掲げたるに過ぎぬ
 若しそれ微細なる點に迄及ばんか、到底僅々筆紙の盡す

誠心誠意を以てやるとはよく人の言ふ所、必ず先づ責
 任の地位に就くに際し何人が挨拶中にも既に常套語とな
 つてはゐるが、山岡局長就任の當時亦た此語を耳にした
 爲めに、別に深く意にも留めなかつたけれ共、併し乍ら、
 此常套語が不思議にも普通のそれのやうに、消え去らず
 して常に耳底に残りし所以のものは、何故であつたかを
 顧みた時氣付いたものは外でない、それは挨拶せし局長
 就任以來の行動が如實に之を證明するからであつた。誠
 意のある所必ず通ぜざるはない、山岡局長の一行跡を以
 てしても雄辯に之を論證するのである。

彼れは行政の材幹に富める省中第一人とも云われてゐ
 るが、併し單に彼れを冷酷なる政策家とのみ視るは其半
 面を見て未だ全面を知らざる者である。彼は外に嚴冷を

所でない、要するに山岡局長の二年有半は壓搾したる月
 日の如く、他の幾十年間を費すや判らぬ程の永き月日の
 仕事を、短日月間に引き纏め一氣に之を遣り送けたので
 あつた。此點より見ても彼れは在任中全心全力を行刑事
 務に打込んで餘力を剩さなんだ、更に別言すれば渾身行
 刑局長の塊であつて、そして其思ふ所爲す所悉く其露出
 であり閃光であつた。彼は即ち一意専心刑政の改善進歩
 を念とし、其全身を唯だ行刑局長の地位に捧呈して惜ま
 なかつたかの觀さへある。口善惡なき吏人は時に彼を評
 して曰く廊下通路ですら下向きになつて青白顔に思案の
 色を漂へつゝ素知らぬ風して歩くのは單に局長氣取りの
 爲め乎將た又煩悶病の爲め乎と、何ぞ凡眼の暗きや、彼
 れは裏に縦横なる經綸と抑へ難き熱誠とを有し、造次顧
 沛之を忘れ能はざるの致す處にあらすして何んであらう
 彼れが功績の偉大なる云はずして茲に基ひするを知る
 べきでないか。

現はし内に愛憐を藏める人であつて、時に誤解され易き
 は即ち其外面の爲めである。彼れが如何に温情に富める
 人なるかは、前年行政整理に際し淘汰さるべき老功の吏
 僚に對する、親切なる配慮の深かりし一事が、十分に之
 を物語つてゐる。人見て無理と爲す程のやり繰り手段を
 も辭せず、己が責任を以て其利益の爲に大膽なる地位の
 轉換入替等を斷行するなど、色々に苦心慘愴を重ねた心
 盡しは、獨り恩恵に浴せる當人のみ之を徳とするに非ざ
 るを信する。

歳變り星移るに従て人の記憶も亦た薄らぎ行く、然し
 乍ら斯かる功績ある恩人に對し、我刑務界は永久に之を
 記念せざらんとするも能はぬは云ふ迄もない。
 今拙筆に當り博士の健康を祈りて止まず。妄言多罪

少年者の刑務教育

那須信道

少年の犯罪に陥る遠因は種々あれども家庭不良、教養不備、生育不良が其大多數を占むる事今更絮説するの要なし、従つて少年犯罪者の性質に於ても懦弱放縱狡猾、其他の悪性を帯べる點は到底普通の少年と比較にならず是を一個の人格者と見做せし場合少年犯罪者の人格は甚しく劣等の地位にあり、斯かる劣等人格者たる犯罪少年に一定の刑罰を執行し其下に戒護、作業、醫務、教務、と相互に聯絡をして総合的に彼等を矯正するが現今我邦の少年刑務所の制度なり。然して刑務教育の職掌は教務に屬し主として智識の教授訓育を掌り、社會に於ける小學教育の如く教育を主體とし一面家庭保護者と聯絡を取り子弟を教養するとは全く面目を異にせり、今茲に經驗より得たる刑務教育に就き學校教育と比較し其刑務教育なる點並に不備にして改更を要す可き點を指摘し見るに、

少年者の刑務教育

授する事は全然不可能にして、此間教師は既往に教授せし教材の大體に就き新入者に會得せしむるも絶えず出入に變動あるを以て充分なる効果を擧ぐる能ざるのみならず教授上に支障を來たす事甚だ多し。

如斯く入出期日を相違せる受刑者に對して就學退學の期日を統一する事は全く不可能なり。されば此間に在つて採る可き良策は一教師一組擔任の制を採り、就學者一旦甲教師に就き就學開始せし以上は釋放前に至る迄甲教師の訓育を受けしめ、作業戒護其他事情あるも成る可く他教師又は他の組に轉入せざらしむるにあり、こは受刑者の矯正訓育上其效果如何に大なる關係と影響を有せるものにして、教師が受刑少年の個性を熟知し其れに適應せる訓育又は處置を施す點に於て、又教師と受刑者間に於ける温情の點に於て、教授上の諸點に於て最も有效なる方法ありと思はる。

次に刑務教育の至難なる點は其教授が複式教授法にて三學級四學級を一組とし一教師これを擔任するを以て

一、入出不統一なる點

社會に於ける學校教育は一定の始業時に一定の學齡兒童を入學なさしめ以て一齊に業を開始し、一年經過後進級せしむ、其間退學轉校するものあれど、それは極めて小數にして、大多數は一定期間其學校學級より異動する事なし、されば教材をして易より難に關より複に順序よく教授し、被教育者は凡て既往に學習せる所を會得せるを以て教授上甚だ便利にして勞少なく功多き結果を得。これに反して少年受刑者は入所時釋放時各人箇々別々なり。従つて教育を受ける日時も皆相異あり。例へば甲は四月に第三學年に編入され、乙は九月に同學年に編入され、同じ教材によりて授業を受く、従つて甲は教科書の半を履習會得せるに反し、乙は全然これを知らずして同一歩調を以て授業を受けざる可からず。恰も水流の絶えざる如く一方より新入者を入れ他方より釋放者を出す、猶其間にありて作業又は戒護上より就學者は甲組より乙組又は丙組と轉々する状態にあり、されば彼等に對し一定の教材を以て順序正しく教

教授階段内容共に錯雜し教授上不便を感ずること紛ならず、蓋し學校教育の如く單式教授の制を採用することには今日の少年刑務所の状態として至難なり、されば現今にては各少年刑務所とも出入期日の一定せざる受刑者に對し教師は複式教授法を用ひ、其中にて最も有效なりと認むる方法手段を採るより外他に良策なき有様なり。

一、受刑少年教育に對する思念薄き點

刑務教育は

小學教育と異なり強制教育なるを以て就學を嫌ふ者に對しては懲罰を科すの制度なり、されば入所者は就學を好むと否とに拘らず、一樣に教育を受けざる可からず、小學兒童に比し自ら進んで教育を受け學事に勉勵す可きが至當なるに、事實は之に反せる現象を呈せり。これ小學兒童と受刑少年とは其教育に對する思念に於て大なる溝渠あり。受刑少年は身既に社會に於て犯罪をなし其結果受刑の辱を受けつゝある者なることを覺悟せり、従つて教育の如きも強制さるゝ故に就學をなすが如き觀念を有せるものあり、従つて學科、行狀の成績良否の如き餘り

意に介せざる傾向あり、これ社會の小學教育の如く學科行狀の良否が被教育者に與ふる影響甚大ならず、例えば小學校に於て教師より叱責を受け又成績不良にて不合格に陥る場合は實に兒童前途の進路に大なる蹉跌を來たすのみならず、一家の不名譽とせり。されば子女を有せる父兄は常に其子の行狀學業に留意し、教養鞭撻を加へつゝあり、然るに刑務教育にては如斯き影響を被教育者に及ぼさず、身は家庭を離れて拘禁さるゝを以て一日も早く釋放日の來るを指打數へて待ちつゝあるが如き状態なり、蓋し彼等に取りて斯の如き心情に捕はるゝは已を得ざる事なりと云ふべし。

一、劣等、低能の兒多きこと 受刑少年が曾て社會

にて學校教育を受けつゝありし當時の行狀並に學業成績を調査しみるに過半は行狀學業共不良にして中位にあるもの少數を占め、優秀なるもの皆無の有様なり。猶義務教育を修了せるものは少く多くは半途退學者なり。中には十四五歳又は十七八歳の年齢に達しながら眼に一丁字

無く、算數の觀念は普通兒の五六歳程度の者さへあり。如斯く學業行狀共に不良者多く且つ其大半は半途退學者なる所以は彼等自身既に先天的低能にして惡質を有する結果もあれど、其多くは不良貧困なる家庭に生育し其父兄は概ね其日の生活に離脱して子弟の教養を顧みる閑暇並に資力なく、一日も早く其子を使用人又丁稚奉公に出して自己の負擔を軽減せんとするに歸因す。されば刑務所に於ける被教育者は學校に於ける被教育者よりも既に其素質において遙かに劣等なること明白なる理なり、これ刑務教育がその努力に比して實績の擧らざる所以なり。

一、教科書の内容、受刑少年に適應せざる點

現今少年刑務所に使用せる教科書は單に文部省の國定教科書なり、從つて其編纂は小學兒童を標準とし彼等の年齢、智能、經驗、興味に相應せしめて編纂しあり、これを受刑少年に適用せしめ居るも小學兒童に比して彼等は一般に年齢に於て長じ、前者が七八歳乃至十三四歳なる

に後者は十四五歳乃至十八九歳なり、斯かる年齢の相違せるものに對し（上級の者は兎に角）七八歳位の兒童を標準として編纂せる教科書を使用するも彼等受刑者は

『馬鹿々々しい』と言ふが如き觀念を抱き教科書の内容

に付き追求的興味を惹起する事少なし、これ教科書の内容容彼等に取りては幼稚にて縱ひ智力のみは小學一二年程度なるも彼等の年齢が小學兒童より長じ居る丈社會に於て體驗せる經驗才能は小學兒童よりも遙かに豊富複雑なる點と其性格情緒に於て小學兒童の如く純にして天心爛漫なる所少なき爲なる可し。されば受刑少年に用ふ可き教科書は上述の諸點を考量し尋常二三學年の學力にて讀み得べきものにて且其内容が彼等の年齢、能力經驗に相應し彼等をして興味を感じ、追求的努力欲求を起さしめ、不識々々の間に正邪善惡を識別し、正に就き善を行ふ精神力を培養するものならざる可からず。以上は智力の乏しき下級者に用ふる讀方教科書に就きて愚見を述べしなれど、猶其他算術地理歴史綴方教科書の如きも六年

制度 國定教科書は餘りに長年月を要するものなるを以て之に替るに速成的にして且實社會に必要多きもののみを撰みて編纂するの要ありとす。

一、刑務教育の制度に就て 現今少年刑務所の制度

は前述の如く戒護作業醫務教務と分れ、教育は教務に屬し、各其分擔せる職務を取り相互聯絡を謀り以て少年受刑者の矯正に勉めつゝあり。されど其何れが少年刑務所として最も重要な地位にあり且つ活動を要す可きか判然たらず。曾て司法高官が某刑務所を巡視せる際、其刑務所長今は故人となりし人に『貴方は行刑の範圍内で何を主體として少年受刑者を取扱て居らるか』と問はれしに所長は戒護教育作業體育等列舉せしに高官は『その中何にか最も重要ですか』と尋ねた。所長は一寸返答に當惑せられしに對し高官は『少年受刑者は教育を主體として取扱ふ可きものと思ふ』と言はれしと後日所長より聞き及びたり。其所長が答辯に苦しま程左様に現在の少年刑務制度に於ては其重要なものが不明瞭である。現

在法規に現はれたる少年受刑者處遇規定中教育に關するものを擧ぐれば監獄法

第二十四條第二項、十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第三十條、十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施ス可シ、其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齢ニ拘ラズ教育ヲ施スコトヲ得

監獄法施行規則

第八十五條、監獄法第三十條ニ依リ教育ヲ施ス受刑者ニハ毎日四時間以内小學程度ニ依リ修身、讀書、算術、習字、其他必要ノ學科ヲ教授ス可シ

前項ノ受刑者ニシテ小學程度ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等ノ學刀アルモノニハ其教育ノ程度ニ應ジ毎日二時間以内相當ノ補習學科ヲ教授ス可シ

と教育の必要なることを規定されるれど、之を制度及び實際より觀る時は未だ教育の權威と能力を充分に發揮せざる嫌あり、無論少年刑務所も他の刑務所と同じく、刑罰を執行する所にて行刑が其面目たるや勿論なれども、其行刑の内容に於て如何なるものが少年刑務の重要な位

ある事項十八項の中教育と密接の關係ある事項に付教師自ら他と折衝せしむる必要あり。尙大澤辯護士が刑政誌上に述べられし如く、教師をして教誨師保健技師と同じき地位におき、これを優遇するの途を講じ以て適當なる良教師を得ざれば、至難なる刑務教育の効果は擧がらざるべし。

一、不良少年の處遇

會て滿期釋放に近づける一少年受刑者が他の同收容者に私語せるを聞ける事あり、前者が己は『此所を出ても又來るよ』と言ひたり、他の一人は驚異の眼を見張て『何うして』と尋ねしに『でも社會よりは刑務所が樂だもの』と答へたり。此の『刑務所が樂くだもの』と言ひし一少年の言葉の中には種々な意味が含まれて居る。此少年の生育境遇を調査し見るに家庭不良にして赤貧、父は酒癖あつて酔へば家族の者を打擲す。母は家出、後死す、兄は幼少の時より家出行方不明、本人十歳の時父病死す、本人不就學近親者なし、其後本人は乞食となり、始は墓地、神社、寺院に供へある供物の菓子を盜喰ひ漸くにして寒錢を掠める事を覺へ夜は橋下社寺の床下に臥しつゝ、生活せる間に拘換の仲間

置にあり且活動す可きかと言ふに、世の識者が論ずる如く教育そのものである。廣き意味から言へば戒護は規律訓練の養成より教育の部に入り、作業は職業教育、工藝教育の立場より、醫務は衛生、體育上より教育と稱し得れども教育の目的たる品性を陶冶し、智識技能の發達を謀るを以て重なる職掌とせるは教務にして、即ち現在教誨教育、とある中主として教育を司どる教師の職掌に存す、されば少年刑務所にては教育が重要な位置におかれ教師が最も活動すべきなり。然るに事實は之に反せる有様にあり。教育は教務に屬し『刑務所ノ事務分掌及刑務官會議ニ關スル規程』第四條ニ

『教務主任ハ收容者ノ教誨教育及釋放後ノ保護ニ關スル事務ヲ掌理ス』とある如く教務主任其等の事務を掌理すれども直接教育に従事するものは重に教師にして主任の監督の下にあり。従つて其權限に於ても他課と平衡を缺ける制度なる爲教育をして充分なる活動を擧ぐる能はざる嫌あり、宜しく教師の權限を擴張し責任を重大ならしめ、一面刑務官會議に關する規程第十二條を活用し、主席教師をして刑務官會議に列せしめ、以て同第十三條に

入る、一時孤兒院に收容されしも遁逃し再び拘換の仲間に入り遂に刑務所に收容されし者なり。此一少年に對し其後數日を経て『何故社會より刑務所が樂か』と亂問せしに大體次の如き口吻を漏せり、既往の生育境遇を送りし彼には刑務所の衣食住が何等痛傷を感ぜず、又社會に於て前科者と排斥され職を得るに困難なれど刑務所にては同輩のみ彼に取つては安全地帯であると、其後二ヶ月を出ざるに果して彼の言の如く三犯の累犯者として收容さるゝに至れり。是を以て觀るに彼と同型の生育境遇を辿れる受刑少年に取つては現在の處遇法並に刑罰なるものが普通人の考ふる如きものに非ざること、第二には彼れが告白せる如く多少前科者として排斥さるゝ嫌はあれど其事實は保護會の盡力により就職するも既に不良なる環境と家庭に生育し惡習惡癖の染込める者には眞面目に働くことより、浮浪の徒に入り再び犯罪をなす傾向あり。斯る生育と境遇に支配されたる不良累犯者は全く初犯者より隔離し以て別途の處遇法を講じ、一方刑罰の如何なるものなるかを徹底的に覺知せしめ、他方教養に依りて眞面目に社會に於て働くことのより好き事を知らしめ、正道を好む習慣を養成せざる可からず。

覗かれた「我」

(江生)

自分の身についた糞はくさくしないと昔しからいふ身についたといふのみで、糞のくさくさは消えるものでない。こんな関係から外物でも自分の身につくと感じがつかり變つて来る。本来くさいのに拘はらず、くさくさ之感じない、非道德の行爲でも……此の點からいふと吾々の感覺も存外あてにならない。

X

X

X

認識上「我」は常に主觀と客觀とを綜合統一せるものであるが、現在吾々の有する神経系統では、主觀の力が非常に弱いのである。何となれば眼が第一不足する即ち眼には視野があつて一目瞭然とは行きかねる、僅か五尺の體でさえ見ることが出来ん。最少限度に於ても更に眼を一個頭の後につける必要があると思ふ。若し人體構造の美を損ずるとすれば、髪の中に平素は隠しておいて、必要の時パット開く様にすればよい、精神修養もからくりの整備を必要とする。

X

X

X

如斯吾々の主觀は不明瞭なものであるから、こんな觀念を土臺として、他人は自分のことは知るまい表面に現れたことのみは知つて居るだらう位に類推する。自身も悪いことは不明瞭に誤魔化さんとする傾向がある。燈臺元暗しとは矢張りこの意味だ。感覺機關の中でも觸覺は主觀の女房役を常につとめ、中樞に誤りのない役目を傳える。

X

X

O

意識的方面に於ける主觀は實に不明瞭なものだ、人は知らないだらうと思ひ、又は誤魔化し根性を生ずる。然るに豈はからんや。他人には「我」の顔面後頭部・背髓面・身長・後ろ姿迄實に明瞭に映寫する殊に顔面神経の表情まで。此の點に於ては眼を三つ付ける必要はない、しかし「我」を見るには飽迄眼を一つ増加することにしたい。主觀の意識を補ふ爲に……。

刑務所に於ける音楽

左に掲ぐる一篇は戰時中ニューヨークのアリソン・ア
フツシエーションの總理事ドクトル・フリー・エフ・リ
ウイズ氏の發意により組織せられたる「刑務所に於ける
音楽研究委員」(Committee for the Study of
Music in Institutions)の一人たるウケレム・メン・
デウォール氏がニューヨーク州の四箇所の女子矯正院
に於て試みたる音楽上の活動の結果をニューヨーク州
アリソン・アフツシエーションの第七十七回年報(一九二
九二二)に於て發表したるものの一つで、其内の最も
興味あり且つ提擧に富みたるニューヨーク州ロングア
일랜드のウエーサイド・ホームの矯正院に於ける研
究に関するものである。(R.N.生)

(一) 緒言

次に掲ぐる報告に記述される、ニューヨーク州の矯正院に於て行はれたる音楽上の活動は、次の二箇の原理に基いたものである。即ち

(一) 音楽が身體、精神並びに道德上の改造を助成するが如きプログラムに従ひ、建設的にして協調的な

る勢力に對する戦戦力として作用する場合には、矯正上一箇の位地を占むべきものである。

(二) 音楽の演奏は犯罪行為のため有意によりて拘禁せられたる男子女子並びに少年のため單に娛樂とせるの意義に於て供せらるるものにあらず。審美的訓練と協調的精神とに従ひ、ベター・セルフ(より善き自己)を表現するために精神を統一するの誘因並びに機會として此等の不幸にも不鍛練なる人々に授けらるるものである。

(二) 吾人の使命

私は私の仕事が精神的な使命を有つてゐるものと信じてゐるのである。私は再生の本當の手段として、自分の與へようとするレクリエーション(娛樂)を刑務所の戒護に委ねられた人々の、心中に存する神から授かつた力を利用して一つの試みとして視ようとするのである。刑務所といふものは、建設的な娛樂がなければ彼等の性格を築き上げるよりもむしろ破壊して了う所である。

日々定りきつた生活では我々の内部の勢力は只だ一部分だけしか使用されないものである。我等が此等の使用されない精神上並びに身體上の可能力を意識的にも無意識的にも使用し盡そうとするのは娯樂遊戯に於て、ある。然しながら我等の娯樂に對する慾望の満足に伴ふ快樂は同時に或る誘惑を有つてゐるのである。此の誘惑は堅實な主義で制御せられなければ甚だ有害なもので、人をして終に快樂に感溺せしめ快樂より來る興奮其者が目的となつて了うのである。

故に我等の手中に委ねられた人々に身體精神並びに情操上建設的な性質を有つてゐる娯樂を與へて、由て以て彼等をして邪道に陥らしめず、身體上にも精神上にも健全なる環境の中に、彼等の靈魂の熱望する所に満足を與ふるこそ、來るべき時代の指導者として且つ特に多少缺陷ある若き人々の道案内としての我等の義務である。

(三) 美的娯樂と宗教倫理との關係

已に述べたように、娯樂は使用されない勢力の利用する關係を維持し、我等の環境との間に完全なる調和を見出す科學である。而して人生に於ける我等の任務は何であるか。他でもない。箇の完全なる關係と完全なる調和を實現することはこれである。然らば美學と宗教的欣求との依つて以て立つその同じ原則—神と美とに對する人間の靈の憧憬は、等しく亦た至善に對する我等の渴仰を促進する我等の道義的即ち倫理的なる努力を支配してゐるのである。

(四) 音樂と宗教

『それは邪魔を逐ひ、人をして喜悅に満たしめる。音樂によつて人は憤怒と淫蕩と驕慢と一切の邪念を忘れる。音樂は我等をして更に和順に更に謙讓ならしめる。音樂は天啓である。天に在るエンゼルの語である。』是れはワルトブルヒ城中星繁き夜の空を仰いで一管の笛に憂憤の思ひを托したルーテル其人の語である。音樂には、しかも凡ての藝術中唯だ音樂にのみ、此の地上のものでない或物が潜むてゐないだらうか。ヘアモニーとリズム

あつて、我等の澄潤たる生命の抑壓された部分の或物の表現である。美學といふものは美しいものについての感想であり、美しいもの、認識であり、最後に之を實地に試むることである。『美とは吾人の心裏に存する「完全」といふ概念の外部に表現されたものである。』藝術的な即ち美的な活動といふものは『完全』なものを獲得することを目的とするのである。凡ての均整、次序、法則に於てその最も高きものに到達するのが、其の目的である。美的に自己を表現しようとするものは、至善、調和、統一に向つて努力するのである。宗教といふものは十全なる神に對する我等の衷心の欣求の外部的表現である。是に於てか美學が宗教的『完全』に向つての我等の内部的要求に外部的表現を與へるために利用せられる時こそ、初めて創造者が我等のために準備してくれた、總ゆる精神力を活躍せしむべき、神聖なる二つのもの、親和優美が我等の心裏に起つて來るのである。

倫理學は人間行爲の學である。人間相互の間に完全な

とは人間の作つた一定の法則の下に排列せられ得るかもしれない。此の意味に於てマキマティックがサイレント、ミユウジツク（默せる音樂）と呼ばれるものは、正しいかもしれない。然しながら曲を通じて流るゝ彼のメロディーは何處から來るのであらうか。或は街頭に於て、或は森の中に、或は海邊に在つて我等が聞く所のものから來るのでないことは確しかである。外部の耳で聞く所の如何なるものから來るものでもない。歴史と進化論とは彼のシユウベルトやロツシニの有つてゐるメロディーを説明することはできないのである。たしかに茲處からである。其處に諸の天使は黄金の階階を空より地上へ、靜かに降りて來るのである。そして聴く耳を有つてゐるもの、耳に甘い快い響をさゝやくのである。人の語ではない。人の語ならかくも氣高く聞える筈はない。何んとなれば人の語は徹頭徹尾地上のものであるからである。然しメロディーは地上のものではないのである。カーテイルは、『音樂は人を誘ふてインフキニテイ

（無窮）の窓をのぞかせる」と言つた。人間には常に認識的にばかりでなく更に又た情操的に、絶對なもの無窮なもの自身を結びつけようとする不絶の息まざる努力がある。音楽はたしかに我等の情操を誘ふて無窮なものに近かせる。チャーチの中に樂の音の湧き起る時、高いドームの彼方へ消へて行くメロデーに耳を傾ける時、何人か之を疑ふものがあらう。此時地球を我物顔の科學者は惜しげもなく傲慢な首を低れてアンソーン（未知）なインフヒュット（無窮）な或物を思ふのである。音楽が將來人類のチャーチとなり、トーン（樂音）のコード（階調）に於けるが如く、其處に一切の人間の信條が混一融合せらるべきであると主張するものもあるのは決して怪しむに足らない。

音楽が人生に於て大なる任務を有つてゐることは何人も之を疑ふことはできない。ビゼーの「カルメン」を聴いたニーチェは、しかも一度ならず四度まで書いた彼は友人書を書いて「音楽のない人生は錯誤である、失敗で

ある」と曰つた。文明と云ひ文化と云ふ、只だ徒らに人間の欲望の錯綜し紛糾するに過ぎないのである。ダンテの描いたインフェルノよりも猶ほ恐ろしいこの地上の獄に、目に見えぬ鎖につながれて、日夜光りを求めて悶え苦しむ我等人類の、噫、果して何れか善にして何れか悪であるか、何人が明かに答へ得るものがあらう。音楽の尊いのは此の地上の一切の汚れたものを忘却せしむる力を有つてゐるからである。自らの愚かさから此等のインステイチユウシヨンに收容せられた憐れむべき人の子が、妙へなるメロデーに耳を傾けることによつて、地上一切の罪も報ひも忘れ果て、清い高い、絶對無窮の或るもの——之を神と云ふも、理想といふも、眞と云ひ美と云ひ自由といふも總て人々の勝手である——と一とつに

(五) ウェーサイドホーム

ウェーサイドホームはプロテスタント宗派に屬する十

六歳以上の初犯の女子を收容するトレーニング、スクール（修養場）である。技は私が初めて自分の専門の音楽を教化事業に試みた處で、特に親しみを感じてゐるのである。

(イ) プログラム

私のウェーサイド、ホームに於けるプログラムは、其の種類何たるを問はずかゝる施設に於ける音楽の演奏は、先づ第一にそのインステイチユウシヨンの有つてゐる特殊の方針と一致しなければならぬものであるといふ主義の上に組立てられたのである。このウェーサイドはプロテスタント派であるから、私はこの學校に於ける宗教上の掟の求める所を満たすような讚美歌をプログラムの中に組み入れて、プロテスタント派の教義問答又は儀式の特殊の項目に關係のある美しい曲を選んだのである。かくして音楽はこのインステイチユウシヨンの有つ主義並びにその志す目的の音の上に於ける生きた表現となつたのである。

此の學期にはプログラムは主にも唱歌の練習であつたこのホームには器樂に巧みな教師がないのであるから一人々々の器樂の練習では時間ばかりかゝつて大した効力はないのである。且つ又決して此處の音楽の練習の主要な目的でないのもある。未成年の男子を收容する處ではバンド（樂隊）が種々の理由から非常な効果を生むものである。然しながら凡てのインステイチユウシヨンに於ては唱歌が最も重要な効果を有つてゐるものである。

何人も或種の聲を有つてゐるのであるから、聲であるか發聲機關に缺陷のあるものでない限り、合唱を拒む理由はないのである。且つは精神上の發達についても合唱といふことは決して輕視することはできないのである。此の事實は、音楽が甚だ重要ならざる藝術の一として見下げられる代りに、音楽を最も神聖な不思議な、最も人間的な普遍的な藝術の一となすのである。而して此の藝術は賢愚を問はず我等の凡てをして最も愉快で且つ最も建設的なる團體的表現即ちソング（歌謡）の生産に與せ

しむるのである。

私は専門技術上のむつかしい約束のある藝術的な歌謡を避けて善く知られたハーク、ザ、ラーク(開け、開け雲雀)とか、「死と少女」とか、「アール、キング」といふようなシユウベルトのソングの或ものを選んだのである。

たしかに音楽の教授の際には生徒達は各自聲樂上文學上表現法上の練習のないために失敗するけれども、一齊にそろつて團體で試みると屢々臨場した専門の技術家を驚かすほどに、立派に歌謡の意味を解釋して唱ひこなすところがあるのである。

ウエーサイドで試みた團體の合唱は實に立派な成績であつた。我等の唱つたのはグリーグの「ヨータムン、ストームズ(秋の嵐)であつたが、その成績は非常に、未だ嘗つて如何なる整頓したヨーケストラも、茲の矯正院の一群の奏で得た切々たるメロデーイが私を驚かしたやうな感動を與へたことはなかつたのである。

(ロ) 鑑賞科

の質問について解答を與へることは音楽の別な能力を啓示することとなるのである。若し理論上から曰ふて永續的な効果といふが如き現象がありとすれば、精神的並びに道徳的生活に於ける音楽のそれは單に間接なものであつて直接なものではない。此點についての材料を供給し且つ音楽の最大の感化が間接なものであることを私に信ぜしめるに非常な好機會を與へたのは實に此のウエーサイド、ホームであつた。

音楽は一つの目的として各人各箇の審美的即ち知覺上の或要求を満足せしめんとするものである。であるから箇人の知識情操の標準によつて要求せらるゝ音楽の種類形式が夫れ々々定まつて來るのである。音楽の直接の影響は人間の耳に起つた感動の消滅すると共に休むのである。此の直接の効果といふものは刺戟を受けた箇人の精神上並びに肉體上の交錯した反應と云ふのである。是に於てか音楽は音に感應し易い生きた有機體を、種々の過程によつて鼓舞振作して勢力を發揮せしめる一箇の刺戟

此の課程は女子達の音楽上の理解力を發達せしむるために與へられたのである。方法はレコードに依るので、音楽學校で科せられるやうな理論上の教授によつてはなく、感覺上の經驗で「生きたモデル」に音楽の價值、形式、力を印象せしめることによつて音楽に關する觀念を養ひ由て以て音楽上の興味を促進するのがその目的である。幸ひにもピクチャー會社は今回の事業の主旨に賛同して、憐れむべき收容者に大藝術家の立派な表現方法に親ましめるために手揚げ著音機並びに選抜したレコードの一組を寄贈してくれたのである。

(ハ) 音楽と社會倫理との關係に
ついでの研究

「如何なる効果を音楽は收容者にもたらすものなりや、はた又たその効果の影響は果して永續的なるや否や」の問題が最近一社會學雜誌上で提起されたのである。種々の行刑施設に音楽を使用することによつて得られた良好なる結果の數々は已に此の報告に掲げた所である。第二物である。此の事は有機體の内部の種々の機關の作用の開始と同時に一方には休止を意味するのである。而して尙ほ之に加ふるに音楽は箇人と其の環境との圓滿なる調和をさへもたらすかもしれない情操上並びに精神上的の反應を自覺の領域に及ぼすのである。更に又か音楽は人を刺戟して種々の行動に出でしむる如何に箇人が音楽に對して反應するかは、に音楽の惹起する精神的傾向に依るのである。是れが音楽の一時の直接の効果を間接の永續的效果に接合する作戦上の肝心の點である。

矯正院は行爲の學校である。もつと精確に云へば、反社會的行爲の習慣を打破して、之に置き換ふるに社會的な建設的な思想行爲を以てせんとする努力の試みらるゝインステイチュウション(施設)である。リホーム(矯正院)の收容者にとつて何か一番困る事であるかと云へば、何によらず暢氣な規律のない生活を矯めるやうな事をする氣力が缺けてゐること

ある。障礙を克服する堅忍不拔の精神は殆んどゼロと云つていゝのである（もつとも見上げた例外はないでもない）。次には自分の利害を考慮する考への甚欠しく殆んど原始的であることで、最後にかゝる傾向を生せしめ又は増加せしめるような内部的の要素が往々にして存在してゐることである。

此等の弊害を征服し生來の欠點を矯正し、六週日の期間で十六年間以上も養はれて來た亂暴な習慣を破壊するといふことは矯正事業家にとつては不可能でないまでも實に困難な而かも往々にして報はれない仕事なのである。單に調子の好い歌曲に耳を傾けしむることによつて收容者のような取扱ひ難い混亂した人間の心を解きほぐし、組織を改めるといふことは、誰しも直ぐに不可能だと感ずるに違ひない。これは今迄の不規則な不衛生な放蕩生活の結果床に就いた人が僅少かの丸薬や水薬で醫者に癒してもらふと望むと同じように無理である、音楽や

醫師や僧侶が即時に安心や健康をもたらすべきだと要求

の意味が出て來ないのである。我等は其を感じてゐるのであるが何故だか解らないのである。

我等は熱く歌の文句を拵へて見て次の文句に注意が集注されたのである。

"If all those endearing young charms

Were to change by to-morrow

Thou wouldst still be adored....."

とはに老ひざる美のすべて

たとへ明日あせるとも

猶ほ汝はめでられん……意を採る

この歌の文句は茲にゐる浮氣娘や、ダンス、ホールのガールや、青春婦達には全く新しい消息なのである。體ではなく心で愛さるゝ、或るものは其の可能を晒ふのである。彼等とはつと譯知りだといふ、もつと利口だといふ。然し他のものは烈しく反對するのである。そして元氣な熱烈な議論が起つたのである。私は黙つて見てゐる。たゞ時々討論の他所へそれるのを注意する。議論の結

したり別待したりするのは自分の事を自分で始末する力がなくして他の力を借りる意氣地のない人間が、加持や祈禱を頼むのと同じ事である。然しながら音楽の驚くべき力といふのは、それが自分のために自分で爲なければならぬ。いゝまたそうするのが有益で且つ美しくもあるのだが、或る一事を其人をして感ぜしめ味はしめ進んでは實行せしめるように促す所に存するのである。是れ音楽が自制力と堅忍不拔の精神とを發達せしむるために設けらるゝ訓練の課程に是非共欠くべからざる所以なのである。どういふ風に音楽が働きかけるか？ 此の研究科で唱つた歌曲で説明して見よう。我等はトーマス、モリアとアイルランドの無名の一作曲家とのやさしい心から生れて、幾世紀の間廣く民間に行はれた一種特別な風格を具へた、純然たる音樂的な驚くべき "Ballade Me" all those endearing young charms" を採つたのである。我等は之を唱つたのであるが、どういふ氣目にも

調、非音樂的で感動がないのである。その歌の中にも

果是非歌の意味が彼の團體の陳述となつて定められなければならぬからである。此の場合には「永遠の愛」 ("Lasting Love") といふことになつたのである。そこで再び唱つて見た。處が演出が急に變つてしまつて情熱に満ちたものとなつたのである。今や合唱は永遠に歌曲を愛するもの、經驗に自ら生きつゝある多くの「自我」の集りの表現となつたのである。そして其處には歴史に關するエトイズンの論文の冒頭の語を引合ひに出すのが最も適當だと思はれるような事が起つたのである。エマーズン曰く「世界には凡ての箇人に共通な一つの心 (one mind) がある。各人は箇の心に入る一箇の入口である。一度理性の権利にあづかることを許されたものは全世界の自由民となることができるのである。此に至つてブレイトリーの考へた所のものを彼も亦た考へることができるのである。聖徒の感じた所のものを彼は感ずることができるのである。如何なる時如何なる人が想着した所のものを彼は了解することができるのである。

箇の普通の心の中に一度入ることを得たものは、已に成し遂げられた又はこれから成されるべき凡てのものに干渉することになるのである。何となれば箇の心こそ唯一至上の力であるからである」と。

何たる心理の變化であらう。醇化せられた性の本能の領域に在る凡ての美しい健全な道義的な思想感情を織り込むで消化した一箇の新しい何ともいへない複雑な心理が生れて来たのである。時々我等の心中に擾頭して來る獸性に抵抗し更に之を抑へつけて我等の尊嚴な壯烈な自我をその束縛より解き放つ強い可能性を有つた心理である。その可能性が善く認められ利用せられさへすれば音楽は實に此れ丈の事を成し遂げることができるのである

(ニ) 良師友として音楽教師

感覺上の満足を得ようとするのは自己満足の目的の一つである。音楽が直接の満足幸福を人心にもたらし、而して此の幸福満足をもたらす音楽者が社会一般の愛好を受け、特に近代の演奏者指揮者が舞臺やコンサート、ブラ

(ホ) 自省練習

音楽は精神の活動を生起せしむるもので、その一部分は感情の高まることで、他の部分は思考力が活潑になることである。音楽は會話をはづませるが、亦た同時に靜かな深い注意をも惹起するものである。情緒の熱が高まれば同じ程度で思想の交錯對峙も増まして來るのである。

私は茲の在院者が熱烈に或物を感じたがると全く同じ度にはつきりと物事を考へようと切に望むてゐることを發見したのである。或るものは精神状態の程度が低く稍伶俐なものでも思想の方面が甚だ限られてゐるのに氣が付いて、私はウエーサイド、ホームのガール達の精神の内容と傾向とを觀察し初めた處、彼等の大多數も亦た我等と同じく、精神状態のノーマルなると否とに拘らず、自分自身の精神作用を充分働かせようと望むてゐることを見出したのである。

私は最も詩的な劇的の歌劇を主題として此のクラスか

ットホームの偶像となつたのは、實にこれがためである語を換へて言へば人の心は向日葵に似て光の來る方へ向ふもので、全人格的にその信を仰さざるものである。其人の有つてゐる或る特質のために音楽教師の人格を非常に偉いものと思ひこむ收容者達の氣分の中に、教師が彼等の上に振ふ支配力の秘密が存するのである。若し彼が箇中に潜む可能性を試み盡すことができなければ其人は音楽家として彼の最も重要な役割を理解しないのである。彼は自分の仕事を毫も果さないものである。彼等は彼のためにドアーが開かれてあるのに室の中へ入らないのである。彼は忠實なる弟子の手を握らないのである。而して困難でもあり苦痛でもあらうが、自制的精神を養ふために彼等が是非共爲さなければならぬ事を爲せるように、音楽を利用して徐々と其方へ彼等を導くことができないのである。若し教師が巧みに之に成功すれば彼等は喜んで初めは教師のために、後には彼等自身のため

に此の難事を爲すに至るのである。

ら引き出すことのできると思ふ種々の聯想について精神年齢が五歳でも十二歳でも構はず、一人々々を相手にして彼等の得意とする立場で議論を闘して、行爲のための有用な觀念についての彼等の見解を纏めてやらうと試みたのである。彼の大多數が如何に實際上の觀念に欠しいことであらう。觀念は勢力の分配者であるから、我等が正しい行爲を選擇する場合に觀念は是非必要なのである。道義と性格とを組立てるものは他人の意思に服従することではなく、箇々の人事に面して何を爲すべきかの其人自身の私かに選んだ觀念に自ら服従することに由るのである。茲の女達は議論をすることを好んでゐる。而して道案内に導かれて、自分達の進むべき路を自分で歩行くことの努力を勇んで試みるのである。

茲で音楽が時々挿入せらるゝのである。すると精神の閃めきは更に幾度か新しく迸り出るのである。私達をして主たる思想問題と親しくさせる此等の哲學的思索の時間には、彼等によつて「考へる時間」("Thinking hours")

と呼ばれて、かういふ事に興味などは有つてゐまいと思はれた人達からさへ幾度も要求せられたのである。此の時間から二つの結果が生したのである。一つは收容者に新しい觀念新しい考へ方、並びに自製の習慣を與へ、而して他の一つはクラスの教師に收容者に關する新しい智

識と新しい興味と事業についての新しい希望とを與へたのである。茲に於て初めて聖ポールの「眞理のみ克く汝を自由にすることができるといふ語の意味を了解した

名馬の子は名馬

一體人間の世界では名士の子は多く不
育であるが馬許りは優生學の原理が事明
に行はれて名馬の子には名馬が生れる。
英國の國有でサラブレッド種のセント、
サイモンなどは其の子バアシモンを初め
無数の名馬を出して世界最高の種馬とし
て殊と國寶になつて居る、其の外世界的

の名稱馬には佛のフレイングフアックス
や英のガリニユールなどが居る、従つて
種馬の相場は素晴らしいものでフレイング
フォックスなどは英國から佛蘭西へ賣渡
さる時四十二萬圓であつた。日本の種馬
は未だ貧弱だが日本現在の優良馬の相場
はロイジュールの四萬七千圓が日本で輪
入した種馬の最高價格で又ガロンは前記
英のガリニユールの子、チャペルブラン

プトンは最近乗馬仲間で大評判でその二
歳子は橋本信次郎氏に二千七百圓で買ひ
取られた。只此處に面白いのは斯様に血
統が喧しく論ぜられるに拘らずそれは單
に父親に就てあつて母親即ち牝馬は今
迄一向顧みられなかつたが最近漸く牝馬
が重大視されるに至り馬の世界でも漸く
認められて來たのである。

思想悪化の根治法

國民思想の悪化を憂ふる者は、須らく其本を絶ち、其源を塞ぐことを考へねばならぬ。

凡そ謔論妄説に、人をして隨喜せしむるに至る所以のものは、決して謔論妄説の力ではない。謔論妄説は、何の世にも在り、何人も聞く。然もそれに感染する者は、或る種の者に限つてゐる。そは何故であらう乎。乃ち知る病源は外に存せずして、内にあることを。其の内に在る所以のものは何ぞや、

そは彼等の行歴が、能く之を説明してゐる。彼等は其の年少の時に於て、若しくは壯年、中年の時に於て、何等かの事情あり、彼等を驅りて、自から此に至らしめたのである。既に此に至れば、騎虎の勢ひだ。彼等と雖も之を如何ともする能はず。

吾人は彼等の罪を惡んで、其人を惡む能はぬ、彼等も亦た人の子だ。彼等も亦た平和を愛し、幸福を愛する人性を具へてゐる。然るに彼等は何の自から苦しむ所あり

て、他を焚き、併せて自からを焚かんとする。所謂飛んで火に入る、夏の蟲とは、彼等の事。

吾人をして、率直に云はしむれば、國民思想の悪化を防ぐ方策は、多端なる可しと雖も、先づ第一の方法は、君徳を顯彰するにあり、第二の方法は、君徳を衆庶に光被せしむるにあり。若し兆民君徳に浴し、上下相ひ和睦せば、如何なる赤化運動あるも、それ我を奈何せむ。

日本帝國の根本原則は、一君萬民の制に存す。一切の問題は、只だ中間に、或る種類の障礙物あり、爲めに上下の情意の疏通を妨げ、遂ひに國民の或者をして、往々岐路に彷徨せしむるに至る、是れ實に君徳輔弼の任に膺る、臣僚の責任と云はねばならぬ。

維新諸先輩は、夙とに此事に著眼し、改革の第一目標を、至尊と、衆庶との接近に措いた。維新史、必らずしも黒點なしと云はぬ。然も其の赫々たる一大光明は、實に此の一點に存した。物換り、星移り、爾來殆んど六十年、今日輔弼の臣僚は、其の先輩に對して、忸怩たるなき乎、否乎。

ペンシルベニヤ州

東部州立懲治監

安田乾太譯

千九百十六年度に於ける役員

ペンシルベニア州東部地方に於ける州立懲治監 (Penitentiary)
の監査委員 (Inspectors)

Murrel Dobbins

監事博士 Charles D. Hart, Jhon E. Hanifon Charles

Carver Ignatius G. Horstmann

Murrel Dobbins 委員長 (President of the Board)

John E. Hanifon, 会計課長 (Treasurer)

監事博士 Charles D. Hart, 秘書課長 (Secretary)

Robert J. M. Kauty, 典獄 (Warden)

Peter Enoker, 典獄代理 (Deputy Warden)

監事博士 Edward W. Emsall, 事務主任 (President Phy
sician)

Joseph Weiho 典獄 (Moral Instructor)

Clarence M. Kralz 書記 (Clerk)

John W. M. Kauty, 典獄兼放逐監 (Parole Officer)

監査 (Consulting Staff)

監事博士 Charles F. Mitchell

James E. Talley

George E. De Schweinitz

Francis R. Pughard

F. Hollingsworth Sizer

Horace Phillips

Frank Crozer Knowles

Eugene J. Ansis

Thomas S. Stewart

商科醫學博士 H. H. Colahover

藥學博士 Alexander D. MacPhee

外科醫

内科醫

眼科醫

耳鼻咽喉科醫

花柳病泌尿科醫

結核病科醫

皮膚科科醫

病理學調查學醫

ヒツクスス線科醫

ペンシルベニヤ東部州立懲治監は刑務所制度の改革の
試みに第一指を染めたる所として世界に於ける最も有名

なる刑務所の一なり、所謂「ペンシルベニヤ制度」は數年
の間總べての文明國の間に喧傳せられ之に就き重要なる
研究を重ねられたるものなり。此の刑務所は合衆國獨立
戦争當時に於て我獨立郡の兵士特に以前 *Sixth & Ma-*
Int 街東西區に存したる舊ワルナット街 刑務所に拘禁
せられたる者に對し一與へられたる惨虐なる待遇の結果
に鑑みて發生したるものなり。

亞米利加合衆國の獨立時代に亞々其の建設時代に於て
は他の諸般の事項と共に受刑者の境遇改善の問題に就き
ても深甚なる考慮が持はれたり。

『ペンシルベニヤ』修正『ウキリアムホワイト』師友
愛協會 (Society of Friends) の有名なる會員なる『ロ
バート、ポー』醫師『ベンジャミンラッシュ』其々の愛
他主義を奉ずる著名なる人道主義的なる市民等先頭とな
りて如何にせば受刑者の境遇の改善並びに個人的矯正を
達成することを得る合理的なる制度を最も善く開發する
ことを得るやの問題が詳細且つ廣般に論議せられたり。

其の結果は遂に千七百八十八年に至りて初めて具體的に
發表を見たり、即ち同年フィラデルフィヤ刑務協會の代
表者が初めて獨居拘禁を採用するの制度を叫道したり。
千七百九十年及び千七百九十四年に『ペンシルベニヤ』
州議會は此の種の刑務所を設置す可き旨の請願を受け且
つ實際に之に對する議案の提出の動議在りたり。千八百
一年に『フィラデルフィヤ』千八百一年十二月附の總裁
『ウキリアムホワイト』の署名したる『フィラデルフィ
ヤ』受刑者境遇改善協會 (Philadelphia Society for
Alleviating the Misery of Public Prisons) の議會に
對する建議書が遂に最後の一段階を進めしむるの效を奏
し、千八百二十一年三月二十日に委員會に於て作成せら
れたる案を實現する爲めに適當なる刑務所を建設する費
用として十萬弗の豫算が計上せられたり。
千八百二十三年五月二十二日『ロバート、ポー』を委
員長とする委員會の下に『ジョン、ハピランド』を技師
として現在のペンシルベニヤ東部州立懲治監の造營に着

手し、其工事は千八百二十九年に竣工し總工費七十七万二千六百弗六十九仙を要したり。

建築は英蘭土風ゴシック式にして、英蘭土に於ける古代の城塞の或物に摸して前面に城作りの城門を有し各隅に狭間胸塔を有する塔を有す。敷地は其當時「チエリール」と稱せられ居たる丘の上に十三英町歩を占め灰色石造の塔壁は其の中の十英町歩の地區を圍み其の壁は高さ三十呎にして上部には幅三呎半の塔帽の下垂するあり基底は地下二十呎に達し地面に於ける部分の幅は十二呎半に及ぶ。受刑者の監房に用ふる中央建物に千六百六十年「ローマ」に存したる「バーバル」刑務所に其の範を取りたり。

此の所謂輻射式は之を平面圖とする時は車輪の輻の四方に放出する形に類似し監視及び通風を良好ならしむるに至大の便宜を與ふるものなり此の模範は廣く歐洲及び南北亞米利加に於て模倣せられたり。此處には最初は六箇の房廊 (Corridor of Cells) 有るのみなりしが其後

料の保存並びに收容者の飲用水の冷却の爲の冷却冷蔵設備等の装置を爲したり。

上述の如き「ペンシルバニヤ」制度は受刑者の矯正を爲す最善の方法は之を獨居拘禁 Solitary Confinement して之に自己の過去の生活の過誤を省察せしめ將來の社會に對する態度を改めしむるの完全なる機會を與ふることにありと全く善意に信じたるに因りたるものなり。斯るが故に受刑者は外部の社會とは全く交渉を遮断せられたり。其の食物は監房の壁の間に鑿たれたる小なる約八寸の方形の窓より差入れられ又受刑者と看守教誨師及び接見を許可せらるゝ極めて少數の者との接見も此の窓を通じて爲す。運動と新鮮なる空氣の攝取は受刑者が毎日運動を許さるゝ各監房の裏に存する露天の小なる庭園に依りて之を爲す。斯くの如き制度は其の時代に於ける最も進歩したる思想なりしか共是は幾何ならずして精神病患者の數増加を見るに至りて其の失敗なりしこと曝露するに至りたり。

時々増築せられて現今に於ては十二箇に及びたり。

刑務所 (Institution) の作業場は其の周圍の敷地に數回に建設せられたり。衛生上の徹底的設備は最新式の方法に依り設置せられたり。監房は總數八百四十四箇有り各室は平均奥行十一呎九寸間口七呎六寸高さ九呎を有す。各房に陶器製便所を設け又流水熱及び電燈を供し之等は室外より閉塞自在なり。房内には通風及び明り取りの爲めに天窗あり寢臺は鐵製にして褥は氈布圖にして木綿製の敷布及び羊毛製毛布有り。

此の刑務所に於ける制度に於ては受刑者は就寢作業食事等總べて自己の監房内に於て爲すものなれば、以上の設備は唯相當にして必要なるものの最少限度のものたり。此の外に他の特別の家具裝飾具樂器カナリヤ。鳥其の他の娛樂鳥獸は監督委員會及び看守長の許可を経て之を許す。

衛生的なる方法に依り食物の調理を爲す大なる通風良き調理場、最新式釜を備へたるパン焼場、腐敗し易き食此處に於てか千八百二十九年類別獨居拘禁の parole and solitary confinement 制に變更するの法律通過し往時の嚴酷なりし状態も緩和せらるゝに至りたり。此の制度にては受刑者は自己の監房及び監房庭園内に監禁せらるゝものなりと雖も以前よりも廣き自由を許され外部社會との接觸の範圍も擴大せられたり。而して時世が進歩し行刑學の智識の進歩するに伴ひて受刑者の行動の自由の範圍内も漸次に擴大せらるゝに至りたり。

此の制度が舊時代に於ける著しく慘酷なりし處遇に比する時は確かに一大進歩たりしことは疑無しと雖も而も猶或種の舊制度の殘影を止むるものありたり。

千八百三十五年に至る迄は現今に於ては全然嫌忌す可く且つ其の目的とする所をも達するに絶對に何等の効果無きこと證明せられたる所の彼の體罰の方法が用ひられ居たり。暗黒部屋、鐵の轢轆、撻毆り (paddle) 水攻め (dunking) 狂人椅子 (mad chair) 其他其當時行はれし方法は同年廢止せられ、行刑制度は更に新しき人道的處

遇へと飛躍的進歩を爲したり。然れ共受刑者ヲ孤獨ならしむることは其の矯正に必要なりと中心思想は依然として残存したり。されば受刑者の氏名は使用せられずして番號を以て呼ばれ他の同僚の受刑者との交際は多大の制限を受け更に其の孤獨を完全ならしめんが爲めに其の顔面を「マスク」を以て覆ふことさへも試みられたり。而して之等は其の受刑者の意識の存する間は永久に繼續して行はれたり。

近年に至りて人類の性質の人類學的研究に根據を置く所の行刑學上の一新時機が開始せられて以來、急速の進歩を爲し、其の結果は豫期以上の成績を擧ぐるに至りたり。

千八百六十九年五月二十一日の流刑法 Commutation (トモ) は受刑者の刑務所内に於ける行狀の善良なる時は宣告刑より刑を軽減することに依りて受刑者に多大の激勵を與へたり。千九百一年の法律は更に此の範圍を擴大したり。之に次ぎて千九百九年の不定期刑法は更に大々

譽を爲す可きことを承認する保證人の保護を受けて出所し其の能力に適したる仕事を與へらる。宣告釋放中の者の收益する所は毎月平均四十弗に達す。宣告釋放の結果は明かにして之を舊制度に於て受刑者が其の刑期の終了したる後に仕事も無く適當なる被服も無く又事實上の無一文にて刑務所より放たれ而も再び刑務所に歸り來ること勿れと教えられたる時代と比較せば、今更之を喋々するの要無かる可し。舊制度時代に於ては二十五乃至三十三パーセント(三分の一に當る)の者は凡んど自動的に更に他の犯罪を犯して再び刑務所に歸り來り居たり。之等は其の環境の力餘りに強くして之に打克つに由無きを以てなり。

然るに宣告釋放が施行せられたる千九百九年以降は宣告釋放を求められたる者千七百五十九人にして中千五百三十一人は之を許され二百二十八人は之を拒絶せられたり。而して其の中更に犯罪を犯して再び刑務所に入りたる者は僅かに七十六人約五パーセントに過ぎず。

的に一歩を進めたり。

宣告釋放 (Parole) の目的とする所は受刑者の改善を助長せんことに在り。其の制度の下に於ては各受刑者に就き個別的に完全なる調査を行ひ、其の過去に於ける記録を作る、而して宣告釋放委員會に於て其の受刑者を釋放して自由に生活せしむる共犯罪を犯すこと無かる可しと判断したる時は裁判所が止めたる短期の経過したる後に於て之を宣誓を爲さしめて釋放し爾後裁判所が定めたる長期の経過する迄適當なる規則に従ひて其の刑務所の指揮に従はしむるものとす。

更に又受刑者が其の後に於て其の社會に對する態度を改めたりと信するに足る證據ありとの事實を示したる時は、之を全く放免せんことを推薦せらるゝことを得又實際上も屢々此の放免を爲す。

是等の者は適當なる被服を給與せられ又其の在所中に得たる餘分の基金中より一定の賞與金を給せらるゝ、之等の者は之等釋放者に忠告及び補助を與へて之等の者の監督を爲す可きや否やは宣告釋放委員の裁定に之を一任す。刑務所内の規則は簡單にして穩當なるものなり、然れ共教育の點は之を強制す。受刑者には法律に於て許さるゝ限り仕事を附與す。之等の者は各個別的に其の特徴能力を研究せられ又必要にして之を行ふことを得る場合には之を職業學校に入れ其處に於て準備測量、電氣器具取附又は煉瓦積等刑務所外に於て何れの場所に至るも相當の生活費を得るに適當する如き仕事を教ふ。製造加工に於て爲したる勞務に對しては工資の支拂を爲す。又此の程度の設備には當然の必要作業も有るを以て之等の作業も受刑者中の或數の者に對して仕事を供することを得。

市預金部に對する定期預入を爲すの制度を今も猶繼續す。昨年に於て預入れたる總額は八千八百八十四弗十七仙なり。而して預金總額一萬八百九十九弗四十九仙なり。受刑者の健康は常任醫師及び相當の囑託醫師に於て之を保証す。病室及び醫務室は新式の設備を爲したり。保

健技師は實驗室エツキス光線室及び必要なる薬を與ふる爲めに調劑室を自由に使用支配することを得。結核患者に付きては適當の注意を拂ふ而して最近十箇年間に於ける結核に依る死亡率は其の以前に於けるものに比して十分の一に減ぜられたり。瘰癧は全然其の跡を絶ちたり。又受刑者の求めに應ずる齒科醫をも置く。

州並びに市保健委員會の承認を得たる規則の下に於て最新の衛生設備を維持する爲めあらゆる規定を設けたり。入浴は一週間に一回之を強制し猶必要有る場合は毎日之を爲すことを許す。濯水浴場は各房廊に設けたり。受刑者の被服は洗濯の利く材料を以て作り其の刑務所内に於て製作し又其の使用する適當なる靴をも受刑者の手に依りて製作す。

受刑者には他の方法に依り其の健康を維持するに足る運動を爲さざる時は之に兵式體操に依る運動を爲さしむ。醫師に於て慎重なる検査の結果身體上の畸形及び欠點を發見したる場合は其の刑期中に出來得る限り之を矯

す。又刑務所内に於て印刷する教誨師の手に成れる週刊新聞をも發行す。大なる設備の整へる圖書室を有し一万二千冊の書籍を有し常時其の使用を許す。昨年中に於て貸出したる書籍は累計六万二千九百五十九冊に達す。

受刑者の宗教上の觀念は教誨師に於て細心の注意を爲して觀察す。禮拜なる通常の勤めは日曜日の朝各房廊内に於て行ひ其の房廊内に住む者が之に加はる。又讚美歌の勤めは午後中央部に於て市内寺院合唱團と九十名よりなる刑務所合唱團とが刑務所管絃樂隊に合せて唄ふ。各宗派分派に依る夫々の要求は之を協へしむ。彌撒は之を行ひへブライ教の勤めも之を行ひ僧侶の團體の訪問する者ある時は自由に其の各種の宗教を奉ずる者に對して接見を許す。洗禮、按手式、聖餐は彼等各宗派の牧師に依りて適當に之を行ふ。American Society for Visiting

Catholi, Prisoners The Pennsylvania Prison Society, Prisoners Guild of the King's Daughters 等は各々定期の訪問を爲す公の職員を有す。

正す。各受刑者には其の入所の際主たる建物より分離して設けられたる接受室に於て直ちに種痘を施す。

斯くの如く受刑者の身體上精神上の状態に注意を拂ふことゝなす考の中心を爲すものは健康なる身體を持つ者に作業を教へ且つ身體上精神上及び道德上の訓練を爲したる時は無爲に刑期を送りたる者に比して他日社會に出たる場合其の地歩を占むるに當りて遙かに有利なりと謂ふの點に在り。

千九百十三年には受刑者を禮拜、勞作、教育及び娛樂の爲めに集合せしむることを許す旨の法律通過したり。

受刑者の精神的方面の改善は教誨師及び一名の専任教官の指揮の下に學校教授及び通信教授の方法に依りて之を爲し之に依り無學の者には讀み書きを教へ他の者には小學校程度の教育を受くるの機會を與ふ。刑務所に收容せられたる文盲者の多數存する中に就きて文盲の儘に終りたる者は一名も之有る無し。通信教授の課程は機械科農業科として Penna-State College に依りて之を指導

處罰の方法は特權の剝奪と通常監房に分離拘禁を爲すことに在り。千九百十五年の一年間に此の拘禁を受けたる者の總數九十二名なりき。

受刑者に供與する食物は夫等の者の現在の生活狀態の下に於て其の體質上の要求に付き研究を爲し之を基礎として之を定めたり。

献立は各日に異なる主食即ち靈食は獸肉又は魚肉、シチュウ及び野菜とす。朝食は砂糖附コーヒー及びパンとし夕食は砂糖附茶及びパン及びシチュウ煮又は生の果物及び野菜とす。各受刑者には各鹽、胡椒、糖蜜及び酢を與ふ。特に醫師に於て命じたる受刑者には其の者の必要とする食事を與ふ。女子用の房廊には各別の調理場を設けて女子をして料理の方法を修得するの便宜を得せしむ。

刑務所の管理は知事が任命し州上院議會の承認を経たる五名より成る監督委員會 (Board of Five Inspectors) の指揮に従ふ。之等の委員は無報酬にて其の職務を行ふ

ものとす。監督委員は刑務所に付きて基金の支出、契約の締結教育の取締等其他万般の指揮權を有し看守長は之が實行の任に當るものとす。受刑者は何時にても監督委員に對して私的の請願を爲すの權利を有す。

看守長は刑務所内の行政事務の長官にして所内居住者の安全と幸福とに付きて責任を負ふ。此の外所内居住者の宗教上及び道德上の保護の任に當る教誨師常時出勤する常任保健技師事務處理を爲す書記官警釋放制度の運用に當る官警釋所供給の部門の事務處理に當る書記等有り、又常任醫師の求めに依りて何時にても訪問する囑託醫師有り、之等の醫師は有名なる専門家にして無報酬にて最も價値ある勤務を與ふるものなり。又パーチョン氏式身體測定及び指紋部を設置す。

受刑者は出來得る限り彼等の經歷に従ひて分類せらる

吾等の英語

貴君も仰存じ、通り、戦後我國には非常な勢ひで外語——と云つても英語のことである——が潮の如く流れこんで來ました。語ばかりは不修にもかけられまいから、これからまだ幾何ても輸入されると思ひます、世界語と云つても差支ない英語が自國語に對する以上の親しみを以て迎へらるゝ其心理状態は不思議といつても可い位です。市役所、裁判廳あたりが便利と必要とに逼られて、ポスターに、告示にどしどし英語を用ひてゐる今日、刑務官諸君に於ても廣く行刑に關する英米の川語を心得てをかけることは頗る有益で、且つ時には必要な場合が生じないとも限りません。で、今回新たに標題のような編を設けて、我國の行刑上の川語と彼の地のそれを照し合せて、未熟ながらいさゝか簡単な説明を試みたいと思ひます、説明の順序は極めて大ざつばなものですが、大體監獄法の順序で進んで行くつもりです。單に用語ばかりでなく、行刑にちなんだ彼の地の面白い話をも取り交せて紹介したいと思つてゐます。

(K. N.)

専門家を指揮者及び教師とする受刑者より成る管絃樂隊及び音楽隊を刑務所に於て組織維持し之に依りて居住者の娛樂に供するのみならず之等に依り善き行に出でしむるの刺戟を與ふ。法律上の日曜祭日は適當に之を遵守す。野球は夏期に於ては適當なる制限の下に之を許可し最も秩序正しき方法に於て之を行ふ。特權は嚴密にして容易に之を附與せざるものとす。毎週、Honour and Friendship Club が集會を開き之には受刑者が出席す。

此の刑務所が開始せられて以來收容する所の總人員は二万八千人に及ぶ而して千九百十五年に於ける收容人員は白人男子千五百九十九名一同女子十四名一黑人男子三百五十七名一同女子十五名一總計千五百四十五名なり。

刑務所——(かんどく)。

プリズン (Prison)

プリズンなる語は「かんどく」の總稱として用ひられてゐるもので、元來ラティン語のプレヘンシヲ (Prehensio——捕捉) から出て、フランス語を経山して現在の形となつたのです。刑務所といふ語は獨逸語のストラーフアンスタルト (Strafanstalt) を翻譯されたものであると聞きましたが、英語にも恰も之に相當するピニナル・インスティテュウション (Penal institution) といふ語があつて、同じく廣く行刑施設 (男女成少年刑務所を含めて) の總稱として用ひられてゐます。尚ほアメリカでは州立の大きな刑務所は、州にもよりますが、多クに、ペンテンチナリー (Penitentiary) と呼ばれてゐるようです。

常識の修養

西大門 Y T 生

余は、前卷十號本誌上に於て峴底氏の行刑上の先決問題に付全文を拜讀し我等刑務官吏に對する人格の必要及修養論を懇切に擧げられしは、職責上最も重要視する我等に披極する處甚大にして、我々は一日否寸時たりとも此の向上修養に勉め行刑の目的を達成する一大要件なりと謂ふべし。

余が常に研究せんとする常識即ち我等が日常職務遂行するに當り行刑上第二の先決問題とも言ふべき常識及常識の修養論に就て余の研究せる其の大略を記述して本誌を借つて聊か諸氏と共に参考と爲し以て諸氏と共に其の修養に勉めんと欲する趣旨に外ならず。

此の常識の必要なる所以は既に諸氏の詳知せるが如く我等が刑務界に身を投じ彼の社會より落伍せる彼等受刑者をして社會の有用人物とし、以て改化遷善し社會の一員

く智識は廣大に求めざる可からざる事。

二、自分の経験を善用すると共に他人の経験を尊重し世故に通じ人情を解する事に心掛自己の経験は極めて範圍狭少なれば是非他人の経験を取り入れる事に心掛く可きこと。

三、物事に對しては正當な判断をなし適切な處置を取り能く利害得失是非善惡を識別し判断を誤らしめぬ様而も理屈一邊のみならず能く人情を酌み事情を察し物事を適切に處置することに勉める事。

三、言語動作を慎み奇矯に馳せ過激になり頑固、狷介、因循、姑息等に陥らざる様凡て過不足なく中庸を外れぬ様常に心掛く可き事。

五、能く風俗習慣を考へ一國一地方一町一村と謂へども必ず特種の風俗習慣を有するものなれば大に慎み郷に入りては郷に従へと言ふが如く勿論固陋な風習は必ずしも盲從する必要なきも何事も新奇を好んで從來の風習を無視することは甚だ注意すべき事なり。

として獄門を出すは我等の職責義務にして、日常行刑執行に當り直接間接とを問はず我等の眼前に轉廻する總べての問題は此の常識上より起り常識の如何に依りて決せられること多きものなれば、我等は常に常識の修養に勉めざる可からざるは何人も知れる處なり。常識の必要なる所以は我々刑務界に身を投ずる者のみならず是れ人として此の世に生存する以上は相當の常識を備へざる可からずと共に其の修養に勉めざる可からざるなり。

さて常識とは其の時代の人として、生活し世に處する上に於て必要な一般的知識を備へ日常の事理を解し普通の人情に通じ物事に對し正當な識別判断をなし適當な理解と處置を取り得る能力を謂ふものにして凡て正當であり適切であり過不及なく中庸に適ふ處が即ち常識であると謂ひ得るものなり、以下箇條を以て右常識の修養論の大略を記さん。

一、自分の欲する事のみ専らでなく常に人事百般に注意し廣く智識を吸収し自分の欲する事に専心し智見は廣

六、時勢を察し社會の進歩に遅れぬ様心掛け何事も時勢に連れて進歩するものなれば常識も常に進歩するは當然の義にして時勢に遅れ社會の進歩に伴はぬ様では時代の人として生活し世に處する事困難なり、常識は必ず時勢に會ひ社會の進歩に伴ふことは最も肝要なれば常識の修養に當り是等の諸點に心掛けざる可からざるなり。

嗚呼我等の日常勤務は極めて繁忙なり、朝は星を戴き歸りは燈を見て家に歸り又是れに伴ふ身心の疲労すると察するに尙餘りあり、かかる繁忙なる職務を有し身心の疲労とを併有する中に於て常識の修養に勉め様とは如何なる見地よりも至難なる事なりと謂へども、是れ努力不努力は總べて其の人の如何に依るもの多し。茲に於て我々同僚諸氏よ此の繁忙の寸暇を善用し僅少なりと謂へども益々常識の修養に勉め様ではないか。

習者無難なること其の大意を云事なり。

「行刑と常識」

最近ペンシルバニアのリッピシヨット社から、嘗つて

シンシシ其他の刑務所の典獄として命名を馳せたるトイ

マス・モット・ラスボーン氏の一九二三年九月のアトラン

ティック・モンズリ誌上に寄せた論文並びに同年同月ボ

ストンに開かれたるアメリカン・プリズン・アソシエーシ

ョンの大會席上に於ける同氏のアドレッツス(演説)とを

合せて、這度『プリズン・エンド・コンモンセンス』と名

づけられた小著が出版された。

此著は受刑者の處遇に關する著者の年來の持論を要約

したものである。著者は緒言に著書のシステムの基礎と

も稱せらるべき七箇の命題を列擧してゐる。即ち

一、受刑者も亦た我等と同じく人間である。

二、棍棒を以て受刑者を屈服せしむることは容易であ

る。然れども此の方法を以て、彼等を改善せんと

するのは不可能事である。

三、特權と稱する形式の賄賂で彼等を改善せんとする

ことは不可能である。

四、受刑者は情にほだされるものではない。彼等は感

情を裝ふたものを好まない。

五、彼等は與へられ、ば『公平なる處遇』(Square

deal)を味ふことを知つてゐる。

六、受刑者の多くは精神に欠陥あるものではない。却

て大部分のものは利口過ぎて困るのである。

七、以上の事實を熟く考慮しなければ、現在吾人の矯

正機關は過去に於けりしと何等異なる所なく、費用

のかゝる犯罪の學校で空しき努力と誤まれたる

刑罰との記念碑たるに過ぎない。

以上の原則からして、著者は自治の一形式こそ責任觀

念の發達によつて受刑者を社會の有用なる一員たらしめ

んとする拘禁の主たる目的を最も善く成就するものであ

るとの論論に到着したのである。

知る如く、ベースボールを學ばんとするものは之を演

らなければいけない。ベースボールの規則を研究した

り、此の技の歴史を讀んだりしてピッチャーやキャツ

チャーやランナーを作らうとするのはベースボールに

ついて何にも知らない刑事學者ですらそうしるとは言

はない程、此の試みは馬鹿げてゐる。ベースボールの許

されてゐるプリズンでさへ、彼等は之を研究する代り

にプレーボールをやるのである。シテイズンシップに

ついて同じことである。或は社會に對する義務を盡

し及び他をして義務を盡さしめ、或は他の權利を害す

ることなくして自己の權利を主張し、或は過失によつ

て教訓を得え、或は人を信任し又は人に信任せられる

一如何にして此等の事を、たとへその一部分たりと

も學ばうとするには實際に之を實行しなければならな

い。幸ひにも之はプリズン内に在つて不可能ではな

世には著者の原則には賛成してもその結論は之を採用
しないものがある。然しながらラスボーン氏が實際にそ
の計畫の有益なる効果を示して以來、吾人の行刑機關に
は多くの改良が施さるゝに至つたのである。所謂名譽制
なるものを適用する方法については典獄中意見を異にす
るものもあるかもしれない。然しながら行刑訓練の主旨は
程度こそ異なれ受刑者の自制によつて維持さるゝ一箇の
コミュニティー(社會)を建設せんとするに在るの傾
向を示してゐるように、吾人には見えるのである。
此の小著中には拔萃するに足るべき名文句が多いが、
茲にはシテイズンシップの訓練に關する一節を引くに止
める。

「刑務所に於ける訓練はシテイズンシップ(公民生活)

の上に築き上げられなければならない。或るプリズン

では公民學に關する一講座が設られてゐる所がある。

これは甚だ好ましいことではあるが、シテイズンシッ

プの實際の訓練とは甚だ縁の遠いものである。何人も

受刑者は思想と行爲の自由を與へらるべき最後の人

々である。彼等は悪むべき犯罪人である。彼等は飽きでも彼等に科せられたる道徳の束縛に服せしめらるべきである。と——之れが一般の感じである。

ドクトル・ジョンソンは嘗て此の方法こそ小供ばかりでなく成人をも支配すべき方法だと云つたが、然し彼はそれが彼等を改善すべき方法であるか否やは知らなかつたのである。若し今日彼が生きてゐて親しく吾人のプリズンを見たならば、彼は疑惑の影さへ有たなかつたであらう。それは決して彼等を改善する通ではないのである。然しながら若し吾人にして刻々我等の社会を呑まんと稱しつゝある犯罪の高潮を防がんとするならば、吾人は彼等を改善しなければならぬ。

(Prison Journal, July, 1924)

「吾人の社会は、彼等を改善すべき方法でなく、彼等を改善する通ではないのである。然しながら若し吾人にして刻々我等の社会を呑まんと稱しつゝある犯罪の高潮を防がんとするならば、吾人は彼等を改善しなければならぬ。」

叙 任

給六級俸・死亡 看守長・實定昌 太郎(金澤)
長野刑務所勤務ヲ命ス 典獄補 飯 島 藤 作(横濱)

法 令

大正十三年十一月七日司法大臣官房保護課長通達刑務所長宛
被保護者再入所ノ場合通報方助行ノ件通達
大正十二年五月二十六日保第一四九七號ヲ以テ被保護者再入所ノ場合通報方等ノ件及通達置候處往々保護團體ニ對スル通報ヲナササル向アルヤニ及聞候ヘ共斯クテハ釋放ヨリ再犯ニ至ル期間調正鴫ヲ失シ延テハ同訓書制定ノ趣旨ヲ没却スル次第ニ有之候條前記通達ニ該當スル者入所ノ場合ハ其ノ都度必ス遲滞ナク關係保護團體ヘ通報相成度爲念及通達候

東 西 南 北

加藤首相行政整理訓示

行政整理に伴ふ加藤首相の聲明は左の如く内閣訓示號外として十一月廿五日の官報號外を以て各官廳に示達され

百五十万圓の寶石

福島縣で刑事問題を惹き起して價格百五十萬圓といふ世にも珍しい奇石が松谷耕護士の手で十一月廿四日東京に運ばれて来た近く關係者から泉室へ献上の手續に及ぶさうである。發見以來二十餘年目で再び世に出たこの奇しき寶石を圍ぐる物語りを訊くと、明治三十三年十二月十六日夜福島市早稲町一八坂井久作が阿武隈河畔の渡瀨村からの歸途雪の上に黒い光りを投げてゐた精圓形(縦二寸六分横一寸七分)の奇石を拾得したのに始まり其の後同縣廳を通じて帝大理學部博物學教室の鑑定を求めたが、不明だつたので帝大から更に英國に送つてエミスクレーム博士の鑑定を乞ふた結果「龍頭石」と命名されたのであつた。處が久作の死亡後この寶石は同人の内縁の妻である同縣郡麻郡翁島村三城湯一〇一三野口みのが實家に持ち去つて返還に及ばないので、久作の嗣子宗之助から松谷耕護士を代理人として「寶石勸業並に横領」の罪で同地檢事局に告訴し取調の結果示談となつて漸く持主の手に返つたものである。

た

行政並に財政整理は朝野多年の宿案たるに止まらず昨秋大震災の後を承けたる現下の情勢に於ては眞に喫緊の要務たり、曩に大正十一年並十二年の兩度に於て整理の實行せられたるものありと雖未だ盡きざるの憾あり、是を以て本大臣就任以來鋭意討究を重ね漸く成案を得たるを以て茲に其の一部を實施し其の餘も亦數回に分ち序を逐つて之を施行することとせり。今左に整理の要旨並に將來の規準數項を擧ぐ

整理は再び行はず 行政財政整理の要は近年財界の好況に押れて知らず識らずの間に放漫に流れたる慣行を收約せんとするに在りて國家有要の政務を短縮し國運の進展を阻碍せんとするに非ざるや勿論なり、要は各廳組織員一層の努力に依り人員を省き政費を節したる所を補全せむとするに在り。従來行政整理の行はるゝや葦年ならずして定員の増加と爲り新經費の要求となり數年を出でずして整理の効果を没却したるの事例少からず斯の如くにして整理に繼ぐに整理を以てし多數不幸なる失職者を出すが如きは眞に痛心の至りとす、今回高等官以下に對し著しき減員を行ふべしと雖も定員の改廢に依るの行政整理に至りては今次の整理を以て終了を告げたるものとせり、向後各廳は行政事務の増加と事務態様の變化に對して能く改正定員を以

つて之に當り嚴に増員を戒め濫費を慎み以て整理を再
びするに至ることなからしむるを要す

高級職員自ら働け 限ある定員を以て限なき國務
に對應するは固より單に例規に依據するのみを以て足
れりとせず、各廳各員は宜しく毎に能率を増進し事務
を簡捷にするの工夫を凝らすことを要す、斯の如き處
務改善に關する行政刷新に至りては今後各廳員の創意
の大小輕重を問はずして之を下僚に委するが如き又濫
に舊套を墨守して時勢に順應することなき處務の方法
の如きは向後之を一新し高級職員は自から事務の中心
と爲り處理敏活ならしむると共に常に適材を適處に配
備する等絶えず處務の改善に留意すべし

事務の改善を期せ 世運進歩は駭々として止まる
所なきに拘らず法令は往々にして變化に伴はざるの憾
あり、殊に個人又は團體の行爲に涉り許可又は認可等
を受けしむるが如き法令上の制限を加ふるものに至り
ては其の必要の限度を超えしむべからざるは當然なる
に關はらず往々にして政弊を醸し不便を成すこと鮮か
らず、斯くの如き法令の改廢、手續の省略、利便の開
發等に關する處務の方法に至りては前項と同じく常時
留意し且つ遲滞なく改善を実施せむことを期すべし
各廳の吏僚は以上の趣旨を體し奮勵力行以て實績を舉

一、左ノ二題中其一ヲ選ヒテ答ヘヨ

(一) 通判裁判所ノ各種ヲ述ヘ其ノ刑事裁判權ヲ説明セヨ
注延ニ於ケル裁判長ノ秩序維持權

二、左ノ三題中其二ヲ選ヒテ答ヘヨ

(一) 勾留
(二) 證據
(三) 判決ノ執行

刑法

左ノ三題中二題ヲ選ヒテ答ヘヨ

(一) 正當防衛
(二) 累犯
(三) 竊盜及強盜

作文

曉秋所感

算術

(一) 甲乙丙三數アリ其ノ總和ハ八十九ニシテ乙ハ甲ヨリ十少ク丙
ハ乙ヨリ十四少シ各數如何

(二) 甲乙丙三種ノ茶アリ甲ト乙トノ價ヲ平均スレハ一斤三十三錢
ニシテ甲乙丙三種ノ價ヲ平均スレハ一斤三十一錢ナリト云フ丙一
斤ノ價如何

(三) 或人今ヨリ八年後ニハ其ノ年齢ハ今ヨリ十二年前ノ年齢ノ二
倍ニナルヘシト云フ今年ハ幾歲ナリヤ

(四) 受刑者一人一日ノ賃金ハ六十五錢ニシテ夜業ヲ爲ストキハ二
拾三錢ヲ増加スヘキ定メニシテ二十八日間働キ賃金貳拾參圓貳拾
六錢ヲ得リト云フ夜業セシ日數如何

ぐるに違漏なきを期すべし且つ以上諸項其の他苟くも
處務の整理に關するものにして法令の改廢を要するも
のは速に案を具し然らざるものは速に決定を経て各之
が實行に著手せむことを望む
大正十三年十一月二十五日
内閣總理大臣子爵 加藤 高明

看守長特別任用に
關する學術試験

市谷刑務所長大野數枝氏は看守長特別任用に關する學
術試験委員長を命ぜられ、刑務協會に於て十一月七日、
八日左記學科目に付きて筆記試験、十日口述試験を執行
した、二十四名の受験者中左記十名の合格者を得、十二
日合格證書を授與した、

- 合格者氏名()内は勤務刑務所名
- 三角 節 藏(小倉) 三 島 匠(横濱)
 - 中村 與 四郎(千葉) 上 條 求(長野)
 - 木村 半 藏(大分) 大澤 成次郎(小菅)
 - 稻葉 雄次郎(静岡) 大 浦 武 儀(高松)
 - 久保 井回四郎(宇都宮) 向 後 米 太 郎(千葉)

試驗 問題

裁判所構成法及刑事訴訟法

監獄法同施行規則

(一) 獨居拘禁ノ特質ニ就キ知ル所ヲ記セ(六十點)
作業賞與金ハ何ノ爲メニ與ヘルカ(二十點)
懲罰ノ免除トハ何カ(二十點)

會計法規

一、隨意契約ノ利害

(一) 資金前渡ノ性質及刑務所ニ於ケル資金前渡ノ範圍
前金拂換算辨

監獄行政上必要法規

一、看守長又ハ看守ヲシテ受刑者及刑事被告人ヲ押送セシメ得ル
場合
二、假出獄ヲ許可セラレタル者アル場合刑務所ノ採ルヘキ方法
三、官司業、委託業、受負業
右三題ノ中二問ヲ選ビ答ヘヨ

大阪刑務所入佛式

かねて建築中の當刑務所一部の教誨堂今般落成し、本
派本願寺より佛像を始め佛龕其他の寄贈あり。佛前の莊
嚴並に教誨堂の裝飾等他に類例尠き新案を以て和洋折衷
式の設備一切完備せるにつき十一月十六日入佛式慶讃會
を舉行せり。當日は本願寺より執行所贊事梅山英夫師及
全社會課主事深井惠照師參向せられ、専ら講演を本位と
して實質に施行す。式は正午第一區教誨堂より開始、定

刻一同着席先づ坪井所長の告示あり。次に奏樂中（讚佛歌「光」未成年收容者合唱）教誨師は佛翁を開扉し教務主任の導師にて讀經。次いで再び奏樂中（讚佛歌「四恩」）所長、工事主任、典獄補、醫務主任、看守長總代、外に收容者總代二名、順次佛前に進みて焼香をなし、最後に梅山餐事の有益なる教誨あり。收容者一同深く感動す、續いて第二區教誨堂は午後一時三十分より開始、第一區と同様の順序に依り施行深井餐事の懇篤なる教誨あり、之亦收容者に多大の感銘を與へ午後三時式を終了せり。

閣議にて決定せる

大正十四年度司法省豫算

歳出総豫算

合計

經常部

臨時部

右の内新規事業は

一〇八、三八五圓
二八、五二〇、五五圓
二、二五二、七〇圓
合計 三〇、七七三、二五圓

其内容は左の如く、借地借家法施行區域の擴張は從來の東京、大阪、京都、横濱、神戸の外に名古屋市も加ふる

ことゝなつた

新規事業内容

一、借地借家調停和解等のためにする區裁判所出張所設置經費 計五〇〇〇〇圓

臨時

經常

一、少年保護司増員に關する經常費三万圓矯正院職員の増加等に關する經費計二四八〇七一圓
計二九五七〇圓

臨時

經常

一、釋放者保護事業獎勵費の増加計一〇〇〇〇〇圓
計二〇六三〇六圓

臨時

經常

一、法律調査費増加計九〇〇〇圓、臨時九〇〇〇圓
一、陪審法施行準備に關する司法官補増員及印刷物頒布に關する陪審法施行準備費の増加計九八二五〇圓、臨時九八二五〇圓

一、國際刑務會議參列に關する經費計九〇〇〇圓、臨時九〇〇〇圓

會 報

茶 話 會

十一月十五日（土曜日）午後一時より茶話會を開催し活動寫眞新しき飛行機一卷、喜劇二巻を映寫し、又中外商業新報社長築田欽次郎氏に講演を煩はした。參會者百五十余名あり、講師は實生活と經濟問題なる題下に二時半餘に亘りて著書を披瀝せられ、散會したのは午後四時半過であつた。參會者は教務官練習生一同の外に

- 深井 嘉照 内丸 丸 廉 高田 清治
- 關 直 衛 上野 確 衛 行 定 形 治
- 茂 野 武 村 瀨 隆 幸 酒 井 代 三 男
- 双 木 文 四 郎 内 田 保 三 山 内 嘉 市
- 杉 本 虎 吉 近 藤 初 太 郎 猪 瀬 多 重 郎
- 片 桐 雪 城 山 下 久 市 郎 前 田 久 盛
- 藤 川 惠 學 藤 原 敬 圓 金 子 定 吉
- 今 出 國 助 小 松 崎 榮 嶺 山 喜 三 郎
- 圓 義 夫 安 川 昭 齊 中 田 主 稅
- 須 坂 幸 次 郎 飯 田 林 次 角 道 見
- 栗 田 紀 道 古 矢 嘉 助 吉 田 正 太 郎
- 古 田 正 直 田 代 佐 四 郎 櫻 田 留 次 郎
- 水 村 誠 渡 邊 武 直 須 藤 勝 治

資金募入を感謝す

左記の兩氏より本會資金に頭書の金額を寄附された、本會は名譽會員に推薦し、その芳志に對し感謝の意を表すと共に、本來の旨趣に副ふやう致す次第である、同時に募集に盡力された會員諸子の勞を多とし其健在を祝す

豊多摩支部

金壹萬圓也 三菱合資會社 岩崎小彌太氏

三池支部

金壹萬圓也 三井家總代社長 二井八郎右衛門氏



元日の朝

お正月は東の空から明け初めた、坊やは猛と勇しい聲で跳ね起きて、元氣よく飛び廻はつて居る、不惑を超へた父は老ひたる両親を先きに静に祝ひの供膳に着く、先づ母から、お芽出たう御座いますと祝ひの言葉が發せられて、居蘇を酌み交した、楽しい朝餉が始まると突然坊やは、「今日は播子木は、お休みだ」と叫んだ、一座は可笑いことを言出したなと訝りながら、晴やかに笑ひ出した、父は莞爾々々しつゝ、「播子木のお休みとは何ういふ事だ」とたづねた、すると坊やは「今日はお雑煮餅を食べるのだから味噌汁は無い、だから播子木は休みだ」なる怪ど東京では毎朝味噌汁を吸ふ、味噌を指るには播子

木が必要だ、元日は雑煮餅を食べるので味噌汁を指へない、それで播子木は休みだ、といふ譯である、そこで坊やは偉い、一日の智慧が付いたと祖父さん祖母さんお父さんもお母さんも上機嫌で高笑ひ、睦合つた朝餉、祝の雑煮餅、瑞祥の氣は室内に満ちて、楽しい談笑が交はされる、饗て父さんは襟を正して「東京では毎朝味噌汁を

吸はない家はない、味噌汁の味噌を指るには播子木が要る、此の播子木と摺鉢と擦れ合つて日に一厘づゝ減るとすれば、市内戸數五十萬戸、一戸で一厘なれば十戸で一分百戸で一寸、千戸で一尺、萬戸で一丈、五十萬戸とすれば五十丈である、間數に換算すると八十三間二尺で即ち一町二十三間二尺の播子木を毎日東京市民が食つて居るのです」と語り更に言葉に力を入れて、「善事でも悪事でも、この位の事はと軽く見て居つても塵も積れば山となるの譬の通り、一滴の水も末竟に大海となるが如く其の影響する所測り知られぬほどである、小善と雖も爲すべし小惡と雖も慎むべしです」更に「語を替へて、平

生は味噌汁を吸つて消化を良くし膝下丹田の氣力を強め、お正月はかち栗、煮豆、串柿、昆布のやうなものゝ雑煮餅を食べて、齒固めをしますので、これは祖父さんから父が教はつた言傳へです、精神健全、身體健康の大教訓です、これが日本國民の傳統的精神です」と嚴に宣言されて、最後顔色を柔和に言葉軟かに「元日や何はなくとも親二人」お芽出たう御座いますとお祖父さんお祖母さんに丁寧に挨拶せられた、お祖父さんは両手を舉げて「萬歳……」と呼ばれ一座之に「萬歳……」と和した、坊やは立上つて、「坊や萬歳……萬歳」と祝ひ納めた、外からは「鶴と龜との齡を祝はん」と萬歳子が舞ひ込んだ。

笑ひのかずく

新年號の本欄で餘り理屈をいふと、皆さむに叱られるから大に笑らつてみたい。大たい笑ふといふことは……それがすでに理屈だから、いやこれだけのことは云ふてあむとわからむ、抑も哲學上笑ひといつば、ハ……矢張

り理屈が出たな、よし……いつて見給へ、いろいろと議論はあらうが、笑ふといふことは快感の表現である。快感對笑ひとなる、詳しくいふと内に快感があつてそれが外に笑ひの型になつて表現する。快感と笑ひの關係はきつてもきれぬ深い中である、故に笑へば快感を生じ、快感を得れば笑ふ笑ふ門には福來る、につこりとハアハ……大に福が來る諸君大に笑ひたまへ。

笑ひのかずかずを舉げてみると。ニコニコ笑ひ、これは財の相。嬉し笑ひ、これは處女的のもの。からから笑ひ。これは東洋豪傑。げらげら笑ひ、それは幽霊。クス／＼笑ひ、あゝ恥しさ。イヒ／＼笑ひ、そいつはお化け。黄色い聲の笑ひ、まだ色づかぬ、まつた人に笑婦といふのもある、之を笑して媚笑といふ。泣き笑ひ、悲しさを求めてゐる人の満足若い人に多い。その他漢字で書くと、微笑、哄笑、苦笑、冷笑、大笑、鬨笑、譏笑等……一寸思ひ出せない程である。そも笑ふといふことは人間に限る。またはじめたな理

扇を、しかし一寸聞いておくれ、笑ひは凡て對人關係のもので、これが尊い所以である。山に對し、川に對し、海に對し、空に對し、笑ふことはない。山が雄大であり、川が清くあり、海が變化し易く、空が色彩に富むといふことはあるが、景色が可笑しいといふことはない。動物の動作を見て笑ふのは、動物の動作に於て人間らしき態度、仕草表現等を見て笑ふのである。笑ひは人に固有のものである、人の尊い心の表現だ。大に笑へ……。笑ふて暮せ。

家庭は私の子築城である

“Home is my castle.”
これは古いイギリスのことわざである。ホームといふ語は獨特な英語で翻譯できないものとされてゐるが、それだけ感じも深いわけである。若し眞に此語を信じ、信じて且つ樂しむ人があつたら其人は幸福な人である。修身―齊家―治國―平天下とならべて、家庭は古しへより

イ十五世は、アフター・アス・ザ・デリューチ（自分のない後は洪水だ）と言つた。果して革命といふ洪水はやつて来たのである。

長火鉢の運命

若し急に日本の家庭から長火鉢を奪つたら！ 今迄差し向つて坐つてゐた二人は進退の度を失ふに違ひない。たとへ家庭生活はくつがへされないまでも、一時混亂の狀を呈することは免れまい。ことほど左様に、長火鉢は日本の家庭に必要なのである。

しかし此れ程必要な長火鉢は壁にはめこんだストーブとは全く事變つて、いつ何時動かそうと擔つぎ出そうと自由である。にも拘らず、この小さな長火鉢が一度茶の間の然るべき處に据えられると、根の生えた岩のように動くべうも見えないのである。動かさないのではなら、敢て妄りに動かそうとするものがないのである。長火鉢は一箇の神物と化したのである。小さな長方形の木の箱は二

一國の礎と言はれてゐるが、家庭が礎となり城となるためには、礎ををくべく城を築くべく、その國土は堅固で安全でなければならぬ。國は家で保ち、家は國で保つ、愛國愛家の念は一にして二、二にして一つでなければならぬ。ロイド・チョーチは戦後の疲弊した英國の狀態を嘆いて、『我々のカントリー（國）はウオース・リトビン（生きがひのある）な國であらねばならない』と言つた。生きがひのある國に住むでこそ初めて生きがひのある家庭を樂しむことができるのである。我等の生命を托する堅固な家庭を築き上げるために、我等は此の日本を堅固な住み好い國としなければならぬ。これは國民の智と力とに待つ外はない。

フランス革命前ルイ十五世の治世の末政治も道徳も亂れに亂れた時、國家の主力たる當時の貴族の家庭の裡に荒んでゐたことは史を讀むものゝ長大息する所である。當時妻を愛し夫を愛すものは此上もない滑稽事だとされてゐた位である。凡ての刺戟に飽き歡樂に倦んだ人の一切の希望と幸福とを醜惡するものと信ぜられるからである。信仰は木の片石の塊を神とし魔とする。坐つてゐる日本國民の思想信條は小さな長火鉢から生れる。

長火鉢は日本國民の生活のシンボルである。

茲に二人は聖壇にひざまづく信徒の如く、恭々しくもやさしく差し向ふのである。彼は湯上りのどてらを引つけてあぐらをかく、長い襟脚を見せてゐた彼女はたゞる銅壺から徳利を取り出して、シエキスピヤもグーイも知らない限付きで小さな砲口をさし向ける。遣時紙一枚でうるさい世間を斷ち切つた、小さな室の中に樂しい神の國は建設せられたのである。

長火鉢の信仰は國民生活の中に根を生やしてゐる。此信仰は長く衰ふる期はないであらう。長火鉢は其位を奪はれるところはないであらう。日本人は皆そう信じてゐる。

ト一 然るに今朝の茶の間に箇の神聖な長火鉢に立て洋服の脚を加へてゐるものがある。何人であらう、誰れでもない、昨夜の彼である。彼は出がけに冷い足をあぶつ

てゐるのである。立て歩くために作られた洋服は坐ることを許さない。必要の前には何の法律もない。彼は神聖なる長火鉢に立つて脚を加ふることを怖れてゐるの違がないのである。然り、彼は急行電車に乗らなければならぬのである。

長火鉢はいつまでも動くまい。しかし己に一度脚を加へられた今日、誰れかその明日を語り得よう。

一リツトルの奥様

女は針仕事さへ出来ればそれでよい——などと云つたら笑はれてしまふほど、近頃は世の中が進んでゐる。男相手にむづかしい話は出来なくても、早い話が『母ちゃん、この字は何と云ふ字』と子供から聞かれて『さあ、それは』とつまつては井戸端會議の議長はしても家庭の内務大臣は勤まらぬ譯。どうして近頃の子供は親の知らないエライことを承知に及んでゐるから、アベコベに御教示に預ることも随分ある。そこへ行くと現代の女性を

結核と妊娠

潜伏性結核にあつては大多数はその症状が影響を受けない、即ち活動性が増悪するものは五分の一に過ぎない、然し活動性結核者が妊娠すれば非常に危険で妊娠によつて何等の危害を蒙ることなきものは、僅かに七分の一と云ふ少数である。

かく何故に妊娠分娩が結核の症状を増悪せしむるかは、甚だ困難な問題であつて特殊な生物學的原因は今日充分闡明されて居ない。唯今日保健衛生上から或は臨床上から原因となるべきものは妊娠中は平常よりも栄養物質や酸素の需要が多くなる。それであるのに妊娠すれば凡ての生理作用が不充分となり之れを満足せしむることが出来ぬ。妊娠中には屢々所謂つはり悪阻を發して食餌、栄養の攝取が困難になり身體の衰弱に加ふるに一層營養状態を不良にする。更に結核患者が妊娠するときは、そ

代表すると自認してゐる女學校御出身の奥様たちなら、そこは學力によつて何んでも答辯に及ばれることと思ふがこれが又よしあしで、新しいやうな古いやうな、しつかりしてゐるやうで、何處かば一つとしたところあると云ふ、頗るたよりない手合もおありなされる世の中なのだ、たとひ怨まれても小さい聲で『女子と小人は養ひ難し』と孔子さまの聲色をつかひたくなるしかし、流石に『主婦の友』や『婦人世界』を御愛讀になるだけにメートル法で御料理の調合もなされるのだから且那樣の方でも婦唱夫隨の徳を主んじて晚餐にメートルを上げられる次第、これも太平の世の有難さだが、さてこんなのは注意に價するね。

御用聞『今日は三河屋でござい、御用は』
奥様『あゝ御醫油を一リツトル頂戴』
御用聞『一リツトルぢや枡の都合が一寸』
奥様『ぢや五合でいゝわ』

これぢや新しいメートル法が泣き出すだらうし、奥様の精神上にも不良な影響を來し睡眠、休息、其他の攝生法に悪影響あること等は重なる點であらう。分娩はよし、一時的ではあると云へ妊娠よりも一層不良な影響を與へる。分娩時の種々な器械的障害、過勞、衰弱、不眠等が全身の抵抗力を著しく減弱して結核増悪の原因となると云はれて居る。

箆笥を賣つた父親

『金ちゃん、僕の家へ遊びに來ないか、角力とろよ』
『いやだ、君とこは狭いから』
『狭いことないよ、お父ちゃんが、箆笥賣つたから廣くなつたよ』

こんなことを子供は平氣でしゃべつてしまふ。そりやさうでせう、子供にとつては箆笥を賣ることが恥しいことだの何だのにはお構なしで、角力とることが第一の目的なんだから、それに都合さへよければいゝ。つまり子供の世界と云ふものは大人なんか比べれば數等個人的

な徹底したものである。だから父兄たちが自分たちの考へばかりで子供に對する時には恐ろしく面喰ふ場合が多い。例へば廣々とした芝原へ出るともう籠を出た鳥のやうにはね廻る、さうした時に着物を汚すといけないの、動くとき危いからちつとしてゐるのとやかましく叱つてゐる母親を見ると氣の毒になります。道徳的に重大な點に達した時に親の判断によつて、厳しく明かに訓戒することは必要なことであるが、子供が延びてゆく爲に必要な欲望を満足させずに始終、親だけの都合でそれを壓へつけることは考物でせう。着物を汚されることが困るのなら、なるべく洗濯するのに手間のかゝらないやうなものを着せるとか、怪我させてはいけないと思へば、飛んでも怪我せぬやうな場所で遊ばせてやるとか、そこは親の工夫と注意が必要であらう。

先の會話に例をとるならば、箆笥を賣つたなどとしてやべられることは外聞が悪い、が子供は嘘をつかない、それは賣る方の親の不始末だ、子供の心は碎破齧だ、悪く彈のまへぶれである。法律改正は法律を以てし性の破壊は性を以てするのである。如斯は一に集注せらるべき、水も漏さぬといふ戀愛が所々に散布されて、其の力が弱くなるから遂に家庭を破壊することになる。恐るべししく。

兒童が虚弱となる原因

兒童が虚弱となる原因を總括して見ると、第一の問題は遺傳である。次に住居並に空氣に關する不都合な條件、運動、遊戯の不足と過勞、重要な食物の嫌悪である。又精神的方面では家庭における不安と慰安の缺如である。これ等の原因を除去するに努むるならば、必ず兒童は強健に向ひ良好な發育を遂げ得べきである。勿論食物を適度に給與することを前提としてのことである。

遺傳のために兒童が虚弱であるのは、生後においては策の施すべきがない。然し他の不都合な條件を能ふ限り、除去することにより、幾分なりとも状態を良好に導くこ

なるのもよくなるのも躰け次第。教育は學校の先生まかせではいけない。家庭が實はほんとうの教場だ、その教場で夫婦喧嘩をしたり、よくない話や行ひを見せつけ聞かせては、よくなる氣遣はない。方々御心得あるべく候と云はねばならぬ。

知らねばよいが？

近頃私の手元へこんな手紙が、三通程舞ひ込んで來ました、或は反對に旦那が知らねばよいが、といふことも想像せらるゝ。こふいふことは世間に多々あることで、別に珍しいとは思はない、友人同士が手紙のやりとりを書くが常だおかやき半分に。讀者の中でも経験があると思はれる。

前號でも申しました様に、家庭の大源は夫婦の心の調和にある、性的の結合にある。その大源を破壊する強烈な爆彈は『知らねばよいが』にある、一度知りやうものならそれこそ爆彈だ。私の手にした三通程の手紙は、爆とは出来るであらう。遺傳の恐るべきものであることを知つたならば、結婚は人種改良學上批難の少い組合せに限られなければならない。

兒童が食物に對し好悪があるのは、母や姉の努力により多くは矯正される。單に食べ慣れぬためにのみ嫌ふことが多くから、兒童を安心させて食べなはせる必要がある。食物の配合調理等についても、兒童の爲といふことを充分考慮されなければならない。

住居・運動・慰安は經濟上の問題となるから、徒らに聲を大にして論じても、家庭によりては改善頗る困難である。然しこれもその趣旨を了解して、些少の支出でも最も有効に用ゐる考案を回らすならば、その効果は決して鮮少であるまい。例へば市内から郊外に移轉する如きもその一策である。

要するに兒童を強健に育てるには、兒童そのものゝ生活と同情を以て理解し、兒童中心の生活を一家の信條とする外はないといふことになるのである。

なべに就て

一般家庭の主婦が、榮養

料理について大變目ざめられて来たことは結構なことでありますが、未だ大抵は品物だけの選擇で、魚や野菜を煮る鍋とか、燃料とか、その火加減などに注意を拂はれないのは、同じ料理を作る上にも、經濟といふことと、おいしく出来る點に大きな關係があります。

家庭

欄

何を煮ても一番經濟で、おいしく煮ることの出来るものは、鐵鍋であります、鐵鍋は、火のまわりは薄いアルミの鍋にくらべておそく、燃料も餘計にいらやうです

はやされたセトヒキナベは、分厚いものなればよろしいですが、薄いものはごく悪いものですから氣をつけねばなりません。(村井政善氏談)

嫁と姑

家

嫁と姑とは犬猫の間のやうだといふ。遺憾乍らこれを認めざるを得ない嫁姑が世間には多い。

庭

やはり、さういつた嫁と姑が或村にあつた。嫁はとうとう恐ろしい考へを起して、姑を毒殺しやうと決心し、毒藥の調合を近所の醫者にたのんだ。醫者も迷惑したが、何か思ふ所があつたものか、遂に藥の調合を引受け、さて嫁に向つていつた。

『ちや氣毒だが御老人の命も二三日だ。まあ御馳走

でもして精々大切にして上げなさい。』
嫁は醫者のいふ通りに、これまでとは打つて變つて姑を大事にした。御馳走をしたり、物見ゆざんに連れ出した

勸儉數へ歌

一つとや	人々仲よく震災の、震災の
二つとや	かたみによい種蒔きませう、蒔きませう
三つとや	ふわ〜浮んで消え行くは、消え行くは
四つとや	煙草のお金とかへりみよ、かへりみよ
五つとや	みごとに財布も軽くして、軽くして
六つとや	お酒は「醒めよ」と遁げて行く、遁げて行く
七つとや	よく〜用心火の用心、火の用心
八つとや	たのしい吾家と世のために、世のために
九つとや	いよ〜生産能率を、能率を
十とや	高めて勞苦の價値を知れ、價値を知れ
十とや	むりにもお願ひしたいのは、したいのは
	階級の隔てがない様に、ない様に
	なんでも奢りの芽が出たら、芽が出たら
	「貯金」とはさむが安心よ、安心よ
	み國の産物愛てよかし、愛てよかし
	個性を磨いて徳を積み、徳を積み
	人類愛には身も捨てよ、身も捨てよ
	都會に田舎に新しく、新しく
	文化の花を咲かせませう、咲かせませう

が、熱が鍋全體へまはるので、おいしく煮えます、アルミ鍋は火足が早く湯を沸かしたり、物を温めたりする場合

は都合がいゝのです、時間を長く煮る場合には度々水をさゝねばならないので、却つて燃料も餘計に要るし、味もだん〜變つて参ります、その點からでも鐵鍋はアルミ鍋よりは、遙によいものであります、鐵鍋も煮込めば煮込むだけそれがなれますからよくなります、赤ガネ鍋は塗料のシロマに不完全なものがあつて、赤ガネ本質のロクシヨ

ウがふくと、あれは毒ですから危険であります、カラ金すると二人の間は、漸く變つて、今までついぞ見たことのないなかつた美しい圓満な間だに成つて来た。嫁の心にはあたたかい美しい感情が泉で来た。そして怖ろしい考へを抱いて、醫者に毒藥を依頼してあることを思ひ出し、慄然とした。前非を悔いた嫁はすぐに醫者の家へ行き、あやまつて、前の依頼を取消した。『さうですか。それは結構でした、ヤツぱり親切ですね』といつて醫者は明るく、笑ひながら、嫁に言葉をかけた。思ふ壺にはまつたなといふやうな満足が醫者にあつた。親切は圓満の母である。毒藥をつくるには醫者にたのまねばならない併し親切は自分だけで出来る。

家庭と罪惡

「舊式ではあるがともかくにも母の膝が宗教上の訓練を施すに一番好い場所である」とは久しくニューヨークのシンシン・プリズンに於けるローマン・キャソリックの教誨師をやつてゐたキリアム・キャシン氏の語である。

氏は嘗て釋放者の保護事業に熱心な或る銀行家の夫人にその事業の相談で招待を受けた時の事實談をニューヨーク・タイムズ紙に載せて、何處に於けるよりも家庭に於ける兒童の教育の特に重せらるべきことを説いてゐる。キヤンン氏は語つてゐる。

『その席で私は列席の人々に、保護事業に熱心な人達に扶けてやらうと思つてゐる人々の見解は決して其人達には理解できなからうと云つたのです。慈善家達は出来るだけ手を盡してゐると思ふでせうが、きつとあらゆる衝突と誤解が生ずるのです。釋放者は慈善家達を晒ふか、其人達を怖れるか何れかです。

恰度その時子供達が母親に話しをしようと思つて室に入つて来たのですが、夫人は私と大事な相談があるからと云つて、いら／＼しながら家庭教師をつけて活動寫眞にやつて了つたのです。で、私は夫人に、罪を犯した他人の子などにかまうよりも自身の子を自身で面倒を見てをやりなさいと云つたのです。而して犯罪人の七十乃至

八十パーセントは同情の欠しい家庭から出るもので、善く子供を了解し、氣をつけてやり、子供のコンプレジダン（秘密を明かされる人）とならうとする両親の熱心慈愛より以上に效めのある悪事の防止法のないことを説明しました。ソーシヤル・ワーク（社會事業）は慈善と同じように家庭から始まるべきものである、とも夫人に言ひました。

主人の銀行家は熱心に私の意見に賛同しました。後の話ですが、その夫人は私が列席の客の前で言つたことのために非常に驚いて神經をなやまして、三週間もベツトに就いたそうです。銀行家はこんなことは毫も意に介せないと云つて、私の手を振りましたが、その握り方はたしかに彼の家庭のためになることをしてくれたことを感謝するものと如くでした。

私は人にシンシンにゐた時分の私の仕事について話をする度に、一般の家庭にもつと今よりも温い關係の必要のあることを、いつでも意味を強めて語るのです。兒童

が自分の朋友を遠ぶ位大きくなると、驚くと喰べるより外には家には落ちつかなくなるのは驚くには足りませぬ。何か僅かな失禮があつても、家では同情を受けることができないのを彼等はよく知つてゐるのです。で、彼等は叱言も云はれず、なぐさめながら背中を叩いてくれる處へ行くのです。

子供の際限のない質問に答ふるのとシンシンかんごくの大きな門の開く音とは大變な距りがあるでせう。然しながら私は此の二つが如何に密接な關係を有つてゐるかを親しく見たのです。刑務所へ来るものに温い了解のある家庭から出たものは甚だ少ないのです。私は富有な家庭について言つてゐるではありません。十の家族の中の比較的富んだものゝ與ふることを忘つたもの、――両親が子供の最も良い朋友であることを子供をして感ぜしむる其の心からの努力、これはその両親がどんなに貧しくあつてもしてやることはできる事なのである。勿論、子供の個性を養つて、丁々／＼な甘きかじ方をしてはなりません。

笑ひは樂りの感じから

本欄の初めに笑ひのかす／＼を書いたが、『笑ひは樂りの感じ』から起るとの説がある。さつと御参考にかいてみる、新年氣分で……何だか、くすぐつたい感じがする。その樂りの感じは何處から發生して來るかといふに、三つの説がある。第一は遊戯本能に歸因する説、第二は習慣説、第三は愛の本能説である。

遊戯本能に歸因する説。樂りは五に巫山戯合ふたり、ぢやれ合つたりすることから生じたのであるといふ、その證據には總て樂つたい所は、喉や腋の下やであつて、いづれも皆な急所ではないか。動物は自然から遊戯本能といふものを與へられてゐてそれに動かされて五にさうした急所に軽い攻撃を加へ合つて、樂しみつゝ生存競争

への備へを覺へて行くのだといふ。兄弟が互にぢやれ合ふて、クツ／＼笑ひ合ふのは、家庭に於てもまゝ見ることだ。こうした現象から、相手をいぢめてやらうとか、打負してやらうとかいふ、競争気分も認めることも出来る。

習慣説、生物が自己の身體に宿る寄生虫を、掻き落さうとする觀念から、やがて操ることの快感を生じ、それが長い間の時間に習慣性となり、現在の操りといふことになつたと云ふのである。

愛の本能説、操りの感じのある所は、急所といふよりも、『色情帯』と唱へらるる部分で性的に原因すると主張するのである。頭部、胸部、腕、腹、股、臀部、……を操られた場合、それによつて人が幾分かの愛又は性の本能を刺戟されるのは、その部分が第二次的の性機關である爲めに他ならぬ。若き人々が大人よりも、多く操りに對する反應を現すのは、彼等のエネルギーが第一次性機關へ集注する前に、第二次性機關へ集注する爲めである。

といはれてゐる。その證據としては性的體驗のある人々の操りに對す反應は次第に減退をして行く。熱烈なる愛に陥つてゐる時の婦人の五體が、異性によつて何れの部分にも、觸れらるゝと甚しき操りの感じを覺へる。體全體が異性に對して色情帯となつてゐる爲めに外ならぬ、斯る原理を應用してある人々は一つの戰術として婦人を筋絡征服することを聞いてゐる。これからさきを詳論すると、所謂戰術『虎の巻』を教へることになるから、脱線せぬうちに擱筆する。しかし家内一同が操り合ひ、ぢれ合ふて新年を迎へると云ふは非常によい。あまりこうじると何とか名稱が變つて來ます。程度を越さない様に操つて笑ひまじやう。

訂正
前卷十一月號『行刑作業』に就て「三十六頁終りより二行目の、受負業は臨時作業として操るに止め、とあるは受負業は臨時作業として操るに止めの誤植につき訂正す。

叙任辭令追加

七級停下賜 看守長 柏 知一(濱松)
 八級停下賜 典獄補 重松 勤之助(福岡少年)
 九級停下賜 典獄補 佐竹 成徳(福岡)
 八級停下賜 典獄 田村 英吉(三池)
 五級停下賜 大野 四郎五郎(宇都宮)
 五級停下賜 伊藤 孝之(宮城)
 五級停下賜 松隈 房吉(神戸)
 五級停下賜 逸見 祐之助(網走)
 五級停下賜 中村 時夫(静岡)
 五級停下賜 柏木 幸平(徳島)
 五級停下賜 河合 哲(秋田)
 六級停下賜 佐瀬 正三郎(鳥取)
 六級停下賜 同 黒田 源太郎(富山)
 八級停下賜 典獄 黒田 源太郎(富山)
 以上重松勤之助氏以下黒田源太郎氏迄計十三名依願免本官

七級停下賜 石山 重(山形)
 七級停下賜 小々高一左衛門(長野)
 八級停下賜 安井 延太郎(徳島)
 八級停下賜 藤 潤二(宮崎)
 九級停下賜 種田 正一(鳥取)
 同 湯生 松勝介(岡山)
 同 岡本 隆成(和歌山)
 同 淺田 彰(福井)
 同 河野 純孝(豊多摩)
 同 小池 博道(山口)
 同 安藤 義孝(山形)
 同 本田 八重丸(棒太)
 同 原田 義(教宮崎)
 同 齊藤 隆法(福井)
 同 生 三俊(隆福岡)
 同 湯口 温(稚福島)
 同 梅林 一(徳島)
 同 林 淨(和歌山)
 同 藤井 黙(鹿見島)
 以上布庭長三郎氏以下藤井黙乘氏迄二十四名願依り本職ヲ免

喪中に付き年賀欲禮仕り候
 小菅刑務所 尾原 静 乘

